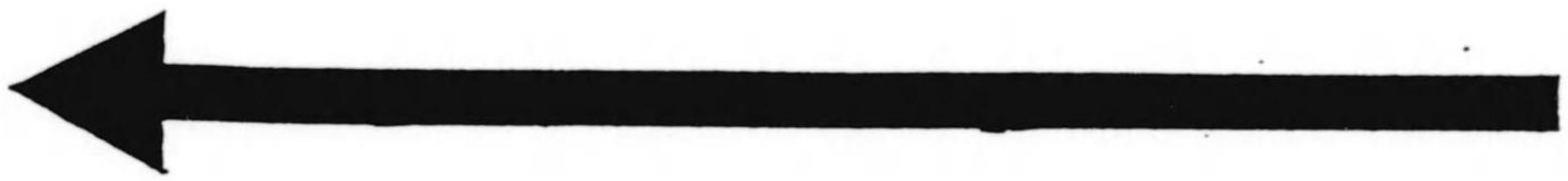


始



無 代 贈 呈

經 濟 科 教 材 時 報

- ◆ 經濟學の取扱ふ諸資料は本來活き物で、時々刻々變化推移して暫くも靜止するこゝはありません。
- ◆ されば之が教授に當らるゝ諸彦は絶えず斯かる變化の趨勢に注目を怠らず、常に最も新鮮なる活事實を生徒に傳へるこゝに努めねばなりません。
- ◆ 然るに實際の經驗に看るに、新聞雜誌に現はれる時々の新事實を一々蒐集整理するこゝは意外に面倒なもので、不知不識の生へた教材を教へねばならぬこゝになり勝ちです。
- ◆ 茲に於て本書の著者は、常に是等資料の變遷の跡を詳細に記述せる上記、時報を編纂して、教授者の便利を計るこゝに努めます。
- ◆ 本時報は毎號體裁を同一にして合綴保存をなし、之ればかりで經濟界の推移が明かになるやうに致します。
- ◆ 本時報は申すまでもなく發行の都度本書の御採用學校へは無代で謹呈致します。



特228  
9

# 經濟各論大意

京都帝國大學經濟學部教授  
法學博士  
山本美越乃  
立仙藤松著



*Adam Smith*





### 學祖アダム・スミス

近世經濟學の父、アダム・スミス (Adam Smith) は、千七百二十三年六月五日蘇蘭土の小邑カーディーに生る。氏が十年の心血を注ぎたる大作『國富論』(Wealth of Nations) に於て、經濟事象の上に博大なる考察を試み、之に獨特の體系と、組織とを與へ、以て始めて科學としての經濟學を建設した其の偉大さは、唯々驚嘆の外はない。千七百九十年七月十九日歿。學祖享年六十有七。(署名は氏の自署)

### 序

予は我が國現時の學制並に教育の實際に對して、常に一種の疑問と遺憾とを感じて居る者である。殊に中等教育の千遍一律にして未だ舊來の注入教育の域を脱せず、經濟學の如き實際生活に立脚せる學問に於てすら、依然として概念教育にのみ耽る實狀を觀て、之を邦家教育の爲に限りなき恨事と考へて居る。

然るに此の度立仙藤松君舊師たるの故を以て、予に其の著『經濟各論大意』の閲讀を求められた。君が一方に於ては日々繁劇なる公職に従事しつつ、尙ほ他方に於ては一學究としての態度を失はずして、新教育道の爲め全く從來の型に囚はれざる新たなる着想の下に、此の書を編まれし苦心の跡を看て、其の大なる努力に敬意を表すると共に、之に依りて今後幾萬の學徒が、自力自奮以て實際生活に其の根柢を有する經



濟學の活ける教育を受け得ることであらうと信じ、我が教育界の爲に衷心より祝福せざるを得ない。

複雑にして異論の少からざる商工政策並に財政學に關する知識を、精練せる筆を以て明快に叙述したるのみならず、更に進んで研究せんとする者の爲に、或は研究問題を與へ、或は豊富なる參考資料を示して、學習上の指導と利便とを計れる周到なる用意は、未だ世の類書に見ざる所であつて、以て本書の價値を判断することが出来る。予は君の努力の結晶たる本書を卓越せる教科書として、又一般の參考書として弘く世に推奨したいと思ふ。

昭和二年明治節佳辰

山本美越乃

### 自序

經濟各論に關する教科書が、現に可成りに多く刊行されてゐるのに、又其の上に此の一書を加へようとするは、要するに時代の要求にかゝる學習中心の最新式教科書を提供したいが爲である。然して本書が舊來のものに比して、幾分の特色を有するとすれば、それは畢竟左の諸點に於て、全然傳統を破つた試みに出でたが爲めであらう。

(一)教師中心の注入教育、詰込教育を排し、生徒中心の自學自習の教育、實際生活に即せる教育を標榜して、常に研究的態度を以て、之が考究に精進し得るやうに努めたこと。

(二)徒に難澁なる語句を連ねて、單に其の骨格だけを示し、無味蠟を嚼むやうな行き方を排して、行文を平明に、分量を豊富に、然して生徒をして相當の興味を以て之が研究に従事し得るやうに努めたこと。



(三)生徒の自動的研究を指導するに役立つ得るが如く、全巻を通して常に周到なる學習上の手引きを與へ、以て自學自習の訓練に資せしむるやうに努めたこと。

(四)原理原則の註釋のみに力を入れて、單なる概念の教育に墮するを避け、常に我が國現時の實際的經濟生活に接觸せしめ、以て斯かる知識の實際的運用に努めたこと。

斯うした事業は、我が國教科書界に於ける最新の試みであるだけ、此の爲めには可成りの苦心を拂つたものであるが、之を使用せらるゝ教師並に生徒諸君が、著者の用意の在るところを察せられて、努めて舊套を脱した研究を積まれるならば、或は豫想外の學習能率を擧げらるゝであらうことを期待する。尙ほ教育家諸賢より、取扱の經驗に基きたる畏憚なき御批正を仰ぐことを得るならば、素より著者の喜びは之に過ぎぬ。

本書稿成るや、山本美越乃博士は著者の爲めに親しく御校閲の勞をお執り下さつた。當時博士は特に公務御繁忙の際であられたに拘らず、全巻を通して周到を極めた御閲讀を下され、各事項につき一々綿密なる御示教を賜はつた。本書の今日ある一に博士のお力でなければならぬ。茲に深く御厚情に對して感謝の誠意を捧げたい。

昭和二年十月

著 者



## 例言

- 一、本書は中等程度の商業學校用經濟科教科書として著述したものである。
- 一、材料の取捨排列は大體文部省の經濟學教授要目に準據し、又學理の説明は徒に新説を追ふことなく、力めて穩健なる通説に従つた。
- 一、本書は「經濟原論大意」と共に姉妹篇をなし、力めて兩書間に依ける事項の重複を避けたからなるべく、兩卷を併せ研究せられむことを望む。
- 一、現下の經濟狀態を知らしめんが爲めに、出來得る限り最新の統計を擧げること力めたが、是等は刻々に變動すべきものであるから、教授者は常に之が修補に留意せられたい。
- 一、本書の頁數は他の類書に比して幾分多いが、之は文章の平明なると、自學主義を採つた當然の結果であるから、實際の取扱上には何等の支障を來たさぬこと、確信する。
- 一、本書は一面一般初學者の入門書としても、又は中等諸學校に於ける法制經濟科の参考書としても、共に適するやうに注意を拂つた。

# 經濟各論大意

## 目次

### 第一篇 商業政策

#### 第一章 總論

第一節 商業政策の概念

第二節 内國商業政策

第三節 國際商業政策

#### 第二章 外國貿易總說

第一節 外國貿易の性質

目次

一  
一  
六  
三  
一五  
一五



第二章 外國貿易の利害……………二〇

  第三節 國際放資と外國貿易……………二五

  第四節 國際貸借の原因……………三〇

第三章 國際商業政策の主義……………三四

  第一節 重商主義……………三四

  第二節 自由貿易主義……………四〇

  第三節 保護貿易主義……………四七

第四章 國際商業政策の施設……………五七

  第一節 關稅……………五七

    第一款 關稅の概念……………五七

    第二款 關稅の賦課……………六三

    第三款 關稅の制度……………六七

    第四款 差別關稅……………七三

第五款 我が國の關稅制度……………六七

  第二款 輸出獎勵制度……………七九

  第三款 通過獎勵制度……………八三

第五章 通商條約と關稅同盟……………八七

  第一節 通商條約の概念……………八七

  第二節 最惠國條款……………九二

  第三節 關稅同盟……………九四

### 第二篇 工業政策

第一章 總論……………九六

  第一節 工業政策の意義……………九六

  第二節 工業經營の變遷……………一〇一



第三節	工業政策の變遷	一〇七
第四節	工業政策上の施設	一一一
第二章	工業労働政策	一二七
第一節	労働問題の起因	一二七
第二節	労働問題解決の方針	一二五
第一款	自由主義	一二五
第二款	社會主義	一二八
第三款	温情主義	一三六
第四款	社會改良主義	一三八
第三章	労働組合	一四五
第一節	労働組合の概念	一四五
第二節	労働組合の手段	一五一
第一款	常務的手段	一五一

第二款	争闘的手段	一五七
第四章	労働者福利増進施設	一六五
第五章	争議調停制度	一七一
第六章	労働者保護制度	一七九
第一節	工場法	一七九
第二節	労働保険	一八五
第三篇	財政學	
第一章	總論	一九一
第一節	財政の意義	一九一
第二節	財政と私經濟	一九四



第三節 財政學の意義と研究範圍……………一九七

第二章 經費論……………一九九

第一節 經費の概念……………一九九

第二節 經費の原則……………二〇一

第三節 經費の分類……………二〇四

第四節 經費の膨脹……………二〇八

第三章 收入論……………二一一

第一節 收入の概念……………二一一

第二節 租稅總論……………二一四

第一款 租稅の概念……………二一四

第二款 租稅の原則……………二一七

第三款 租稅の分類……………二二二

第四款 租稅制度……………二二四

第三節 租稅各論……………二二八

第一款 所得稅……………二二八

第二款 收益稅……………二二三

第三款 財產稅……………二三七

第四款 交通稅……………二三九

第五款 消費稅……………二四三

第四節 手数料……………二四六

第五節 私經濟的收入……………二五〇

第一款 總說……………二五〇

第二款 官有財產收入……………二五三

第三款 官業收入……………二五六

第四章 公債論……………二六〇

第一節 總說……………二六〇

第二節 公債の性質……………二六四



第三節	公債の種類	二六八
第四節	公債の起債	二七三
第五節	公債の償還	二七五
第五章	財務論	二七九
第一節	總說	二七九
第二節	豫算	二八一
第三節	決算	二八五

### 經濟各論大意 目次 (終)

## 經濟各論大意

### 第一篇 商業政策

#### 第一章 總論

##### 第一節 商業政策の概念

■經濟政策の概念 經濟政策 (Economic Policy) は、一名應用經濟學又は經濟各論とも稱せられ、經濟社會の特殊の部分に起る種々の現象を研究して、以て其の利害得失、並に之が方策如何を論ずる學問である。即ち經濟原論の如く、一般の經濟現象に通ずる理法のみを研

#### 研究問題

- (一) 吾等は何故經濟政策を研究する必要があるか。
- (二) 商業政策はどんな問題を考究することが使命か。
- (三) 個人や、私的團體のする商業施設は何故眞の商業政策といはれぬか。
- (四) 本篇に於て主として研究すべき領域は何か。



究するのではなく、斯かる原論の教ゆる原理原則をば、之を特殊の諸經濟現象の上に應用して、以て實際上如何なる手段方法を採れば、果して國利民福を進めることが出来るかを教ゆるところの學問である。(1)

經濟政策は別れて、商業政策・工業政策・農業政策・交通政策・植民政策など種々の専門的研究となる。

■商業政策の意義 上述の如く、商業政策(Commercial Policy)は、經濟政策の一部門であつて、國家が國の内外に對して行はれる商業に就き、其の状態をば、國民生活の健全なる發達と相調和せしめんが爲めにする施設のすべてをいふ。即ち、國家が内外の商業に對して、如何なる施設を行へば、最も有利に之を發達せしめることが出来、且つそれが國民經濟上にも有益であるか、其の

研究するのではなく、斯かる原論の教ゆる原理原則をば、之を特殊の諸經濟現象の上に應用して、以て實際上如何なる手段方法を採れば、果して國利民福を進めることが出来るかを教ゆるところの學問である。(1)

参看資料  
(1) 經濟政策の性質 近世の國家は單に其の獨立を維持し、其の法律を守るに止らず、進んで國民の幸福を増進するを以て目的とする。然して國民の幸福を増進するに當つては、自ら精神並に物質の兩方面に亘つて施設を爲さねばならぬのであるが、斯く物質的方面から國民の幸福を増進する方を經濟政策といふ。  
經濟政策は單なる實際問題の研究や技術ではなく、一の立派なる學問であつて、上記の分科に對する國家の方針を攻究し、共通なる眞理を發見

手段に關する利害得失を研究するのである。

されば、國家が商業に對して、或る施設を爲さんとする場合には、單にそれが企業としての商業、即ち私經濟上に於ける商業の盛衰ばかりを眼中に置かず、必ずや此の施設が、其の國民經濟全體の上に、如何なる影響を與ふべきかを深く考究せねばならぬ。こゝに商業政策研究の必要が在る。(2)

■商業政策の主體 商業政策は、右に述べたるが如く、國家が國民經濟の發達を圖らんが爲めに、如何なる施設を爲すべきかを研究するものである以上、其の主體が、全く國家に存するはいふまでもないことである。即ち各個の商人、若くは商事會社の如きは、普通自己の利益にこそ注意すれ、國民經濟全般に亘つての利害に

利益にこそ注意すれ、國民經濟全般に亘つての利害に

し、更に之を實際に應用せしめんとするものである。  
(2) 商業政策と國家の利益 商業政策は國家が國家全體の利益の爲めにする施設中の一部であるから、若し商業の利益を進めることが全體の利益と一致しない場合には、時に或は商業の利益を多少犠牲に供せねばならぬことがある。殊に商業の内部に在つても各部門の利益は必ずしも相互に一致せないものであるから、矢張り全體の上から見て常に最善の方向を取つて進まねばならぬ。



就いては、到底之を詳かにすることは出来ない。然して之を詳かにし、斯かる全般の得失に關して正當なる判断を下し、以て其の統一制御の任に當り得るものは、一に國家を措いて外にはない。併し、商業界の實際に就いて觀るに、國家以外或は地方自治體或は公共團體の如きものが、時に或る種類の施設を試むることはあるけれども、是等の團體は、もと國家の支配下に在り、隨つて其の行ふところの政策も、到底國家の政策に背反することは出来ない。されば、此の如き國家以外のもの、爲す施設は、畢竟唯だ國家の行ふ商業政策の補助たるに過ぎないものと解するが妥當である。

**四 商業政策の部門** 商業政策は、其の客體の上から區別すれば、之を左の二つとせられる。

(3) 公共團體の施設 商業會議所が内國商業に對して諸種の施設を爲すことがある。

(4) 私人の施設 個人や私的團體の施設中には國家の施設に譲らない有力なものもあるが、元來「政策(Policy)」とは政治即ち政府の施設又は方針を意味し、私人が私利の爲めにするものとは性質を異にする。されば商業政策は原則として國家のする施設を主眼としたもので、私人や私的團體の經營、方針を説くのは別に商業學の任務とするところである。(但此問題には異説あり。)

(一) 内國商業政策 國內に行はれる商業の發展を圖らんが爲めにする國家施設の總稱である。

(二) 國際商業政策 外國貿易の發達を圖らんが爲めにせらるゝすべての國家施設をいふ。

**四 商業政策の領域** 商業政策は、商業に關する政策であるから、之を廣義に解する時は、あらゆる商業の上に、直接間接に關係を持つところのすべての政策を研究すべきである。即ち、外國貿易や内國商業に關するものは、いふまでもなく、此の外貨幣、銀行、交通、保險等所謂補助的商業に關する政策にまでも論及すべきであるが、併し此の如き諸部門は、今日夫れ／＼専門の一學科として研究せられ、且つ又是等のものが、商業界に及ぼすべき影響に至つても、自ら間接であるから、一般に

(5) 區分の標準 上記の區分は國家施設の種類若くは方針に基いたものではなく、全く其の客體を標準としたものである。

(6) 國際商業政策の重視 商業政策は内外の商業に直接關係ある政策を説く。併し内國商業政策中商人、商品、會社、小賣、卸賣、取引所其他市場、商業會議所等に關するものは、多少觀察點は異れども商業學等に於て相當研究されるから、普通商業政策として最も力を注ぐのは國際商業政策の方面である。殊に歐洲大戰以來各國とも對外貿易政策



商業政策といへば、専ら内外の商業に對し、直接に關係を有する部分の政策を説くを常とする。然して、本篇に於ては、内國商業に關する研究は、努めて之を概略に止め、主力をば、國際商業政策の方面に注ぎたいと思ふ。<sup>(6)</sup>

### 第二節 内國商業政策

■内國商業政策の要旨 内國に於ける商業政策の施設は、要するに商業の自由と、其の制限との二點に歸する。今日外國貿易に於ては、各國とも大抵保護政策を採り、各方面の施設に於て、一般に或る程度の干涉、制限を加へてゐるが、之に反し、内國商業に對しては、大體に於て營業の自由を認め、殆ど彼等相互の自由競争に委するを以て本則としてゐる。

は一新生面を開いて來たことであるから、研究の主張をここに置き内國政策の問題につきては努めて概略に止めておく。

#### 研究問題

- (一) 内國商業政策の大眼目とするところは何か。
- (二) 内國商業に於て自由政策を採用する理由を問ふ。
- (三) 自由政策に於てはどんな施設をすべきであるか。
- (四) 自由政策を制限すべき必要はどこにあるか。
- (五) 自由制限の爲めに施設すべき

されど、斯かる自由放任の結果として、若し國家社會

全般の上に、或る種の障礙を生じ、自らそこに弊害を齎すやうなことがあれば、國家は其の部分に對して、幾分の制限を加ふるの已むなきに至るべく、又此の如きは事實に於て、今日各國の夫れく採用してゐる政策である。されば、如何にして内國商業の自由を認め、之を奨励すべきか、又如何にして斯かる自由競争より生ずる障礙を除くべきかは、實に内國商業政策の二大眼目であつて、これ全く爲政者の運用の妙に俟たねばならぬところである。<sup>(1)</sup>

■自由政策の根柢 元來商業は、其の業務の性質上、農業の如く土地に拘束せらるゝことなく、又工業の如く多數の労働者を使用し、大資本を固定することも尠

き要點を問ふ。

#### 参考資料

- (1) 内國商業政策の眼目 商業政策は元來國民生活の健全なる發達の爲めに商業の進歩を計るものである。然るに企業心の盛なる開明國に於ける方策としては原則として個人の自由活動に委し、國家はなるべく之に對する妨害障礙を除いて其の自由活動を盛ならしめ、唯だ其の自由活動より起る弊害に對しては極力之を豫防するに在る。されば開明國に於ける商業政策は大體消極的方面にあるといふことになる。



く、随つて土地制度や工場法等に依つて、國家の保護干渉を受けるの必要もない。其の上商業は又本質に於て、彼の工業が業務の經營から、生産の技術に至るまで、すべて共同的の性質を有し、互に相倚り相扶くる共同團結に依つて、よく其の利益の増進を爲し得るに反し、兎角各個獨立の經營を喜ぶ風あり、其の結果として、成るべく自由の運動を欲し、萬事につけて利得の磨くところに従つて、去來せんとする傾きあり、此の結果遂に内國商業政策に對しても、出来るだけ國家の干渉を避け、自由放任の態度を執るやうになつた。<sup>(2)</sup>

自由政策の由來 尤も封建時代に於ては、各地方殆ど獨立國の如き姿を存し、互に他を排して、領域内の事業を保護せんとしたのみならず、當時交通の不便な

(2) 農工業の性質 農業や工業は業務の性質上著しく土着的、定定的である。殊に現代の工業では其の各生産部類の中大抵互に密接の關係を有し、又一工業部類や一工業の經營内に於ても全く共同的である。尤も農工業と雖も利益の多きところに趣かんとする性質を有するは勿論であるが、併し實際は固定資本を要すること多く到底商業の如くに自由なるを得ない。

(3) 封建時代の商業 封建時代に於ける商業の實際は、(一)各地方割據的で今日の外國貿易

るが上に社會の秩序未だ整はず、政治機關もまた極めて幼稚であつたが爲めに、勢ひ各地方、各組合を通しての施設が甚しく割據的、保護的となり、煩雜なる束縛を商業の上に加ふるを常とした。<sup>(3)</sup> 然るに、其の後集權的統一國家の起るに及んで、漸次交通の便は開け、人々は自由に其の手腕を廣き舞臺の上に振ひ得るに至るや、國家は最早昔日の如き保護制限を加ふるの必要なく、全く之を自由放任の主義の下に置いて、成るべく自然の發達に任すやうな方策を執るに至つた。

自由政策上の施設 然らば、國家が内國商業に對して、實際上如何なる政策を執るべきかといふに、それは可成り廣汎なる範圍に亘つた問題であるが、今其の主なるものを擧ぐれば左の諸項であらう。<sup>(4)</sup>

政策に似た政策を採つた。(二) 商人に組合を組織せしめ之が加入に制限を加へ競争を防ぎ、其の地位を一種特權的のものとし商人の行動に煩瑣なる制限を加へた。(三) 政治機關整はず商人は生命財産並に利益の保護につき團體を作つて自衛するの外はなかつた。

(4) 自由政策施設の結果 以下の施設に依つて商業の機能は最もよく發揮せらるゝと共に、其の自由なる活動に依つて個人的並に地方的の分業は盛となり、國民生活の全般に對して頗る多大の利益を享けるこ



(一) 商業者の地位の安定 國土内並に國民内に存する地方的差別を除き、又民法等の法令を完全にして、商業上の權利義務を確定し、以て競争上各種商業者の地位の安定を計り、そこに著しき不公平なからしむるやうにする。<sup>(5)</sup>

(二) 取引の容易圓滑 交通機關を整へて、貨物運搬の便を開き、市場の擴張を助くると共に、一面に於て貨幣制度を確立し、資金の供給を豊かにし、又市場及び取引所の制度を完全にして、諸般の取引を容易圓滑に行はしめる。<sup>(6)</sup>

(三) 従業者の教育訓練 商業の發展を期せんが爲めの要素には種々あるが、結局は巧みに之を處理運用すべき手腕ある人物を得ることである。されば、國家は

とになった。

(5) 地位の安定公平 自由競争を本則とする以上濫に區別を加ふるのはいよくない。即ち彼の内國關稅に類する制度を設け地域に依つて物價の騰貴を招いたり、又地方官憲が競争的に各種の事業につき法外の獎勵を加へて不利なる資本の使用を促したり、或は一部少數者が事業を獨占したりするが如きは共に戒めねばならぬことである。

(6) 障礙の除去 商業を保護するに當り其の自由競争の障礙

商業教育に關する學制を整へ、機關を充實し、以て優良なる従業者の養成に當らねばならぬ。

自由制限の施設 曩に述べたるが如く、自由放任に基ける諸施設が、若し國民經濟全體の利益を増進せしむべき大眼目と、一致しない場合に於ては、必ずや其の必要とする限度を超へざる限りに於て、商業の自由運動に對して、制限を加ふべき必要がある。左に此の方面に於ける主要なる施設を列擧しよう。

(一) 警察の目的に出づる制限 此の種類に屬すべき制限中の主なるものは、自由放任の結果、公安・風教・衛生上等に於て、弊害を生ずる恐れある場合に於ける制限であるが、此の外又眞正なる商人を保護するが爲めに、不正競争を禁止し、不正商人を取締るが如き、或は一般

を除去するは頗る必要なことである。されば國家は是等を除き努めて取引が容易圓滑に行はれるやうに注意せねばならぬ。

(7) 警察上の制限 之には種々の方面があるが、(一)營業目的物については飲食品、藥品、火藥等の危險物販賣の取締、(二)作業については質屋、古物商、銀行業、保險業等の取締、(三)人に關しては醫師、藥劑師、紹介人等についての制限、(四)企業形式については鐵道、信託業等を爲すには株式會社の形式を採らしむるが如きもの、(五)營業の方法については



公衆の利益の爲めに、時に物の價格を制限し、又は賣惜み、市價鈞上げ等を取締るが如きことも行はれる。<sup>(6)</sup>

(二) 社會政策の目的に出づる制限 此の種制限に屬するものは、獨立の小企業者たる小賣商人を保護するが爲めに、之を壓迫すべき地位に立てる大商人や、行商等を制限するが如き、或は商人の暴利を抑制せんが爲めに、公設市場を設け、又は消費組合を奨励するが如きこれである。

(三) 財政の目的に出づる制限 此の部類に屬するは、鹽煙草等を政府の專賣として、一般の取引を制限するが如き、又は一部の商品に對して、印紙の貼用をなさしむるが如きこれに當る。

不正競争を禁止し、又價格の制限を行ふ場合等が主なるものである。

(8) 小賣商人の保護 百貨商人の如き大商人を放任するときによく小賣物價の騰貴を來し一般に不良の影響を與へることがある。されば小賣商人の糾合を爲し連絡を圖り確實安全に經營して然かも安價に商品を提供し得るやうにする必要がある。又定住商人を保護するが爲めに行商人を制限することも政策上留意すべき點である。

### 第三節 國際商業政策

■ 國際商業政策の意義 國際商業政策とは、外國貿易に對する國家施設の總體をいふ。然して、外國貿易とは、或る國の商品を他國に販賣し、又他國の商品を或る國が買入れるところの取引であつて、前者は輸出貿易、後者は輸入貿易に當る。尙ほ此の外にも、通過貿易若くは中繼貿易、加工貿易等種々の別はあるが、結局はいづれも、輸入か輸出かの一つであつて、唯だ其の目的を異にするに止まる。<sup>(1)</sup> されば、國際商業政策に於ては、常に國家的の見地から、是等兩方面の實際に對して、如何なる施設を爲すべきやを研究するを以て要旨とするのである。

#### 研究問題

- (一) 國際貿易上に於ける論争を述べよ。
- (二) 國際貿易研究の大切な理由を問ふ。

#### 参考資料

- (1) 通過、加工貿易 是等の貿易については後章に於て詳しく研究をするから茲では極めて簡単に説明を加へておく。
- (一) 通過貿易とは他國の貨物が自國の商人を經由し更に外國に向ふ場合をいひ、(二) 加工貿易とは斯くして自國を通過する貨物に加工して外國に向



■國際商業政策の主義 國際商業政策にあつては、國際間の貿易關係は、これを自然に放任して、各國及び各經濟團體をして、自由に好むところに従はしめよと主張し、輸出入關係に人爲的技巧を施すが如きは、一國繁榮の道を講ずる所以ならずとする自由貿易論者と、若し斯く自由主義の下に放任する時は、内國生産品にして外國品に壓倒せられ、延いて内國に起るべき可能性ある産業をも、遂に起り得ざるに至らしむる虞れがあるから、國家は適當の保護干涉を行ひ、以て國民經濟全體の實力養成と、國內各産業の均衡を得たる發達とを遂げしめよと主張する保護貿易論者との、全く相反した二つの立場がある。<sup>(2)</sup>

然して、是等の論争は、單なる理論上の争ひに止らず

ふ場合をいふ。然して此の種貿易に依つて自國の航海業を盛大ならしめ、且つ通過に際しては加工賃、運賃、保險料、倉敷料及び設備利用に對する各種の手數料を得ると共に、又労働者に職を與へ、都市の繁榮を來たすの利益がある。

(2)自由、保護兩主義 上記の兩主義については後章に於て委細研究する筈であるから、こゝでは單に國際貿易上に新く相反せる二つの主義があることを述べたに過ぎぬ。

(3)兩主義の論争 外國貿易政

して、其の時代、其の國情に適應すべき實行策上の争ひであり、之が立場如何は、實に其の國運消長の上に甚大なる影響を及ぼすべきものであるから、近時各國とも、對外商業政策には、非常なる力を注ぐやうになつた。<sup>(3)</sup>

されば、現今商業政策といへば、直ちに國際商業政策、即ち外國貿易政策を意味するものと解せらるゝ位にまで、經濟政策上重要な問題となつてゐる。以下章を改めて之が詳細なる研究に入らう。<sup>(4)</sup>

## 第二章 外國貿易總說

### 第一節 外國貿易の性質

■外國貿易の原因 凡そ地球上に國と稱するもの

策上に於ける兩主義については古來激しき論争が行はれ、今尚ほ完全に歸着するところを見ない。

(4)外國貿易政策の地位 現今商業政策とは外國貿易政策のことだと考へてゐる人が多い。此の見解は正當ではないが、一面外國貿易政策の重要性を立證せるものである。

#### 研究問題

(一)外國貿易は如何なる事情から起るか。



は、一つとして同一の事情に在るものなく、國土・氣候・水利等の差異より、延いては國民の技術・資本・勞力の程度等に至るまで、夫れ／＼趣きを異にするものであるから、或る國に於て有利に生産し得べきものが、必ずしも他の國に於て、同一の條件の下に生産し得べきものとは限らない。されば、各國とも自國にとつてなるべく有利とする事業を營み、其の生産物をば他國のそれと交換して、以て双方に利益を得んとするに至る。茲に外國貿易 (Foreign Trade) の起原がある。<sup>(1)</sup>

されば、外國貿易は、要するに各國とも、風土・氣候等の自然的生産條件に差異ある外、又技術・資本・勞力等の人為的生産條件の相異なるが爲めに、各、其の長所に力を注ぎ、産出物を互に交換して、以て利益を收めようとする

- (二) 實例を以て國際的交換の意味を説明せよ。
- (三) 外國貿易と内國商業との差異につき各項を通じての比較一覽を作つてみよ。

参考資料

(1) 國際間の事情の相違 各種の生産に缺くべからざる自然力、勞力、及び資本の程度は各國同一ではない。されば自然力の恩恵を受けること大なる國又は特殊の技能若くは熟練を有する國は、其の然らざる國に比し先天的に便益多く、遙かに有利に生産をなし得るはいふまでもない。

ところに、之が成立の動因を見るのである。<sup>(2)</sup>

國際的交換の意味 此の如く、外國貿易に關して

種々の貨物を交換するは、各國に於ける自然的並に人為的の條件の上に、最も有利なるものを生産して、其の剩餘を相交換し、以て比較的少い勞費を以て、比較的大なる効果を收めんが爲めである。併し剩餘といつても、大抵は比較的の意味からで、別に國內に於て、其のものが使用し切れぬ程度に剩つてゐる譯ではないが、國民生活上更に以上に必要なものを獲んが爲めに、之を販賣する場合が多い。例へば、我が國に於て、生絲や綿織物が國民全體で使用し切れぬ譯ではないが、更に以上必要で、且つ缺乏せる綿花や羊毛・鐵等を獲んが爲めに、是等を割愛して輸出するが如きそれで

- (2) 生産條件と貿易との例 例へば我が國は自然的並に人為的條件の適する生絲、漆器、茶等を輸出し、是等の條件の適しない棉花、羊毛、鐵、智利硝石、大豆粕等を輸入する。
- (3) 外國貿易の原因 貿易の原因については上に記したが、今其の内容の方面から見るとは左の諸項となる。
  - 一、有・無・相・通 自國に産せざる物を輸入し他國に産せざる物を輸出する。
  - 二、原・料・輸・入 原料を輸入し製造加工して輸出する。
  - 三、半・製・品・輸・入 半製品を輸入し更に加工して再輸出する。



ある。

目 外國貿易と内國取引との差異 外國貿易といへば、或る國と他國との商業といふ総合的の意味を表はすものであるが、併し其の内容は、素より個人間の賣買取引であつて、常に國內に於て取引を行ふと同一の經濟的打算に因るものである。されば、外國貿易といふも、又内國取引といふも、本質上全く別種のものとする事は出来ぬ。然れども、外國貿易は、内國の取引に比して、左に列擧するが如き重要な差異がある。

(一) 多くは土地が遠隔である上、當事者の言語・風俗・習慣を異にするから、随つて輸出先の需要を知ることが困難であるのみならず、之が取引上にも亦種々の不便がある。(5)

四、完製品・上級品を製造する國と、下級品を製造する國とが相互に交換する。

五、其の他、商人の一時的見込又は見越輸入、船舶の航路維持の爲めに行ふもの。

(4) 兩取引の關係 一切の生産、取引を國家の手に集中して行ふ社會主義が實行する場合には、外國貿易は之を國家の行ふ貿易と云はれやうけれども、今日の貿易は全く私人の行ふところであつて、全然營利の爲めである。されど外國貿易と内國取引とは之を全く同じものと見ることは出来ぬ。

(二) 各國とも貨幣制度を異にし、爲替相場が時々變動して、往々收支の金額を精確に知ることの出来ぬ場合があるのみならず、又送金に就いては頗る繁雜なる手續を要する。(6)

(三) 荷造上にも特別の注意を要し、運送や、保險契約等に對しても、亦特殊の知識を有せねばならぬし、是等諸掛りの金高も多く、且つ註文から荷受までの時日も頗る多くを要する。

(四) 世界的商品の市價は、世界に於ける政治上、經濟上其他各種の原因に依る影響を受けるのみならず、又自國外交の巧拙に依つて損害を蒙る場合が少くない。(7)

(五) 若し相手方に於て、契約不履行の場合を生じて、容易に之を強制し難く、之に關する法の保護が極めて

(5) 輸出先の情勢不明 此の外供給上の競争國があるときは、是等の事情を知らねばならぬが之が頗る困難である。

(6) 貨幣制度の差異 此の外本位貨幣の地金が異なる場合や、戰亂、恐慌の場合等には特に此の弊が著しい。

(7) 政策の影響 自國の商業政策、工業政策、農業政策などに依つて直ちに影響を受ける。又支那の外貨排斥、不買同盟の如きは外交上から起つた悪影響の適例である。



薄い。

(六) 小量の仕入販賣は、内國取引に比して一層不利であり、随つて其の經營には巨額の資本を要する。<sup>(8)</sup>

### 第二節 外國貿易の利害

■ 外國貿易の利益 外國貿易が國民經濟の上に及ぼす利益は頗る多いが、就中其の主要なるものを列擧すれば左の如くである。

(一) 日常生活上の便益 前に述べたるが如く、各國には元來自然的並に人爲的の生産條件の相違ある結果として、全く自國に於て生産の出來難いもので、然かも需要の大なる貨物が尠くない。然るに、外國貿易の行はれるが爲めに、吾等は自由に是等のものを、有利に他

(8) 兩者の相異點は尙ほ多々あるが、以上は唯だ其の主要なるものを擧げたのみである。

#### 研究問題

- (一) 外國貿易が國民經濟上に及ぼす影響を問ふ。
- (二) 外國貿易の利害について各項別にそれにふさはしき實例を當て極めてみよ。
- (三) 外國貿易の弊害を少しでも緩和すべき方法はないか、各項について考へよ。

#### 参考資料

國に仰ぐことを得べく、之に依つて國民の日常生活上に及ぼす便益は、實に計るべからざるものがある。<sup>(1)</sup>

(二) 物價の調節 外國貿易は、貨物の過不及を相補ふ結果、自ら物價を調節させる傾向がある。即ち或る國に於ては、時として農産物が豊作で、市價の暴落を來たすことがあり、又或る種の製造品に對する需要が増加して、之が市價の騰貴を生ずる場合がある。斯かる際に於て、是等の過剰品を輸出して、國內の市價を維持すると同時に、又不足品を輸入して、市價の暴騰を防ぐことの出来るのは、全く外國貿易の大きな賜である。<sup>(2)</sup>

(三) 産業の擴張 製品の販路を海外にまで擴張することが出来れば、製造業者は進んで生産の規模を擴張して、生産高を増加し、且つ之に使用する原料や機械を

(1) 生産困難の實例 我が國で全く生産されぬは智利硝石、珈琲、護謨、金剛石の如きもの、又製造はされても生産條件の著しく不利なるは綿花、羊毛其の他貿易品の大部分が之に當る。

(2) 市價騰落の例 食料品や原料品の如き自然力に左右せらる、貨物に於て此の傾向が特に著しい。但し貿易商人は素より各自の利益を圖る爲めであるけれども、自然に此の如き作用を生ずる。

(3) 産業擴張の例 我が國の生



も外國から輸入することが出来る。されば、國の領域狭く、需要の數量にも限りあり、且つ原料の尠い國に於ても、尙ほ大に製造業を營みて、以て利益を收め得るのである。<sup>(3)</sup>

(四)文化の普及 外國貿易に伴ふて、自ら國際間に於ける交通の便が開けるにつれ、機械工藝、學術、思想等あらゆる文物は、漸次文明國より未開國へと傳播し、以て一般に文化を普及せしめる效益は少くない。我が國が嘗て歐米諸國の貿易欲に依つて、開發さるゝに至つた事實は、吾等のよく知れるところである。<sup>(4)</sup>

■外國貿易の弊害 一利一害は數の免るべからざるところ、外國貿易亦斯かる利益の反面には、左の如き種々の弊害が在る。

絲、絹織物の如きは生産高増加の例證で、綿絲、綿織物の如きは原料や機械まで他國に仰いて成功せる實例である。兎に角一國の需要だけであれば規模を擴張することは出来なないが、世界各國に販賣するに至れば擴張しても有利となるは明かである。米國の綿花、濠洲の羊毛、肉類の如き之が實例である。

(4)文化の普及 歷史上各國に於ける文化推移の跡を尋ねるに、外國貿易が先づ起り文化が之に伴つて傳播發達した例は少くない。

(一)農工業の衰頹 一國が自由に外國の貨物を輸入するときは、生産條件の有利なる國の産物が、競ふて國內へと流入し、遂に一部の農業又は工業を衰頹せしめることがある。然るに、現在の國家に於ては、縦し幼稚なる産業と雖も、自衛上之を保護して、發達せしむべき必要も尠くないから、斯かる場合には、努めて相當の政策を採らねばならぬ。<sup>(5)</sup>

(二)物價の變動 外國貿易は、前述の如く、物價調節の作用があるが、之と同時に、又貨物の市價變動の機會を多くし、且つ之を激發させる虞れがある。我が國に於ける綿絲生絲の市價が、國內の需要供給に依つて左右せられる程度よりも、海外に於ける種々の原因に依る方が遙かに大なる如き、此の一例である。<sup>(6)</sup>

(5)之が反對論 外國品に壓倒されるやうな内國品は元來其の國に適しない種類のものであるから、宜しく之を抛棄し更に有利な事業を求めらるがよとの反對論がある。されど國民の自衛上、生活上、又は社會上の見地から一時多少の犠牲を拂つても發達させたいものも少くはない。

(6)物價變動の類數 例へば我が國の綿織物は原綿の豊凶、銀塊相場、支那印度等の需要高等に依つて變動し、又生絲は大需要國たる米國の經濟界の變動、佛伊の市況等に依つ



(三) 企業聯合の弊 一國に於て、外國貿易が盛んに行はるゝ時は、自ら其の市場は大となり、又固定資本の増加する傾きがある爲めに、往々にして過剰生産に陥るが、此の時斯かる悲境を脱せんとして、同種生産者は相聯合し、或は生産制限を計り、或は賣價の協定を行ふ結果、自然に獨占的市價を作り、延いて一般消費者を苦しめるに至る場合が少くない。

(四) 奢侈的の傾向 各國通商の結果として、珍奇の貨物を輸入し、華美なる商品を齎らし、以て國民の嗜好や、好奇心を挑發して、一般に奢侈的氣分を増長させる傾きがある。

■ 結論 外國貿易には、此の如き幾多の弊害の伴ふのを免れ難いけれども、又之が爲めに利益を蒙るの事

て著しく左右せられる。尤も國內商品に於ても市價の變動は免れぬけれども、大抵其の程度も低く又騰落の方向を豫知することも必ずしも不可能ではない。されど貿易品は不測の原因から變動を生ずるの之に應じて行くことは仲々に困難である。

(7) 奢侈的の傾向 此の外又好況時代には各種の貨物が其の市價の騰貴や輸出高の増加に伴ひ、是等の生産者や之を取扱ふ商人の受授する代金は増大して之が収益も少くないので自然贅澤の風を順致するや

情は遙かに多く、現今の時勢に於て、各國とも之が増進、發展に向つて努力するのは、素より當然のことである。然れども、國家としては、一方之が爲めに兎もすれば陥り易き弊害に對しては、素より之を等閑に附することなく、極力豫防緩和の方策を講ずると共に、出来るだけ大なる利益を收むるやうに努めねばならぬ。こゝに對外商業政策研究の必要がある。

### 第三節 國際放資と外國貿易

■ 國際放資の性質 國際放資 (International Investment) とは、一國が他國に對して資本を投下することである。然して此の場合、放資の主體が國家であることもあり、又民間の資本家であることもある。又其の相手方も

うになる。我が國に於て大戰後俄かに華美の風が起つたのも此の適例である。但し是等も外國貿易が國民利福を増進する所以だといふ見方もあるけれども、富力の程度に應ぜざる消費は早晩一國の經濟力を消耗することを考へねばならぬ。

#### 研究問題

- (一) 國際放資が外國貿易の上に影響するの事情を實例を以て説明せよ。
- (二) 今日の如き國際放資の盛大は何に原因してゐるか。



政府であつたり、地方自治團體であつたり、或は私人であることもある。更に放資の形式に於ても、或は外國に於て事業を經營し、之に資本を投ずることもあれば、又は外國に於ける公債・社債・株式の募集に應ずる場合もある。

**■國際放資と外國貿易** 國際放資に於ては、孰れの場合でも、正貨を輸出したり、又輸入したりすることは稀で、大部分は貨物や勞務を以てするものである。即ち資金を輸入する國は、多く貨物や勞務を輸入し、其の代金支拂の用に充てんが爲めに、外國より借金をするし、又資金を輸出する國は、大抵貨物や勞務を輸出し、其の代金を外國へ貸付けるのであるから、資金の移動は、轉じて貨物移動の形となるのが普通である。<sup>(1)</sup>

(三) 國際放資の三條件には相互に如何なる關係があるか。

**参考資料**

(1) 資金の移動は貨物の移動、國際放資の結果は貨物の移動となる。即ち放資の場合には一般に貨物の輸出を促し、利子配當金の受入、元金の償還の場合には是等の輸入を以てすることになる。

又外資輸入國に於ても借入の目的は正貨ではなく、必要なる貨物を獲得爲めであるから、一旦正貨にて受取り更に此の正貨を以て輸入品の代金を支拂ふが如き迂遠且つ不利

又之を爲替相場の關係から觀るも、資金の輸出入に

際しては、爲替の原理に依つて、貸出國に於ける借入國宛の爲替相場は、支拂勘定で騰貴するから、貸出國より借入國への貨物の輸出は利益となつて、自ら借入國に於ては、貨物の輸入が盛んに行はれる傾向を生ずるに至る。<sup>(2)</sup> 此の如く、資金の國際的移動は、結局に於て、貨物の國際的移動を來たすべく、國際放資の如何は、外國貿易の上に著しい影響を及ぼすのである。

**■國際放資發達の原因** 資金の國際的移動は、必ずしも近代に至つて始まつたことではなく、資本は可成り古くより、剩餘有る國から不足する國へと流れたのであつたが、今日に於ける國際金融、對外放資の盛大さに較べると、勿論物の數ではなかつた。<sup>(3)</sup> 然らば、現代に

益なる方法を探ることなく普通貨物の輸入となる。

(2) 爲替相場の關係 金を貸した國は借りた國に金を送らねばならぬ。其の結果として債權國の市場に於ける債務國宛の爲替は高くなる。そこで債權國より債務國への物資の輸出は利益となり、反對に債務國より債權國への輸出は不利となる。然して前者は助成せられ後者は阻害せられることとなる。

(3) 國際金融の盛大 今日は營に日本橋の流れがテームス河



於て放資が何故に斯くも盛んとなつたかといふと、それには次ぎの二つの原因がある。

(一) 資本の證券化 今日に於ては、財産資本を代表する證券は、全く財産資本其のものと同一視せられ、是等の證券を握る者は、工場・鑛山・船舶・鐵道を握ると殆ど異なるところがなくなつた。<sup>(4)</sup> されば、斯かる一片の證券を輸送するに依つて、是等の代表する財産資本をば、安んじて千里の遠きに放下することが出来、茲に於て對外放資は頗る容易に行はるゝに至つた。

(二) 交通機關の發達 近代に入つてから、鐵道・海運・電信・電話・郵便等の交通機關は驚くべき發達を遂げ、隨つて證券化する資本をば、遠く海外へ移動するに適する通路が開かれ、以て資本は自ら世界の各地に通達する

の流れと通じてゐるのみならず、又倫敦、巴里、紐育の市場を吹く風は常に日本の市場をも吹いてゐる。

(4) 證券資本主義時代 有價證券の發達は十九世紀後半以後に於ける文明國民の經濟生活上の一特徴である。學者は經濟の發展階級を分つて、(一) 實物資本主義時代、(二) 貨幣資本主義時代、(三) 證券資本主義時代とし、現代は其の第三時代に相當するといふ。

(5) 國際的金融機關 一方に於て資本の證券化に依りて資本

やうになつた。<sup>(5)</sup>

### 四 國際放資の條件 國際放資は如何にして成立する

るかといふに、それはいふまでもなく、放資に伴ふ利益の有無大小の如何に基く。然して、更に此の如き放資利益の大小を決する條件には、大體に於て(一) 利廻の多少、(二) 放資元本回収の安危、(三) 放資物件賣却の難易の諸項があり、資金は常に利廻多く、元本の回収安全にして、然かも之を賣却換價することの容易なる證券に向はんとする傾向がある。併しながら、此の中で最も顯著なる要因は、勿論利廻の多少であつて、資金は他の事情にして大差なき限り、大體金利の低い國より、金利の高い國へと移動するを普通とするのである。<sup>(6)</sup>

は流れ易き形となり、他方交通の發達に依つて流すに適する路が開かれる。斯くて今日の對外放資は證券の移動に依る放資であり、斯かる國際金融の流れを按排し、調節し、助成するに偉功のあるは證券取引所と銀行其の他の金融機關である。

(6) 內國放資と對外放資 上記の如く對外放資も內國放資と同じく金利の標識に依つて方向を決するものではあるけれども、兩者の間には他に重要な差異があり、必ずしも同一視することは出来ぬ。



### 第四節 國際貸借の原因

#### ■國際貸借の意義 國際貸借 (International Indebtedness)

とは、貸借の當事者が、國の政府又は地方團體たると、私人たるとを問はず、或る國が他國に對する貸勘定、又は借勘定の總額をいふのである。嘗ては、一般に外國貿易に依る貸借を以て、國際貸借の唯一の原因なりと考へ、一國に於て輸出超過の場合には、其の差額は必ず正貨を以て受取り得るものと信じた時代があつた。但し今日といへども、外國貿易は國際貸借を左右する重要な要素であつて、一國の輸出超過や輸入超過は、大體に於て爲替相場を支配し、隨つて正貨の流出入を促す重なる原因ではあるけれども、實際は此の外尙ほ種

#### 研究問題

- (一) 國際貸借の生ずる原因を纏めて云つてみよ。
- (二) 我が國に於ける大正十四年度の國際貸借關係を調べ、之を本文と對照せよ。
- (三) 右の表につき貿易關係並に貿易外收支關係を推算して其の結果がどうなつてゐるかを調べよ。

#### 参考資料

(1) 大正十四年本邦外國貿易額

(朝鮮臺灣の分を含む)

輸出額	二、三六、〇〇〇
輸入額	二、七五、〇〇〇

(單位千圓)

差引輸入超過額 三、五七、〇〇〇

(2) 大正十四年貿易外收支計算 (大藏省理財局發表)

(單位千圓)

#### (甲) 受取勘定

#### 第一、經常的收入

- (一) 外國證券利子及び配當等 一九、〇〇〇
- (二) 海外事業及び勞務利益 一、〇〇〇
- (三) 海運關係收入 一六、〇〇〇
- (四) 保險關係收入 二七、〇〇〇
- (五) 外國人本邦内消費 四、〇〇〇
- (六) 政府海外收入 三、〇〇〇
- (七) 其他 一七、〇〇〇

#### 計

五五、〇〇〇

#### 第二、臨時的收入

- (一) 外國人本邦放資 一六、〇〇〇
- (二) 本邦人海外放資回收 六〇、〇〇〇

種の勘定があつて、頗る複雑を極め、決して斯く單純に決定されるものではない。左に之が諸原因中の主要なるものを列舉しよう。

#### ■貨物の輸出入 右に述べたるが如く、貨物の輸出入は國際貸借を定むる上に於て、最も主要なる原因を爲す。然して、輸出は相手國に對する貸となり、輸入は借となる。(1)

種々の勘定があつて、頗る複雑を極め、決して斯く單純に決定されるものではない。左に之が諸原因中の主要なるものを列舉しよう。

#### ■貿易外の國際貸借 國際貸借を決定する事情は、外國貿易に基くもの以外、更に左の諸原因がある。(2)

(一) 外債の募集・應募・償還及び利子の受授 外債を募集したる國は、應募したる國に對して、其の借入金の引取を終了せざる間は貸となり、外債の償還期になると、募集國は應募國に對して借となる。但し茲にいふ外



債とは、國債たると、地方債たると、又社債たるとを問はず、汎く公私の外債を總稱する。又募集國は應募國に對して、利子を支拂ふものであるから、其の額だけは、應募國に對して借となり、反對の場合には貸となる。

(二) 海外事業及び勞務利益 一國人が、外國に於て營む事業から生ずる純益、及び海外出稼人の仕送り、並に持歸金は、それだけ該外國に對して貸となり、反對の場合には借となる。

(三) 海運關係の收支 一國船舶の收得する外國航路に於ける貨物、並に乗客の運賃、對外備船料の如きは、外國に對して貸方の地位に立ち、之と反對の場合には借方の地位に立つ。

(四) 保險關係の收支 一國の運送業者又は貿易商が、

(三) 其他	〇
計	二四,〇〇〇
受取勘定合計	八二,〇〇〇
(乙) 支拂勘定	
第一、經常的支拂	
(一) 外國人拂本邦證券利子及び配當	一六,〇〇〇
(二) 外國人本邦内事業及び勞務利益	七,〇〇〇
(三) 海運關係支拂	七,〇〇〇
(四) 保險關係支拂	七,〇〇〇
(五) 本邦人海外消費	二七,〇〇〇
(六) 外債元利拂外政府海外支拂	八七,〇〇〇
(七) 其他	四,〇〇〇
計	三九,〇〇〇
第二、臨時的支拂	
(一) 外國人本邦放資回收	一四,〇〇〇
(二) 本邦人海外投資	一〇一,〇〇〇
計	一一五,〇〇〇

其の船舶又は商品を、外國保險業者の保險に附する場合、及び一國人民が外國の生命・火災保險業者と契約を結ぶ場合に於ては、其の國は外國に對して、保險料については借方となり、保險金については貸方となる。

(五) 外國人の消費 一國に來遊した外國人、外國艦船乗組員、並に留學生等の消費額の如きは、貸となり、之と反對の場合には借となる。

(六) 政府の海外收支 外國に於ける一國政府の事業に基く收入、在外正貨の利子、並に外國公館の經費の如きは、すべて貸方の地位に立ち、之と反對の場合には借方となる。

(七) 其他 上述の諸項目に屬しないすべての收入及び支拂を含む。就中其の主要なるは、貿易表に掲記

支拂勘定合計	六〇〇,〇〇〇
(丙) 受拂超過	
第一、經常的收支	
受取超過	一七〇,〇〇〇
第二、臨時的收支	
受取超過	四一,〇〇〇
差引總計	三二,〇〇〇
(3) 國際貸借の決済	右表につき二億一千一百万圓の貿易外受取超過額を、前々表に於ける貿易輸入超過額三億五千七百圓より差引ける一億四千六百圓は我が國の純不足額で、之は政府及び民間よりの借金と、在外正貨の拂下によりて補充することになる。此の如きはいふまでもなく、まことに不健全なる状態である。



せられざる貨物の輸出入に關するものである。(3)

### 第三章 國際商業政策の主義

#### 第一節 重商主義

■國際商業政策上の主義 國際商業に對して、國家は果して如何なる態度を採るべきかといふに、此の問題については、由來二つの異なる思想が相對抗しつゝ、今日に至つたものである。即ち、國家は外國貿易に關して、國內産業の保護の爲めには、宜敷く干渉を試み、以て之を助長せねばならぬとする保護貿易主義と、之とは反對に、貿易のことは、全然商人の自由に一任すべく、決して國家の干渉を加ふべきものではないといふ自

#### 研究問題

- (一) 重商主義は如何なる時勢の要求から起つたか。
- (二) 重商主義は其の根柢に於てどんな内容を持つてゐるか。
- (三) 當時各國は如何なる實地の政策を執つたか。
- (四) 重商主義を批評せよ。

#### 参考資料

- (1) 兩主義の地位 此の二つの主義は單に商業政策上の議論であるのみならず、又政治上の上にも深い關係をもつてゐる。

主貿易主義との對立であつた。然して、今日の貿易政策に於ては、各國とも種々複雑なる問題もあるけれども、結局其の實狀について見れば、大體自由政策に依るものと、干渉政策に依るものとの二つに區別することが出来る。左に歴史的発展の跡を辿つて、近世に於ける是等各國對外商業政策の大要を述べよう。(1)

#### ■重商主義の發生 第十六世紀より第十八世紀に

互り、封建制度破れて郡縣制度之に代り、地方分權制度頽れて中央集權制度興り、主權萬能の勢を以て、經濟上の統一を圖り、産業上の發展を企てるに至るや、各國とも専心富強繁榮を企圖するを目的とし、之が爲めにはあらゆる干渉束縛、制限保護の手段を執つて憚らず、國際商業政策に對して、隨分立ち入りたる制約を試むる

特に英國の如きは此の二つの主張に基きて二大政黨が生れた程で、實際に於ては經濟、政治並に思想上の大きな問題であつた。

#### (2) 中世の經濟狀態 第十六紀

以前には統一的の國家なく、無數の自治郡府散在して各政治上經濟上の獨立を保ちたるのみならず、各都府内にも「ギルド」の如き商工業者の自治的組合存在して、各自其の業につき專賣權、專營權を有し、組合員以外は一切其の業に従事するを得ず、且つ組合員の人數を制限し又其の資格を嚴



の態度に出づるに至つた。後世此の政策を稱して重商主義 (Mercantilism) といふ。

重商主義の論據 重商主義は、國家の強大なることを期するが爲めには、先づ其の富力の充實を要するといふ根柢に立つたもので、之が爲めには、必ずや左の諸點に基いて、國家の運営を行はざるべからずと考へた。<sup>(3)</sup>

(一) 貴金屬の尊重 當時の國家に於て、金銀程尊く、且つ有用なるものはなく、一般に金則ち富と考へられてゐた。随つて、國富増進の要道は、殆ど如何にすれば果して多額の金銀を、自國に吸収し得べきかといふことに外ならなかつた。<sup>(4)</sup>

(二) 外國貿易の奨勵 國富の増進、金銀吸収の第一策

定し一切の職業は嚴然たる獨占制の下に置かれた。

<sup>(3)</sup> 重商主義の本質 重商主義は政治上國家の統一と、經濟上國家の富強とを期するを目的とせる國家本位の主義である。即ち彼の都府の政策が都府中心であつたのに對し、之は飽くまでも國家を中心とする政策である。

<sup>(4)</sup> 金銀獲得策 近世の始め歐洲に於ては東印度航路の發見、米大陸の發見行はれて以來交通貿易の便次第に開け、新大陸の金銀は歐洲に輸送せられ

は、いふまでもなく外國貿易の奨勵である。何となれば、内國商業を盛んにするのみでは、畢竟右のものを左に移すに過ぎないで、國家としてよく此の目的を達し得るものではない。されば、人口の増殖に依つて、勞力の増加を圖り、技術を練磨して、生産力を發達せしめ、一面に於て、努めて外國より原料や、食料品を安價に、然かも豊富に輸入し、國內に於て之に加工して精製品となし、再び之を外國に輸出し、以て其の間の利益を收めねばならぬと考へた。

(三) 國家の保護 されど、之を單に個人の努力に期するに於ては、成功素より容易ならず、必ずや絶大なる國家の權力を以て、自國の商業に勢を加へ、以て之が大成を期せざるべからずと考へた。

るやうになつた。茲に於て金銀獲得の策としては先づ自國鑛山の採掘を奨勵するの外、進んで外國貿易を盛んにすることに努力するに至つた。即ち一國の商工業を發達せしめなるべく交換價值多き貨物を生産して之を輸出し、輸入は出來得る限り抑制して以て差引輸出超過の部分に金銀を以て支拂を受けんとした。然して國家は此の爲めに其の權力を利用して國民を保護し外國に壓迫を加へた。

<sup>(5)</sup> 此政策の採用者 當時最も熱心に此の政策を採用せるは



**四 重商主義の施設** 此の如き政策を實行するが爲めに、當時の歐洲諸國では、盛んに各種の施設を行つた。即ち或は自國內より、金銀・食料品・原料品等の輸出を禁止又は制限すると同時に、是等の輸入には出来る限りの便宜を與へて之を奨励し、或は内國工業に對する諸種の制限・束縛を撤廢して、之が保護・奨励を講ずると共に、製造品の輸入は極力之を防遏し、或は航海殖民に保護を與へて、商權の擴張に努むると共に、自國の海運業を保護せんが爲めに、貨物の輸出入は成るべく自國の船舶に依らしむる規定を設くる等、只管國家の權力を利用して、商工業並に海運・殖民の諸方面に就いて國民を保護し、外國に壓迫を加へたのであつた。<sup>(6)</sup>

**五 重商主義の價值** 重商主義に基く諸施設の爲め

佛のコルベヤ、英のエリザベス女王及びクロムウエルであつた。

(6) コルベヤの政策 外國の優良職工を優遇し内國職工の海外移住を禁じ以て内國工業の發達を計り、又從來あつた内地關稅を撤廢又は輕減し貨幣度量衡を統一し、交通機關の改良を策して以て内國商業交通の便を計つた。外國貿易につきても原料品、食料品の輸出を禁じ其の輸入を便にし、製造品は輸出を奨励して輸入は禁止又は重稅を賦課した。其の他航海殖民にも保護を加

に、各國とも國際商業は未曾有の活躍を見るに至り、一般經濟界の狀況が著しく發展することになつた。然るに其の一面に於ては、此の主義が餘りに干涉的なる政策に出でしのみならず、又餘りに商工業に偏して、農業の振興を觀過したが爲めに、遂に重農學派の反對運動に遇ふと共に、貿易政策上の自由主義の勃興を見るやうになつた。

殊に重商主義は、元來幼稚なる産業を哺育して、以て國富の増進に當つてこそ、最も緊要なる政策であるけれども、既に生産業發達して、國力の充實を見るに至れば、事實に於て、最早昔日の如き價値を保つことは出来なくなつた。<sup>(7)</sup> 併しながら、重商主義の見解は、今日に至るまで、依然或る程度の勢力を失はず、現代の保護貿易

へて佛の産業を大に發達せしめたので、世人マーカンチリズムを稱してコルベルティズムともいつた。

(7) 重商主義の衰微 第十八世紀後半から重商主義は次第に衰へた。之が理由は(一)餘りに貿易にのみ重きを置き商工業を保護した爲めに内國農業は常に迫害を蒙り遂に此の施設に反抗するに至りしこと、(二)第十八世紀末に及んで科學の發展漸く著しく學術思想の進歩は遂に斯かる束縛制限は自國の新發展を阻止するものとして之を排斥し、自由の行動を許すの遙かに有益なるを覺



主義の上にも、尠からず之が着色の見らるゝのは留意を要するところである。

### 第二節 自由貿易主義

■自由貿易主義の發生 前節に於て述べたるが如く、重商主義は漸く種々の弊害を生ずるに至つたのみならず、一面時勢の變遷は、又此の干涉政策を容れず、遂に第十七世紀より第十九世紀にかけて、個人主義を叫び、自由放任主義を主張する反動的政策の勃興を見るに至つた。<sup>(1)</sup> 但し此の如きは、元來單に經濟方面に關してのみ表はれた主義ではなくて、一般的に生活原理に關する時代の傾向として、擡頭し來つたものであるが、國際商業に關する政策に於ても、矢張り斯かる時代の

るに至りしことに在つた。

#### 研究問題

- (一) 重商主義と自由貿易主義とを比較して其の異なる點を述べよ。
- (二) 重農學派とスミス學派との思想に於ける共通點をいへ。
- (三) 自由貿易主義は如何なる根據に立つてゐるか。
- (四) 自由貿易主義の歴史を述べよ。

#### 參考資料

- (1) 由自主義の擡頭 重商主義

流れに動かされて、自主貿易主義 (Free Trade System) の形 成を見るやうになつた。

■自由主義の論據 自由貿易主義の根據を爲すところの自由主義には、大體に於て二つの主流がある。

重農學派及びスミス學派これである。

(一) 重農學派の思想 重農學派 (Physiocratic School) は、最も早く佛國に現れたものであるが、其の根本思想を窺ふに、凡そ社會の事は、之を自然の法則に放任するに於て、初めて完全なる發達を見るものである。即ち此の自然法こそ、物の自然なれば、常に事の正義であつて、之に順ふものは榮え、之に逆ふものは衰へる。<sup>(2)</sup> されば、自然法に反する凡べての人爲的の干涉を排して、萬事其の自由に放任せよとの主張の下に、個人主義を奉じ、又

は一度び歐洲の天地を風靡せしも時勢の變遷は國家主義に對して個人主義を唱へ、保護干涉主義に對して自由放任主義を絶叫する二學派が出るに至つた。

(2) 自然法 (Natural Laws) 自

然法の觀念は此の宇宙間には人類の調和と利益とを旨として設けられたる自然の規律存在するを以て、人爲的制度は此の法則を模範として之に準據せざるべからずといふのである。されば國家は唯だ個人の自由を保護し自然法の益々完全に行はれむことを努むれ



重商主義を排斥した。尙ほ、農業を重視すること甚しく、之こそ源を天然に發する生産であり、一國一切の富を産むの母であるとして、極力之が發達を企圖し、商工業をば、單に財貨の價值を増加するに止まるものとして、之を輕視した。<sup>(3)</sup>

(二) スミス學派の思想 重農學派に次いで、其の思想を祖述修正し、以て自由主義に固き地盤を與へたものは、彼のアダム・スミスに依つて代表せらるゝスミス學派 (Smithian School) であつた。<sup>(4)</sup> 然してスミスに依れば、すべて人間は、利己心の發動に依つて行動するもので、何が最も自己に利益にして、何が最も不利益なるかは、他の何人よりも、彼自身に於て最も能く之を知るべき筈である。されば、各人をして自由に其の欲するところ

ばそれで足りると考へた。

<sup>(3)</sup> 農業の重視 農業のみ獨り生産的にして商工業の如きは財貨其のもの、分量を増加するものではない。然かも彼等が財貨の價值を増加するはもと農業によりて生産せられたる財貨の上に於て起るもので、農業は實に國の本であると主張した。

<sup>(4)</sup> スミス學派 正統學派ともいひ、アダム・スミスによりて創設せられし以來リカード、マルサスに依りて開始せられ、ミルに至りて完成せられた。

に向はしむる時は、人々は自ら自身にとりて、最も利益多きところに赴くべく、然して國家の富は、結局各個人の富の集合であるから、之の結果は必ず國家の富強を來すべき道理である。<sup>(5)</sup> 又實際について見るも、凡べての産業に對して、何等の保護干渉をも加へず、全然之を自由に放任する時は、自然其の國、其の地方に於いて、最も適したる事業に向つて、資本勞力を使用するに至るべく、斯くて各國、各地方は、互に其の最も有利なる貨物を、多量に生産し、其の剩餘を他地方に輸出し、他地方の剩れるものを輸入して、結局各國、各地方互に大なる利益を得るに至るであらうと考へた。<sup>(6)</sup>

**自由貿易主義の概念** 自由貿易とは、自國に於ける産業を保護せんが爲めに、外國貿易に對して制限を

<sup>(5)</sup> スミスの自由主義 元來個人は個人の利益に最も能く通曉するものであるから、個人の利害の考量は一切之を個人に放任して可い。さすれば人々各々好むところに向ふべく早晩必ず最良の道を發見するであらう。然して又個人に於て最良の道は社會に於ても最良の道である。されば國家は個人の自由を妨げず、唯だ個人の自由を妨ぐるものを排除すればそれで可い筈であると主張した。

<sup>(6)</sup> スミスの自由貿易主義 スミスが自由放任主義を信じ、國



加ふるが如きことなく、國際間の通商をば、全く自由に放任するところの政策をいふ。然して、此の政策の根柢は、右に述べたるが如き、自由主義の上に在るはいふまでもないが、之が實際に於ては、主として左の諸點に基礎を置く。

(一) 國際分業の利 各國民は、いづれも其の民族としての性能、並に居住する地方の状況を異にするが故に、あらゆる經濟活動の上に於て、又各、長所、短所を生ずべきは、自然の理である。されば、各國民夫れ、其の長所とするところを十分に發揮して、互に長短相補ひ、自由交易に依つて、有無相通すること、すれば、人類全般の幸福此の上はない。此の意味に於て、各國とも國內に於て、商業を妨害する凡べての制限を撤廢すると共

家干涉主義を排斥し、分業の利を唱ふる結果、勢ひ自由貿易主義を主張するに至つた。即ち此の政策に由る時は、各國間に自然に分業起り、各國間に自由交換行はれ、各國共に其の長所を發揮して、いづれも最大の利益に浴することができ、吾等が一家の經濟に於ても、自ら生産するよりも他より廉價に買入れ得るものは之を買入れ、他より廉價に生産し得るもの、生産に専心するを策の得たるものとする。一國の經濟に於ても亦之と同様であると主張した。

に、國際間に於ても、宜數く國家の干涉を排斥し、自由放任の態度を以て、十分に國際分業上の利を享有すべきである。

(二) 鎖國的傾向の排斥 商業は國の内外に依つて、區別を設くべきものではなく、共に貨物の自由交通に依つて、生産の上にも、消費の上にも、十分なる利益を享くべきである。即ち國際間に於ても、自由に資本勞力を有利の事業に赴かしめ、消費者も亦生産品の廉價なる恩恵に浴せしめ、以て各國相互に利益を頌たねばならぬ。されば、外國より製造品の輸入を抑制せんとする重商主義の如き、鎖國的傾向は、斷じて排斥すべき政策であることはいふまでもない。

(三) 輸出貿易の助長 保護關稅を設けて、外國貨物の

(7) 分業の利若し此の如き政策を執らず、保護關稅を課する時は、外國の競争を拒みて進歩の動機を減殺し、不適當なる産業を保護する結果として、若し此の關稅なくんば有利なる他の産業に費さるべき資本勞力を比較的生産力少き事業に赴かしめ、以て資本、勞力の效力を減殺すること、なる。

(8) 輸入と輸出 上記の理由以外尙ほ他の考へ方がある。即ち或國よりの輸入を制限する時は、其の國の購買力を減ずるが故に、自國品の其の國に對する輸出も亦減少するに至る



輸入を妨ぐる結果は、自然に輸出貿易をも妨げることとなる。即ち一般的にいへば、輸出貨物に對して、外國が支拂に供するは、主として其の外國又は他國の生産品に外ならず、國際貿易は歸するところ、貨物と貨物との交易であるから、輸出貿易を盛んならしめんと欲せば、宜敷く之に伴ふ貨物を輸入せねばならぬ。<sup>(9)</sup> 要するに、貨物輸出入の均衡を得せしむるは、一國經濟上一般に歓迎すべき政策である。

**四 自由貿易主義の施設** 自由貿易主義が始めて實地に採用せられたのは、英國であつた。即ち第十八世紀の後半以來、自由主義の主張を政策の上に實施し、前後三回の關稅大改革を行ひて、純然たる自由貿易國となり、關稅は非常に輕減されて、貿易關係は頗る安定す

べしと。又假りに此の事なしとするも、或國に對する輸出超過の永續する時は其の國に對する爲替關係は不利となり、輸出品に對する手取金は減少すべきが故に、輸出者の立場は不利となり輸出は遂に減少するに至るべき道理である。

<sup>(9)</sup> 國際實借關係 之は固より

單に貨物の輸入にのみ依るべきものではないけれども、之を以て主因とすべきは既に説明した通りである。

<sup>(10)</sup> 英國の施設 英國に於ては那翁戰後穀物條例廢止に伴ひ

るに至つた。<sup>(10)</sup> 其の後此の傾向は、廣く歐洲大陸諸國に傳り、佛獨に於て之が採用を見るに至つたが、第十九世紀の中葉に入つてから、歐洲諸國の商業は、一般に此の主義の上に立つやうになつた。然るに、其の後久しからずして、獨逸を始め諸國中には、後に述ぶる保護主義の發生を見るに至つたけれども、英國のみは今日に至るも、尙は大體に於て此の態度を維持してゐる。

### 第三節 保護貿易主義

**■ 保護貿易主義の發生** 自由貿易主義は、第十九世紀の中葉以後に於て、其の盛況の頂點に達し、一時歐洲を風靡したる觀があつた。然るに、自由主義を實施するに當つては、既に經濟上の優位に立ち、貿易上の先進

關稅改革行はれ、主として輸入税のみとなり、尙且それも頗る輕減されて次第に條約國の範圍も大となつたが、終始一貫此の主義を捨てず、現に自由貿易國として模範視されてゐるのは人のよく知れるところである。

#### 研究問題

- (一) 保護貿易主義はどうして發生するに至つたか。
- (二) 保護貿易主義は如何なる根據に立つてゐるか。
- (三) 保護貿易主義と、自由貿易



國たる當時の英國にとつては、最も適したる政策であつて、之が爲めに、他國との競争に依つて、國內産業の萎縮を來たすが如き虞れはなかつたが、産業未だ發達せず、實力微弱なる諸他の後進國に在つては、兎角強國の爲めに壓迫せられ、之では到底國民經濟の發達は見られないといふ反動的氣勢が、勃興するやうになつた。

殊に米國に於ては、元來新開國なるが故に、幼稚なる自國産業を保護するの要ありしのみならず、相次げる戦争に多額の戦費を投じ、關稅を以て之に充てるの必要上、建國以來依然として保護主義を固執して變らなかつた。此の一方、當時英國に對して、商工業の後進國たる獨逸に於ては、リスト<sup>(1)</sup>立つて、學說上より自由貿易主義に對して反旗を翻し、盛んに保護政策採用の急務

主義とを比較して之を批評せよ。

(四) 日本は現在如何なる政策に立つてゐるか。

(五) 保護貿易主義の歴史を述べよ。

参考資料

- (1) リスト フリードリッヒ・リスト (Friedrich List) は一七八九年獨逸に生る。嘗て米國に在留中米國の保護主義の影響を受けた。彼の名著たる『國民經濟學』は一八四一年出版された。氏は透徹した實際的眼光を以て、スミス一派が個人に重きを置き國民全體と

なるを絶叫したが、普佛戦争以後、獨逸は卒先して保護貿易國となり、遂に今日の如く、各國概ね之を採用するの盛況とはなつた。

保護貿易主義の論據 保護貿易主義 (Protective Trade System)

は、之を主張する者に依つて其の保護の目的、範圍並に之が程度を同じくしないが、就中最も有力なる論據とせらるゝは、左の諸點である。

(一) 幼稚産業の保護 或る國の産業状態が、未だ幼稚なる時代に於て、之を國際間の自由競争に放任し、國家に於て毫も保護を加ふることなしとせば、其の國に於て、將來發達すべき十分なる可能性ある産業といへども、折角發育せんとする幼芽が、外國の競争の爲めに蹂躪せられ、二葉にして枯死するに至るの虞れがあるか

しての行動を輕視するに反對して、各國民は自己固有の歴史と特色とを有する所以を主張し、經濟的思想の上に一新生面を開くに至つた。然れども氏の性質は社會俗流の容るところとならず、不遇の極遂に一八四六年自殺した。

(2) リストの保護貿易説 國民

經濟の發達には漁獵時代、牧畜時代、農業時代、農工業時代、農工商業時代の五つの階段がある。各國は概ね此の階段を経て發達すべきものであるから、國家は成るべく早く高き階段に達するやうに努む



ら、國家は宜敷く、輸入品に對しては關稅を課する等、種  
種の方策を講じ、以て國內産業の發達を圖らねばなら  
ぬ。但し此の如き保護政策は、もと國民經濟狀態の發  
達程度如何に依つて、其の採るべき主義を異にすべく、  
保護の結果、産業次第に盛大に赴き、他國の同種産業に  
對して、十分なる競争力を有するに至れば、最早保護は  
其の必要なく、寧ろ之を續けるは、一般に有害なる影響  
を及ぼすべきを以て、宜敷く之を停止して、以て全然自  
由競争に一任すべきである。<sup>(1)</sup>

(二) 各種産業の發達 自由貿易主義に依る時は、國際  
的分業が完全に行はれ、其の國に最も適した産業のみ  
が發達することにならうが、今保護貿易主義を採る時  
は、一國に行はるゝ産業は、必ずや多種多様に分れるで

べきである。然して其の政策  
は其の國が當時屬する經濟階  
段の如何に依つて異らねばな  
らぬ。即ち農業時代には自由  
貿易に依つて工業品を輸入し、  
農業品を輸出するを利とすれ  
ども、農工業時代に至つては  
外國工業の競争に對して一時  
内國工業を保護する必要があ  
る。然るに進んで農工商時代  
となれば商工業は既に發達し  
て外國工業の壓迫を受くる感  
れがないから再び自由貿易に  
返るが得策である。當時の英  
國は此の時代に達し、佛國も  
亦將に達せんとしつゝ、あるが、  
獨逸は尙ほ未だ農工時代にあ

あらう、然して、斯く多くの産業が一國內に存するは、  
洵に望ましいことであつて、之に依つて國民は、各自其  
の性質、能力に最も適當せる職業を擇ぶことを得べく、  
又一朝或る種の産業に不景氣が襲來するとも、其の爲  
めに直に全國的の混亂を來たすことを免れるであら  
う。されば、國家は成るべく諸般の産業を保護し、以て  
之が發達を奨勵せねばならぬ。

(三) 國家の獨立 國家は食料、衣服の如き日用必需品  
に對しては、常に獨立して其の供給を滿たし得るの準  
備がなくてはならぬ。是等は元來平時に於ては、相當  
圓滑に行はれるが、一朝敵國の爲めに、自國を封鎖せら  
るゝが如きことあらんか、國民生活は實に甚しき脅威  
を受けることにならう。此の外船艦、兵器の如き軍需

るから、其の幼稚なる産業が  
今後發達するまでは保護政策  
を採るの必要がある。されば  
保護政策は偏へに幼稚産業の  
保護を目的とし、關稅も亦之  
が必要の程度に止むるを要す  
る。尙ほ原料を得る爲めに一  
國の領土は須く地球の各帶を  
占むるを要すとして殖民地の  
必要を説いた。

(3) 保護主義の諸論據 保護主  
義の主たる論據は上記の三種  
であるが、此の外第二位に在  
る主張は決して尠くない。  
即ち(一)經濟防衛策としての必  
要、(二)關稅廢止の困難、(三)外



品に對しても、出来る限りは、之を外國の供給に仰がず、自國に於て製作する爲めに、其の原料と、技術とを得るは、國家の獨立を保つ上に、極めて重要なることであるから、國防上等の製作事業には、努めて厚き保護を加ふるの必要がある。<sup>(6)</sup>

保護貿易主義の施設 リストの主張は、一八七九年獨逸のビスマルクによつて採用せられたが、獨逸では其の後數度關稅法を改正して、遂に世界稀なる保護國となつた。此の如き保護政策は、第十九世紀より第二十世紀に亙つて、世界を風靡し、佛、露、奧等を始め、大抵の諸國は、いづれも之を採用するやうになつた。<sup>(4)</sup> 保護主義に依つて行はるゝ國家の政策は、夫れの場合に應じて、或は輸出貿易に對する獎勵金の賦與

國放資上の利害等の諸問題がある。

(4) 各國の關稅政策

- 一、獨逸 一八一八年關稅法を制定して自由貿易主義を採つたが、其後之が反對運動起るに及びて、ビスマルクは一八七九年の關稅法に於て重要製品に課稅し國內産業の保護を實現した。然るに其後更に輸入品に重稅を課すること、なり、國內に於ける激烈なる反對論を排して保護主義を以て一貫した。
- 二、佛蘭西 一八八〇年までは大體稅率低く自由貿易國て

として表れ、又は其の他各種の輸出獎勵策として行はれることもあるが、就中最も普通の方法としては、輸入貿易に對して關稅政策を執ることであつて、いづれも内國産業を保護するに足るの程度に於て、外國品に賦課するの方策が行はれる。尙ほ關稅については、次章に於て研究しよう。<sup>(5)</sup>

保護貿易と自由貿易との批評 以上述べたるが如く、自由貿易主義と、保護貿易主義とは、其の主張の根柢に於て、夫れ／＼確乎たる論據を有し、果していづれを可とし、いづれを否とすべきか、絶對的に之を定めることは出来ないが、大體左の如き態度に出づるを以て、穩健なる立場とする。<sup>(6)</sup>

(一) 保護主義の利點 自由貿易論者は、個人主義に基

あつたが一八八一年の關稅法以來稅率を高め保護主義の着色を明かにするに至つた。

三、英國 自由貿易國として有名で、政權の推移如何に拘らず此の主義を實行して來たが、近時國家自衛上から幾分保護主義の色彩を添ふるに至つた傾向がある。

(5) 保護主義の施設 保護政策の手段として古來採用せられたものには種々の方法がある。重商主義の盛んなる時代に於ては國家は時に争鬪的態度に出で、戰爭の手段をすら採るを辭せなかつた。然るに近



き、自由競争を第一義とすると共に、國際分業を中心として、各國其の自然的、並に人爲的條件の最も有利なる産業にのみ従事し、以て人類の經濟活動を、最も有効に利用しようとするのである。然れども、此の如きは元來、世界恒久の平和が確保せらるゝものとしての主張であるが、現實の世相は、必ずしもそこまでには進歩せず、時に干戈相見ゆることなきを保し難い。されば、斯かる時代に於ては、一朝有事の日に際し、自國の生活必需品並に軍需品の供給に違算なきを期すると共に、平素より努めて自國の産業を保護して、之が發達を圖らねばならぬ。若し事ここに出でずして、全然其の自由に放任する時は、後進國は何時までも、先進國に、壓せられて、常に其の下風に沈淪するに至るであらう。

世に於ては各國皆平和的の手段を採るやうになつた。即ち次章に於て説明するところの關稅、輸出獎勵制度、通過獎勵制度の如きそれである。

(6) 兩主義の批判 前述の如く自由貿易論者は自由交通、國際分業の利益を主張すると共に、極力保護關稅の非を擧ぐるに努め、保護貿易論者も亦保護の利益を數ふると同時に、自由主義の誤れるを唱へる。是れ畢竟兩者いづれも一長一短あるが爲めなれども、一は亦觀察點を異にし各々自説を主張するに急にして互に他の

(二) 自由主義の尊重 然れども、國際交通の盛んに行はれる現代に於ては、各國共に全く孤立して存立し得べきものではない。故に、諸國が其の國民の需要するあらゆる貨物を、國內に於て生産しようとして、そこに多大の犠牲を拂ふのは、必ずしも賢明なる方策とはいはれない。されば、後進國が保護主義に依つて、國際貿易の自由に制限を加へるのは、要するに斯くして産業の發達を圖り、他日一層よく國際的の共存共榮に貢献せんが爲めに外ならず、遂には出來得る限りの程度に於て、自由貿易に近づくやうに、努力するを以て理想とすべきである。

(三) 結論 然らば以上の趣旨に於て、各國とも其の現實に際し、如何なる政策を執るべきかといふに、結局は

弊を過大視するに由る所も多し。吾等は宜敷く中正なる見地に立たねばならぬ。

(7) 先進國の保護主義 産業發達せる先進國が自由主義を採るべきは上述の通りである。然るに斯かる國家に於て其の工業が他國に比して遙かに優位を持つる間は何等の保護を要せなければ、次第に競争を生ずる時は再び保護主義を採らねばならぬことになる。近時の英國が依然自由主義を守りながら、次第に保護の着色を見るに至つたのは此の間の消息を語るものである。



(一)一國特殊の事情、(二)産業の性質及び、(三)列國の形勢如何の問題に歸着すべく、之を一般的に律することは出来ぬ。即ち産業の發達比較的幼稚なる國に在つては、大體保護の方針を採らねばならぬが、既に産業の發達せる先進國は、主として自由主義に依るを利とすべく、又産業の性質が、國土人情に適せざるが如きものは、保護政策では遂に何等の得るところもあるまい。然して、通商列國一般の形勢が、保護主義に傾ける際に於て、獨り自ら自由主義を守るは、非常に發達せる邦國の外は、不利益少からざるを以て、之に應ずるの手段として、保護主義を採るに至るは、蓋し止むを得ない所であらう。されば國家は、常に是等の點に基いて、自國の狀勢地位を察し、最も適應せる政策を採るべきである。<sup>(8)</sup>

(8)我國の方針 先づ農業についてみるに我國人は特に日本米を嗜好して外國米を劣等視するから日本米は獨占的の價値を有し兩種米穀の間に激烈なる競争の起ることなく、大體に於て自由政策を採ることができる。工業については多くは未だ發達の道程に在り従つて之を保護する必要のあるものが少なくないが、工業を大いに發達せしめんが爲めには勢ひ内外の市場に其の販路を求めざるべからず、延いて之に高度の關稅を課して價格の騰貴を招くが如きは甚しき不得策と云はねばならぬ。

## 第四章 國際商業政策の施設

### 第一節 關稅

#### 第一款 關稅の概念

■關稅の意義 關稅(Custom Duty)とは、一國の國境を超えて移動する貨物に對して、賦課する租稅である。然して、關稅は古代には、國內の海港、道路、橋梁等に於て、此處を通過する貨物に對し、其の交通保護の報酬として課せらるゝ、使用料に過ぎなかつたが、其の後、君主又は國家が、其の歳入を補はんが爲めに、國內關稅として課せらるゝことゝなり、更に重商主義以後に於ては、轉じて一國産業の保護獎勵の手段として利用せらるゝ、

#### 研究問題

- (一) 關稅の由來を述べよ。
- (二) 通過稅、輸出稅が次第に廢止に傾きしは何故か。
- (三) 輸入稅は何故今日盛んに行はれるか。
- (四) 財政關稅と保護關稅との異同の點を述べよ。

#### 參考資料

- (1) 關稅の起源 亞典では輸出の貨物に對し價格の百分の二を賦課し、羅馬では海港、道路、橋梁に通過商品の百分



に至り、遂に關稅といへば、皆國境關稅を指すやうな有様となつた。

■關稅の種類 關稅は之を別てば、一般に次ぎの三種となる。

(一)通過稅 (Transit Duty) 一國を通過する貨物に課する稅をいふ。之が目的とするところは、此の賦課に依つて、國家が收入を得るのみならず、又自國品と、競争の地位にある外國品、並に原料の自國通過に際し、之に課稅することに依つて、市價を騰貴せしめ、以て其の競争力を弱めようといふに在る。然して、此の課稅は、古代に於ては、盛んに行はれたが、之が爲めに商品の需要高を減じ、又は供給國をして、他に通路を求めしむるに至り、通過國は却つて仲介運輸、保險等の利益を失ふの不

の二半を徵收した。降て中世に至ても封建諸侯は領内の都市、海港、道路、橋梁等各所に貢物徵收の官衙を設け、其の所領に來れる貨物交通保護の報酬として是等の通路修繕費の名稱の下に一定歩合の使用料を徵收した。

(2)通過稅 之は其の貨物の輸入國が通過國の物を買はずに他國の物を買ふことを妨げる意味で課した。例へば佛國の貨物が獨逸を通過して露國に行く場合、獨逸が其の貨物に通過稅を課するが如きである。されど近年鐵道の發達と共に、

利を來したが爲めに、漸次之を廢止し、今や殆ど其の跡を絶つた。(1)

(二)輸出稅 (Export Duty) 貨物の輸出に對して課する稅をいふ。之が目的は、貨物を國內に抑留して、以て其の市價の騰貴を防ぎ、又は内國産業並に原料保護の爲めに、粗製品又は原料品を國內に留むるに在る。往時に於ては、頗る盛んに行はれたが、其の後之が課稅の負擔は、結局内國生産者に歸するのみならず、爲めに外國に於て、自國販路が縮少するの結果を知るに至り、諸國は相次いで之を廢止し、今や特殊の事情に依るもの、外は、財政の豊かならざる未開國に於て、全く收入本位から、僅かに之を存するに過ぎざる有様である。(3)

(三)輸入稅 (Import Duty) 輸入せらるる、貨物に對して

通過貨物に課稅して收入を圖るよりも寧ろ外國貨物の通過を誘致して運賃を多く收める方が國民經濟上有利であるから之を廢止するに至つた。

(3)輸出稅 之は今日に於て智利の硝石、巴西の珈琲の如く他國で生産せぬ特有物産に對し、又は吾が臺灣、朝鮮の如き特別の事情ある地方のみに存する。然して現時輸出稅を課するは土耳其、埃及、西班牙、支那等僅々十數國に過ぎず、然かも支那以外の國に於ては課稅品目も極めて僅少である。



課する税をいふ。之が目的は、一面財政上から、此の課税に依つて、國家の收入を得んとし、一面又商業政策上から、外國品に課税して、之が輸入を困難ならしめ、以て内國産業の發達を圖らんとするに在る。第十九世紀の中葉以後、諸國は通過税を廢し、又輸出税を廢減したが、之に反して、輸入税は一般に保護主義の政策が隆盛となるにつれて、益、重きを爲すに至り、今や關稅といへば、普通輸入税を意味するやうになつた。尙ほ輸入税については、左に詳しく説述する。

■財政關稅と保護關稅 輸入税は、右に述べたるが如く、其の課税の目的が、財政上並に商業政策上の兩面に存するが爲めに、普通左の如く區別せられる。<sup>(4)</sup>

(一) 財政關稅 (Financial Custom Duty) 一名收入關稅とも

輸出税の廢止は、英國は一八四二年、獨逸は一八七三年、和蘭は一八七七年、佛國は一八八一年、日本は明治三二年に行はれた。

(4) 輸入税の種類 輸入税は上述の如く(一)財政關稅、(二)保護關稅の二つに分れ、保護關稅は更に(一)農業保護關稅、(二)工業保護關稅に分れる。併し保護關稅は元來工業保護の爲めに生じたもので、初めは農業關稅はなかつたが、十九世紀の後半に於て米國の農産物に壓迫せられた歐洲諸國が自衛上之を課するに至り今日に及

稱し、主として財政上の收入を得んが爲めに課するのである。即ち彼の内地生産品に對して、消費税を課するが如く、輸入品の消費に對して之に課税し、以て國家の收入を得んとするものである。<sup>(5)</sup> されば、此の課税については、常に財政上の利便得失に鑑み、なるべく多額の財政收入を得るに努むべきではあるが、併し又常に之が國民經濟に及ぼす負擔を少くすると共に、努めて負擔の公平を圖り、稅率は奢侈品に高く、日用品に薄くし、且つ輸入額多き少數の貨物を擇ぶことが最も肝要である。

(二) 保護關稅 (Protective Custom Duty) 主として國內に於ける産業を保護奨勵し、兼ねて財政上の收入を得んが爲めに、賦課するのである。即ち外國品に課税するこ

んだ。されど原則としては素より工業關稅を主とする。

(5) 消費税 關稅は經濟上の取引爲より生ずる利得に課するにあらず、廣義の消費税であつて、其の國內に入る時内地の消費税と權衡を保つため同じ主旨より課税する所謂財政關稅である。

(6) 保護關稅上の問題 我國の如き後進國では自國産業の發達を圖る爲め其の必要があるが、之については必ず國內で發達の必要あり又其の見込あるものに限らるべく、若し見



とに依つて、外國品の輸入を困難ならしめ、以て未だ十分に育成せざる内國産業の發芽を、外國品の競争の爲めに蹂躪せられないやうに保護するのが第一義であるが、尙ほ此の外、既に發達の域に達し、十分なる競争力を有する産業でも、立國上の必要より、之を保護する場合もあり、又は外國企業家が投賣り(Dumping)に依つて、内國産業を倒さんとする際、高率なる關稅を課することに依つて、之を防禦するが如き場合もある。されば之が稅率は、産業保護の程度に依つて高低すべく、其の保護を必要とするあらゆる内國産業と同一の生産品に對して課するを常とするが、時には又極めて高率なる課稅に依つて、外國品の輸入を、全然不能に歸せしめんとする場合もある。<sup>(6)</sup>

六二  
込なきもの又は見込あるも保護關稅に安んじて國內産業の向上、生産費の低廉に努めざる時は、關稅の賦課は唯だ國內物價の騰貴を促進するに止り經濟上好ましくならぬ結果を生ずることがある。されば課稅物件、稅率には常に細心の注意を要する。  
(7) 禁止的保護關稅 或る貨物の輸入を欲せざる時、又内國品に獨占的地位を與へるために禁止的高率の課稅をする。されど之が爲めに相手國の報復關稅を誘致し、進んではポイコットを見ることがある。

### 第二款 關稅の賦課

■課稅の標準 一國が、其の國境を越へて出入する貨物に對して課稅する場合には、豫め適切公平なる課稅標準を決定せねばならぬ。然して、之が賦課に當つては、種々の方法があるが、就中其の主要なるは、從價稅及び從量稅の二つである。<sup>(1)</sup>

■從價稅 從價稅(Advalorem Duty)は、貨物の價格を標準として、一定の割合を定めるもので、例へば鋼鐵關稅從價一割八分といふが如き之に當る。然して此の方法は、常に貨物の價格に準じて課稅し、價格の増減に應じて稅額を増減することが出来るが故に、一般に負擔の公平を得るの利益がある。されど、凡百の貨物につ

#### 研究問題

- (一) 從價稅と從量稅との利害得失を比較せよ。
- (二) 實例を以て關稅の轉嫁を説明せよ。

#### 參考資料

- (1) 此の他關稅法 上記の外又
- (二) 同一貨物に對し同時に從價稅と從量稅とに依り二重に課稅する複合稅、(二) 稅率が課稅貨物の相場に準じて増減する滑尺稅の如きものがあるが、いづれも不便多く一般には行はれない。



いて、常に之が正當なる價格を決定することは、元來至難の業であるのみならず、事實殆ど不可能に近い。即ち、税關吏が輸入品を一瞥して、直ちに其の價格を察し得るが如きは、到底容易のことではなく、さればとて、之を商人の申告に俟つとしても、それには虚偽多く、素より正確を期し難かるべく、延いて通關常に容易ならず、之が調査に日を費し、兎もすれば商人をして、商機を逸せしむるの憾みが多い。<sup>(2)</sup>

■從量税 從量税(Specific Duty) は、貨物の重量又は容積に對して、一定の歩合を定めるもので、例へば小麥關稅每百斤一圓五十錢といふが如き、之に當る。<sup>(3)</sup> 然して此の方法に依れば、虚偽の申告を爲すの餘地少く課稅の標準が常に正確明瞭なるが故に、税關吏の手數を省

(2) 從價税の不便 價格といつても種類多く一律にはいはれぬし、又輸入者をして價格證明書類を差出さしめてもそれを偽造して脱税を圖る者珍しからず、米國の如きは輸出地駐在米國領事の證明を要すとし、又は別に評價人を選ぶ等方法を盡してゐる。

(3) 數量の算定方 從量税の賦課についても(一)風袋を込めたる總量に依るもの、(二)内裝、外裝のある場合外裝を去りたる半總量に依るもの、(三)純量に依るもの、三種があるが、我國では大抵純量に基く。

き事務の敏捷を期するの利益があるが、併し一般貨物の容量に於ては、精製品は軽く、粗製品は重いが常であるから、其の爲めに、高價品には却て稅率軽く、低價品には却て稅率の重きが如き不公正を呈することもあるべく、又同量にして、價格の異なるもの、間にも、尠からざる不公平を生ずるに至る等の短所がある。

此の如く、一般に從價税の長所は、從量税の短所であり、又從價税の短所は、從量税の長所であつて、全く其の一つのみを推すことは出来ないが、今日の實際を見ると、大部分は徵稅手續の簡便なる從量税に依つて課稅し、貨物の性質上之を適用し得ざる場合に於て、始めて從價税に依ることになつてゐる。<sup>(4)</sup>

四 關稅の轉嫁 關稅は租稅中、間接消費稅と稱すべ

(4) 實際の課稅法 課稅の法則よりいへば從價税が可いが、徵稅上の不便餘りに大なれば多少の不公平、煩雜を忍んでも從量税に依るがよい。たゞ價格の差甚しき種類の貨物に對しては從價税に依るのが今日一般の情勢である。

(5) 我國の課稅法 安政五年の修交條約に於て從價主義を採り、慶應二年の改稅約書に於て從量税を加へ、明治三十年の關稅定率法も亦從價税を主としたが、三十九年の改正に於て從來の主義を一變して從量税を主とすることとし、大



きものであるから、一般に輸出入商の手から、國庫に納付せられても、彼等納税者が、必ずしも眞の負擔者ではなくて、其の負擔は、更に他人に移ることがあり得る譯で、之を關稅の轉嫁 (Shifting of Custom Duty) といふ。然して、關稅轉嫁の實際を考へるに、結局其の負擔者は、内地の消費者か、外國の生産者か、又は其の双方か、各種の場合があるであらうし、必ずしも之を簡明にいふことは出來ない。<sup>(6)</sup> されど大體からいへば、國家の收入を目的とする財政關稅に於ては、大抵消費者に轉嫁せられるを常とするが、國產保護を目的とする保護關稅の場合に於ては、各種品目について、夫れ／＼特別の事情を有し、轉嫁の方向一様ならず、之が眞相は、品目個々について、實際を調査するより外はない。<sup>(7)</sup>

正十五年の改正に於て一層従量税を多くした。

(6) 轉嫁の實例 例へば一石四十圓の米に二割の輸入税を課したる時に、米の價格が四十圓とならば輸入税は凡べて消費者の負擔となり、四十圓のみならずすべて生産者の負擔となり、四十四圓とならば消費者と生産者と双方の負擔となる譯である。

(7) 租稅の轉嫁 租稅の轉嫁についての研究は第三篇財政學(二二四頁)に在る。参照せられよ。

### 第三款 關稅の制度

■關稅制度の性質 國家が自國の關稅課税品目を選定し、又は之が稅率を定めるは、元來國家の主權に屬し、一國の法律を以て規定すべく、敢へて他國の制肘を受くべきものではない。されど、關稅制度の如何は、頗る外國貿易の消長に關し、諸外國の利害に及ぼすとこゝろ大なるを以て、自ら強國は弱國の主權に干渉して、條約を結ぶことになり、又列強間に於ても、互に條約に依つて、關稅則の一部を定める方が、寧ろ双方の便宜であるから、豫め規定を設けて之を制限することになる。されば、今日各國の關稅則は、其の悉くが法律に依つて定まれるものではなくて、或る程度まで條約上の制限

#### 研究問題

- (一) 關稅制度の意義を述べよ。
- (二) 英米が國定稅則を採つて支障なきは何故か。
- (三) 先進國が協定稅則を採用せざる理由如何。
- (四) 我が國が國定協定稅則を採用するは何故か。
- (五) 複關稅則を批評せよ。

#### 參考資料

(1) 關稅制度の決定 一國は其の政治的並に經濟的の諸事情に應じ、其の國の利益と認むる程度に於て輸入稅率を定めるが、國際交通開け國際分業



をも蒙つてゐる。<sup>(1)</sup>

然して、斯かる關稅則には、**國定稅則**・**協定稅則**・**國定協定稅則**・**複關則**の四種がある。

■ **國定稅則** 國定稅則 (General Tariff System) とは、一國の法律を以て、凡べての課稅品に對し、凡べての國に適用する稅率を、任意に定むるの制度をいふ。然して、此の稅則に依る時は、自國の利益と、必要とに應じて、隨意に稅目・稅率を決定、改正するを得るのみならず、又關稅徵收の手續が、頗る簡便なるの利益がある。

されど、一國にして獨り稅率を高め、毫も他國の利害を顧みざる時は、他國も亦之に對する報復稅率を定め、爲めに自國商品の販路を閉鎖するの結果、遂に双方が通商上の利益を失ふことになるのみならず、斯くては

の行はれる今日に於ては唯だ自己の欲するがまゝに稅率を定め難く、茲に關稅制度上幾多の區別を生ずるに至つた。

(2) 英米の經濟實狀 一國が全然自主的に關稅制度を立て得るは、其の國が經濟的に特殊の事情の下に在る場合に限られ、孰れの國ても之が行はるべきでない。彼の英國は自由貿易主義を採りたゞ、財政上の都合から或種の貨物に限つて課稅するので、毫も内國産業保護の爲めてないから、外國が若し之に對して束縛を希望しても之に應ずることは出來ぬ

第三國の市場に於て、自國の輸出品を有利なる地位に置き難かるべく、且つ動もすれば、關稅の變動を招き易く、延いて經濟界の不安を來すの虞れがある。<sup>(3)</sup>

■ **協定稅則** 協定稅則 (Conventional Tariff System) とは、一國が他國と協議を遂げ、條約を以て、凡べての課稅品目並に其の稅率を定むるの制度をいふ。されば、之を定めるに當ては、各國とも自國の利益のみを主張する能はず、必ずや互讓に依つて、双方の利益に適應せしめるの要があるし、又當然其の條約が效力を有する間は、之を變更することを得ず、若し變更の必要あらば、更に協商を開きて、條約を改正するの外はない。<sup>(3)</sup>

然して、此の制度に依る時は、國際間の利害を調和するを以て、互の和親交通を進め、又當然稅率の輕減を來

し又其の要もない。又米國の如きは内國市場廣く然かも其の輸出貨物は從來原料品又は食料品を主とし世界孰れの所に送るも排斥される虞れなく、格別外國の我れに對する態度を顧みる必要がなかつた。

(3) 協定主義の必要 右兩國に反し國內の需要を充たすが爲めには是非とも外國品を輸入せざるべからず、又自國の製品を外國に出す必要あり、特に輸出貿易をば今後益々發達せしむるを要する大多數の國では、全然自主的に關稅制度を立てることは出來ぬ。なる



たすが爲めに、通商貿易を發達せしむるのみならず、延いて外國に於ける自國商品の市場を確保することが出来る。されど、一方に於て此の制度は、自國の經濟狀態の變化に應じて、可動自在に、必要なる保護を内國産業に施すことを得ざるのみならず、又一切の税目に對する税率を、細大洩さず協定することは、事實上不可能で、隨つて税率の協定なきものに適用すべき國定税率を、別に設けねばならぬ不便がある。故に、此の制度は今日の先進國の間には、殆ど全く存在せず、唯だ後進國が先進國の壓迫に遇ひて、止むを得ず約定したる片務的の協定の存するのみである。

**四 國定協定税則** 國定協定税則 (General and Conventional Tariff System) とは、一國の關稅中に、國定税率と、協定税率

べく多く自國産物を外國市場に入らしめんが爲めには、外國が之に對して輸入禁止若くは重税賦課等の殘酷なる取扱を爲さぬやうに之を束縛するの要あり、然かも外國を束縛せんと欲せば自國も亦之と交換的に其國よりの輸入貨物に對して特別の待遇をしなければならぬ。されば諸國は自然に相互に條約を結び税率の協定を結ぶやうになる。

(4) 協定税則採用の事情 弱國に於ては勢ひ條約に於て一切の税目につき税率の協定を強制せられる。我が國も嘗ては

との二種を兼備する制度をいふ。即ち原則としては、凡べての課税品の税率を、國法を以て規定するけれども、其の中の特定貨物については、條約に依つて、特定の國に對して、協定税率を定める制度である。然して、之はもと個々の通商國と、互に利益の交換を行はんことを目的としたもので、詳言すれば、相手國の貨物に對する關稅を、第三國の貨物に對するよりも、安くする代りに、自國品に對する相手國の關稅を、第三國品に對するよりも安くし、以て自國品の海外市場に於ける地歩を、安固にせんとするものである。

此の制度に依る時は、大體外國市場に於て、自國品が優越の地位を占むるを得るのみならず、又條約に定めたる一定期間は、全く税率の變更なく、大に自國工業の

此の税率を強ひられ、今も尙ほ支那、暹羅、波斯等の後進國に於て之を見る。斯く國力弱き國又は時代に於ては片務的なる税率を定めるが、一朝國力充實するに至れば此の不利なる税則に甘んぜず、必ずや國定税率を主とする新税制に移らんとするが常である。

(5) 税率の程度 要するに國定税率は内國人民の負擔力を標準として定め、協定税率は内國産業保護の必要を程度として定むるを原則とするが、時に斷引上の必要から内國人民の負擔力を超えて國定税率を



安固を期するの利益があるから、現今に於ては、我が國を始めとして、之を採用せる諸國も少くない<sup>(6)</sup>。されど、今日文明國間には、通商條約に於て、最惠國條款なるものがあつて、或る一國に協定稅率を許す時は、之を他の第三國にも、均霑せしめることゝなつてゐるから、之が爲めに、意外に國定稅率適用の範圍を狭めるの虞れあるのみならず、又豫期せざる國の生産品にして、此の協定稅率の適用せらるゝこともあれば、延いて自國の産業に、大きな打撃を與へることもあり、且つ又斯くて一般に稅率の輕減を見るに至つて、國庫の收入を著しく減少せしむる等の缺點がある。

**復關稅則** 復關稅則 (Double Tariff System) とは、一名最高最低稅則とも稱し、一國が輸入稅率を定むるに當

定めることがある。此の時は努めて其の度を失せざるやう豫め注意せねばならぬ。

(6) 此主義の一面 協定稅率の外に國定稅率を定めておけば、新たに外國と談判を開きて稅率の協定を爲す場合にも、若し談判不調となれば國定稅率に依つて課稅することゝなるため、外國をして我が提示する所に應ぜしむるの武器となすことが出来る。但し之が爲めに動もすれば關稅戰爭を惹き起すが如き虞れがある。

(7) 復關稅則の動機 此の制は

り、法律を以て、凡べての課稅品又は一部の課稅品につきて、最高と最低との二稅率を規定し、自國に對し協定に應ぜる國、又は最惠國條款を約する國に對しては、最低率を適用し、然らざる國には、一般に最高率を適用するの制度である。然して、此の稅率の適用は、經濟界の變化に應じて、何時でも自由に變更し得べき長所はあるが、又一面に於ては、利益の交換に依つて、第三國よりも有利なる待遇を、相手國から受けることの困難なる短所がある<sup>(7)</sup>。されば、現今佛國を始め、之を採用せる諸國も、少くないが、日尙ほ淺く、其の良否は未だ俄かに斷言し難い<sup>(8)</sup>。

#### 第四款 差別關稅

一國の政府が他國と交渉を爲すに當り政治上の關係から不利となるべき低き稅率を定める虞れある場合に、議會が豫め其の範圍を定めて協定率をして國民の要望する程度以下に降ることならしめんとするを目的とすることが多い。

(8) 復關稅則と日本 我が國ても學者政客中に此の稅則に着眼するもの多く、そこには各種の研究問題がある。



■差別關稅の意義 前款に於て述べたところは、一般關稅則に關する通論であるが、此の外國家は、或る特殊の目的を達せんが爲めに、同種の輸入貨物に對して、差別的待遇を與ふることがある。之を總稱して差別關稅といふ。<sup>(1)</sup>

■差別關稅の種類 差別關稅は、其の目的の如何に依つて、左の數種に別たれる。

(一)間接輸入割増關稅 間接輸入を抑制し、直接輸入を獎勵せんが爲めに、特に直接に原産地より輸入せられず、或る一國を通して輸入せらるゝ貨物に對して、課せらるゝ關稅である。<sup>(2)</sup>

(二)特惠關稅 或る特定の國より輸入する貨物に對して、割引する關稅である。之は既に經濟上又は政治

研究問題

- (一) 差別關稅は何故必要か。
- (二) すべての差別關稅を割引關稅と割増關稅とに分けてみよう。

参考資料

- (1) 割引關稅と割増關稅 差別關稅は此の二つに別けることが出来る。即ち(一)或る國、或る種の貨物の輸入を獎勵せんが爲めに其の稅率を一般稅率より引下げるを割引關稅といひ、(二)各種の事情より之を引上げるを割増關稅といふ。
- (2) 間接輸入割増關稅 間接輸入に依る時は運賃、保險料、手数料等により内國消費者に無益の負擔を増加せしむるの虞れがある。
- (3) 相殺關稅 此の賦課に依つて輸出國が與ふる輸出獎勵金だけ他方に於て輸入國は輸入稅を嵩むるが故に、結局輸出獎勵金は輸出國の支出を増し輸入國の收入を増すのみで何等輸出獎勵の効果なく從て其の撤廢を見るに至るであらう。
- (4) 投資防止關稅 投資には上記の外一時的手段として國內に於ける過剰品を外國にて投

上特殊の關係を有する國家間に於て、更に其の關係を密接ならしめんが爲めに課するのであつて、之に獨立國家間に行はるゝものと、本國と植民地との間に行はるゝものとの二種がある。

(三)相殺關稅 他國に於て、輸出獎勵金を與ふる場合、之を無効ならしむるの目的を以て、當該貨物に課する割増關稅である。即ち相手國の斯かる獎勵策は、輸入國にとつて、保護政策上何等の効果なきに至るを以て、此の場合、相手國の與へたる輸出獎勵金に等しき輸入稅を課せんとするのである。<sup>(3)</sup>

(四)投資防止關稅 他國の不當投資に對する防禦の爲めに課する割増關稅である。元來投資は、之に依つて其の商品の販路を廣くし、又は外國工業を破壊せん



とするものなれば、之に對抗して、内國工業を保護するは自衛上當然のことである。<sup>(c)</sup>

(五)報復關稅 他國が、自國の貨物又は船舶に對して、不利なる待遇を與ふる時、之を撤回せしむるの目的を以て、報復的に課する割増關稅である。元來相手國の斯かる態度は、素より默止すべきにあらず、此の種關稅に依つて反省を促すは、蓋し止むを得ざることである。<sup>(d)</sup>

第五款 我が國の關稅制度

■我が國の關稅制度 我が國の關稅組織は、幕末開國以來遂次整備の歩を進めたが、其の後七十年間、數度の改正を経て、遂に今日に至つたものである。然して、之を歴史的に大別すると、(一)舊協定稅則時代、(二)第一次

賣りする場合があるが、此の際には之が課稅の要はない。

(5)報復關稅 之は一時的のもので相手國が非を悛めば直に廢止さるべきものである。然るに相手國が之に報ゆるに又報復關稅を以てするに至れば遂に關稅戰爭の開始となる。

研究問題

- (一) 我が國が完全に關稅自主權を得るに至つたまでの經過を述べよ。
- (二) 我が國課稅方法の變遷を纏

改正條約時代、(三)第二次改正條約時代、(四)現行條約時代の四階段となる。

■舊協定稅則時代 安政慶應年間、諸外國と締結した條約に依り、最惠國約款の下に、原則として輸出入共五分の從價稅及び之を基礎とする從量稅を課すべきこととなり、我が國の關稅權は、全く諸外國の束縛を蒙り、不公正なる治外法權と共に、國權の伸張を妨げることに頗る大なるものがあつた。<sup>(1)</sup>

■第一次改正條約時代 此の如き不利益なる條約を改正せんとする企圖は、其の後幾度か試みられたが、其の都度、幾多の障害に遇ひて、效を奏することが出来なかつた。然るに、明治二十五年、陸奥宗光の外務大臣たるに至つてより、漸次諸國と對等條約を結び、三十二年

めてみよ。

参考資料

- (1) 關稅條約の初め 安政五年の條約では二割乃至三割五分の輸入稅を定めたが、不幸之は實行されず、慶應二年の改訂に依つて一切の輸入品は片務的に從價五分の低率とされ屈辱的なるものとなつた。

(2) 關稅改正の運動 斯く最惠國約款付の協定關稅と治外法權といふ二つの枷から遁れられない不公正なる條約を改正せざるべからずといふ輿論高まり、大隈伯の隻脚を失ひた



を以て、之が實施を見るやうになつた。<sup>(2)</sup> 爾來我が國は、原則として、輸入貨物に對しては、國定稅則に依つて課稅し、例外として、條約で協定した貨物に對しては、協定稅則に依つて課稅するに至つた。されど、此の協定稅率は、未だ甚しく片務的であり、且つ歐米諸國の輸入貨物に對しては、最惠國約款に依り、悉く低い稅率を課するの外なく、我が國の蒙つた不利益は、決して少くはなかつた。<sup>(3)</sup>

四 第二次改正條約時代 明治四十四年、各國との條約期限滿つるや、之を機として根本的の改正に成功し、從來の片務的協定稅率を葬つて、大體自由の立場からする双務的のものとなつた。即ち關稅設けられて茲に五十餘年、遂に大體に於て稅權を恢復したるは、我が

るを始め幾多の政變を捲き起したが、遂に陸奧伯の力によつて自主的關稅の端を發するに至つた。

(3) 第一次の改正 表面は列強と對等の地位に立つたけれど、實際は然らず、當時の有稅品目五百三十八種、中百四種は協定稅であつたが、其の稅率は平均すれば約一割程度の低いものであつた。されば不平等條約の改正、關稅自主權恢復の聲は朝野に高かつた。

(4) 第二次の改正 第二次の改正は稍、完全に關稅自主權獲

關稅史上特筆すべきことで、之から稅率も一般に引上げられ、保護關稅の色彩が頗る濃厚となるに至つた。<sup>(4)</sup>

四 現行條約時代 右の改正條約は、其の後十六年間大きな改正はなかつたが、此の間に經濟界は異常なる飛躍を遂げ、物價の變動も著しく、稅率改正の必要切なるに至り、遂に大正十五年全般的の大改正が行はれた。然して之が骨子は、先づ重要産業保護の主旨を徹底し、次いで物價の變動に依る各種商品間の不公平を除き、國民生活を安易ならしめるの點にあつた。茲に於て、愈、永年の大問題であつた一般的大改正の實現を見、關稅自主權も名實共に相備はつたものになつた。<sup>(5)</sup>

## 第二節 輸出獎勵制度

得の目的を達した。然して協定品目は二十六種となり、稅率も大體最低五分、最高六分の間に於て適當に國定稅率を定むること、なつた。

(5) 現行法 關稅開始七十年、遂に完全に片務的稅率の殘骸を葬つた。尙ほ一般に従價稅を出來るだけ從量稅に改めた。現行關稅に關する法令は澤山あるが就中之が基本を爲すものは左の法律である。就いて見られよ。

△關稅定率法（明治四三年四月五日、法律第五四號）



■輸出獎勵制度 輸出獎勵制度は、關稅とは稍、趣きを異にし、直接に自國品の海外に於ける競爭力を大ならしめ、以て海外市場を開拓し、擴張せんとする政策である。然して此の制度には、(一)輸出獎勵金、(二)戻稅の二種がある。

■輸出獎勵金 輸出獎勵金(Export Bounties)とは、或る種商品の輸出を發達せしめんが爲めに、交附するところの獎勵金であつて、之には(一)直接に獎勵金を與ふるものと、(二)戻稅を必要額以上に亘らしめて、間接に獎勵金たらしむるものとの二種がある。

即ち一國が其の國の商品輸出に際し、一定の補助金を與ふる時は、それだけ其の商品の生産費を低減したるに等しき結果となり、従前よりも低廉に、外國市場に

研究問題

- (一) 輸出獎勵金の利害を述べよ。
- (二) 戻稅制度の必要なる理由を述べよ。

參考資料

(1) 直接輸出獎勵金 之は現實の補助金交附で輸出者にとつて非常に有利であるが、それだけ相手國の打撃となるので餘りに露骨に之を行ふと相手國から妨げられ易い。されば今日少數の特殊なるものを除いては之を與へる國はない。

(2) 間接輸出獎勵金 消費稅戻稅の實行に於て、本來一旦課

賣出すことを得べく、隨つて外國市場に於ける他國の競争品を壓倒し得べき筈である。されど、之が實際を見るに、直接獎勵金は、當然外國の感情を害し、忽ち相殺關稅を課せられるに至るが常であり、又間接獎勵金とて、やがて外國の知るところとなつて、之が對策策を講ぜらるゝに至るを以て、共に容易に目的を達し難い。されば、重商主義の時代に於て、旺盛を極めた此の制度も、漸次に衰微の運命を辿り、現在では極めて力弱きものとなつてしまつた。

■戻稅 戻稅(Drawback)とは、或る商品の輸出に際し、先きに其の商品、又は其の商品の原料に課したる消費稅、若くは輸入稅を拂戻す制度をいふ。即ち之に依つて、輸出品の生産費を低減せしめ、延いて外國市場に於

した消費稅だけを拂戻せば足りるのに、更にそれ以上拂戻して事實上直接輸出獎勵金に等しいものを與へてゐる國がある。(戻稅については次項を參考せられよ。)間接輸出獎勵金には此外運賃の引下の方法もあり、又之を與ふるものも政府並に同業組合、特殊の會社等種々の別がある。

(3) 戻稅の理由 輸入原料に依る製品の輸出は、結局輸入稅をかけたゞけは内地生産品が高價となる譯で、外國との競争に不利となるから之を除かんが爲めに戻稅制度が出来た。



ける内國商品の競争力を大ならしめようとするのである。<sup>(3)</sup>今日の戻税には、(一)一旦輸入した原料に加工して輸出する場合、先きに原料輸入の際徴収しただけの税を戻す原料輸入税戻税、(二)輸入原料を用ゐて製造したものを内國市場で賣る場合、先きの原料輸入税を戻す製造戻税及び(三)一旦輸入して之に内地消費税を課した商品を、更に外國に輸出する場合、先きの内地消費税を戻す内地消費税戻税等の種類があるが、就中最も重要なるは、原料輸入税戻税である。我が國關稅法亦戻税制度を採用し、可成りに多數の品目に對して、之が拂戻を爲すことになつてゐる。

然るに之が實施に於て、拂戻額の正確なる決定は、事甚だ容易の業にあらざるのみならず、又工業技術の絶

(4)我國戻税の實際 上記三種の分類に従つて我が戻税に關する法規を示す。委細は之を參照せられよ。

一、製造戻税

1 煉乳原料砂糖戻税法(明治四一年、法律二七號)

2 工業用酒精酒類其他酒精含有飲料戻税法(明治三九年、法律四六號)

二、原料輸入税戻税

關稅定率法第九條に依る命令の件(大正一〇年、勅令二三八號)

三、内地消費税戻税

1 輸出菓子糖果原料砂糖戻税法(明治四二年、法律

えざる進歩は、兎もすれば消費税額以上の拂戻を爲すこととなり、其の超過の部分は、間接に輸出獎勵金を與ふると同じ結果に陥り易く、共に戻税の精神に反することとなる虞れがある。

第三節 通過獎勵制度

■通過獎勵制度 外國の貨物が、自國を經由し、更に外國に向ふところの通過貿易は、毫も自國の生産者に壓迫を加ふることなきのみならず、自國は之が爲めに、運賃保險料、倉敷料、手数料、加工費等を得、且つ貨物の集散盛んとなり、延いて都市の繁榮を來たす等、諸種の利益がある。<sup>(1)</sup>されば、先進國は古くより交通の發達を圖り、極力之が發展策を講じたものである。

一八號

2 酒精酒類其他酒精を含有する飲料輸出下戻金に關する件(明治三四年、法律第一〇號)

研究問題

(一)通過貿易制度の價值を述べよ。

(二)三種の自由港を比較せよ。

(三)保税倉庫は何故貿易上必要なのか、

參考書目

(1)通過貿易の發展 今日有



通過貿易品中、大體に於て、當初より通過貨物として輸入するものは少く、多くは輸入の後、内外の景氣に依つて、通過貿易品と變ずるものであるが、是等商品に對して、悉く戻税法を適用するは、手續きの煩雜に堪えざるのみならず、又貿易業者の不利益も少からず、結局斯かる貨物に對しては、無税のまま、で輸出入し得る便法を講ずるに如くはない。通過獎勵制度は、此の目的の爲めに設けられたもので、之に(一)自由港、(二)保税倉庫の二種がある。

■自由港 自由港(Free Ports)とは、貨物の輸出入共に自由にして、全く關稅の賦課なき商港をいふ。即ち、此の地は全く關稅區域から切りはなし、内外船舶並に貨物は、すべて内國船貨の負擔すべき義務以外に、何等特

名なるロツテルダム、アントワープ、上海、香港等の繁榮は之が實例である。

(2)貿易業者の不利益 貨物の陸揚の際に課税して後日再輸出をなす際に戻税をすれば、貿易業者は豫め税金額丈け多くの資金を準備し、且つ拂戻を受けるまでの利息を損することになる。

(3)自由港の歴史 最初は港の全部を開放しすべての自由を許した爲めに、自由港は恰も外國の港と同じ感あり、そこでは全く無税で生活かてき、

別の義務を負ふことなく、唯だ更にそれより出入するに及んで、初めて關稅を徴せらるべき港灣である。<sup>(5)</sup> 然して、自由港には次ぎの三種の區別がある。

(一)自由港市(Free Ports Town) 港灣の全部を擧げて、關稅區域外に置き、此の地域内に限り、出入の貨物に對し、一切の關稅を徴收せず、尙ほ住居の自由、製作、加工の自由をも許すものである。<sup>(4)</sup>

(二)自由港區(Free Ports Quarter) 自由港市の如く、港灣の全部を自由區域とせず、港に接續した一部を區劃して、之を關稅區域外とし、其の區域内に於ては、住居の自由を禁ずるの外、自由港市と同じものである。<sup>(6)</sup>

(三)自由地區(Free Districts) 地域の區劃、住居の禁止等は、自由港區と同じいけれど、其の内部に於て、加工製作

無税で輸入し加工して不當の利益を得、内地の他の地方の住民と權衡を失ふことが甚しい。且つ如何に監督を嚴重にしても必ず密輸入が行はれ易い等の缺點がある爲めに次第に斯かる大規模の自由港は廢止せられ、縮小せられて他の形式をとるに至つた。

(4)自由港市 嘗ては盛んに行はれたが右の如き短所ある爲めに次第に衰へ、今日は新嘉坡、香港、アデン、ペナン、大連等に殘存するに過ぎぬ。

(5)自由港區 現時ハンブルグ、



を許さず、唯だ貨物の積卸・貯藏・改装・仕分の如き商業に附屬する事務を行ひ得るに過ぎないものである。<sup>(6)</sup>  
 以上の如き自由港は、嘗ては國際通商上、頗る重要視されたものであつたが、國際交通の發達するに従ひ、次第に其の價值を減じ、今後は寧ろ港灣の設備を整へると共に、保税倉庫を擴張するに如かずといふ意見が、一般に行はるゝやうになつた。

■保税倉庫 保税倉庫 (Bonded Warehouse) は輸入手續未済の貨物を、保管すべき倉庫をいふ。即ち、内地取引が決定して、入庫貨物を庫出するまでは、關稅の徵收を猶豫し、又外國に再輸出する場合は、倉庫料の支拂のみで、關稅の賦課をしないのみならず、庫入貨物に對して、證券を發行し、之に依つて轉々貨物の賣買を爲し得る

コペンハーゲンには有名である。  
 (6) 自由地區 今日此の制を採用せる國は仲々に多く伊太利、奧大利の如きは盛んである。近年我が國に於ても之が設置の議が唱へらるゝに至つたが其の成果如何は問題とされてゐる。

(7) 私設倉庫 保税倉庫は官設を本義とはするが、それだけでは擴張容易ならず又不便も少くないから、各國共に私設民間の倉庫を許してゐる。

(8) 鹽場 我が國は保税倉庫

の便があり、且つ又庫入中必要に應じて改装・仕譯等を爲すの自由がある。されば、此の制度は、輸入者にとつての便宜大なるのみならず、又通過貿易獎勵の上にあつてくる利益も尠くないから、各國共盛んに之が發展に努力してゐるのである。<sup>(8)</sup>

## 第五章 通商條約と關稅同盟

### 第一節 通商條約の概念

■通商條約の意義 通商條約 (Commercial Treaty) とは、通商國相互間に於ける經濟關係を、密接圓滿にして、互に通商貿易の利益を多からしむる爲めに結ぶ條約である。<sup>(1)</sup> 然して此の條約が、商業政策の手段に供せられたのは、可成り古代からのことであるが、それが國際通

に於ける加工を嚴重にし、別に關稅假置場の制を立て、に保管の貨物は三ヶ月間加工を許したが、其後又假置場の制に改め一層加工の手をゆるめて寛大なるものとした。

#### 研究問題

- (一) 通商條約の必要なる理由を述べよ。
- (二) 通商條約は如何なる事項を規定するか。
- (三) 通商條約には如何なる種類があるか。



商上重要なる地位を占め、汎く諸國の間に行はるゝに至つたのは、大體第十九世紀以後のことに屬する。

■通商條約の必要 元來國際間に於て、修交の必要あるは、恰も人に交際の要あると同じく、極めて自然のことである。然かも、各國互に有無相通ずる通商に依つて、當然各種の制度文物の移動を起し、斯くて文化は次第に世に波及するに至るのみならず、尙ほ一面に於ては、國際間の交通盛んなるに隨ひ、やがて私法上の權利の確保を要すると共に、又相互通商上に於ける關稅其の他の取扱につき、豫め協定を爲すの必要を生ずる。然して此の二點こそ、今日通商條約の締結を必要とする眼目に外ならぬ。

■通商條約の内容 通商條約の内容は、其の締結國

參考資料

(1) 國際經濟關係 廣義の條約には政治關係のものと經濟關係のものとがあるが、昔は國際上政治問題が重きを爲し條約といへば大抵政治的のものであつた。然るに近代は經濟關係錯綜して商業政策が國家の重要任務となるに至り、條約に於ても經濟的方面を主とするものが多くなつた。

(2) 通商條約の由來 紀元前五百年の昔ローマとカルタゴ間に結ばれたといふが是等は決して獨立せる通商條約ではなく、又重商主義の盛んな時代

間に於ける通商關係の範圍、並に粗密の程度等に依つて必ずしも一樣ではないが、普通其の中に規定せらるるは、左の諸項である。

- (一) 通商航海の自由 相手國の商品・商人・商船に對する差別を設けずして、内國の商品・商人・商船と同様の待遇を與ふることを約する。
- (二) 住居・旅行・營業の自由 相手國の文明の程度に依り、是等事項につき内國人民と同一の自由を認むるものと、内外人間に區別を設くるものとの別がある。
- (三) 納稅其の他の義務 文明國間では、大體内外人の義務に區別を設けざるを原則として締結する。
- (四) 關稅 關稅に關する約定は、最も重要なる事項であつて、今日通商條約締結の目的は、要するに此の點に

の條約も大抵特殊國間のことで、眞の通商條約は第十九世紀に入り英佛間のコペンハーゲン條約を以て先驅とする。

(3) 通商の自由 通商航海の自由とは締盟國間の通商航海に對し不當なる拘束を加へずとの意で、決して一切の課稅を免除するとの意ではない。

(4) 住居等の自由 歐米諸國は早くより内地雜居を許したが、我國には漸く明治三十二年之を許し、支那、暹羅等には今尙ほ之を許さず内外人の間に區別を設けてゐる。



在るといふことが出来る。

(五) 最惠國條款 是れ又重要事項の一であるが、次節に於て説明する。

(六) 其の他の特殊事項 特許・商標・交通機關・領事の派遣等特殊の事項につき約定する。

四 通商條約の種類 通商條約の種類も、兩當事國間に於ける經濟的關係の如何に依つて差別があるが、現今行はれるものは、左の四種である。<sup>(6)</sup>

(一) 關稅條約 兩當事國相互に關稅率を協定して、通商上の便宜を圖ると共に、又最惠國條款に依つて、一方が第三國に與へたる利益は、必ず相手國にも均霑せしめるもので、之は通商關係の最も親密なる國家の間に結ばれる。<sup>(7)</sup>

(5) 義務 内外人に差別を設けざるは文明國間のことで、然らざる場合には外人のみ國內に於ける全部若くは一部の納稅並に其の他の義務を免がるの約定を見ることがある。

(6) 通商條約の四種 之を簡明に表せば左記の如くなる。

一、關稅條約 關稅協定と最惠國條款とを有する條約。

二、互惠條約 關稅協定のみを有する條約。

三、最惠條約 最惠國條款のみを有する條約。

四、單純條約 關稅協定も最惠國條款も共に存せざる條約。

(二) 互惠條約 兩當事國相互に、最惠國條款を定めずして、夫れ／＼の稅目について、有利なる協定を爲さうとするもので、主として利害の交換に於て、相互主義を採る國の間に結ばれる。<sup>(8)</sup>

(三) 最惠條約 兩當事國相互に、別に稅率を協定せず、最惠國條款に依つて、單に相手國が他國に對して與ふると同様な待遇の與へらるゝを以て満足するもので、之を通商關係の未だ十分でなく、然かも兩國間に於ける通商上の待遇は、他の國並みにするを有利とする國々の間に結ばれる。<sup>(9)</sup>

(四) 單純條約 關稅協定も、最惠國條款も共に存せず、單に當事國間の交通貿易に關する一般的の約定のみによつて通商するもので、通商取引の未だ發達せざる

(7) 關稅條約 非常に進歩した條約で優良國間に限りて行はる。我國も英、獨、佛等の間には之を締結してゐる。

(8) 互惠條約 此條約は米國が伊、佛と特殊なる品目について約定せる外一般には行はれて居らぬ。

(9) 最惠條約 此條約は今日最も一般的に行はれ、我國に於ても甚だ多く大部分の條約は之に屬する。

(10) 單純條約 安政元年我が國と英、米、露、和との間に締



國と、先進國との間に結ばれる。<sup>(10)</sup>

### 第二節 最惠國條款

#### ■最惠國條款の意義 最惠國條款 (Most Favored Nation Clause)

とは、普通通商條約中に置かれる條款であつて、條約國の一方が、第三國に對して、現に與へ、又は將來與ふべき權利及び利益の全部、又は一部について、相手國が之に均霑すべきことを約したものである。然して此の條款は、普く各種の權利及び利益に及ぶものであるが、就中最も重要な特惠は、關稅の減免に關するものである。されば、此の條款を與へられた國は、其の相手國との間に、直接に關稅減免に關する約定をしなくとも、相手國が、他の第三國に對して、現に特惠を與へた場

結されたる條約は之に類す。

#### 【研究問題】

- (一) 實例を以て最惠國條款の性質を述べよ。
- (二) 最惠國條款の消極的の效力とは何か。
- (三) 最惠國條款の二種を比較せよ。

#### 【參考資料】

(1) 最惠國條款の性質 若し此の條款が無かつたとせば、甲國に對して乙國が非常なる努力を以て自國に有利なる稅率を協定しても、其の後甲國が

合や、又は將來に於て、特惠を與へた場合には、必ず之に均霑して、同じ特惠を受けることを約したもので、つまり他の第三國に對して、如何なる可い條件の條約を結ぶとしても、必ずそれを自國に及ぼすやうに定めた條款である。<sup>(11)</sup>

#### ■最惠國條款の效力

されば最惠國條款は、相手國をして、特に自國の爲めに、利益ある讓歩を爲さしむる積極的の效力はないけれども、特に他國の爲めに、利益ある讓歩を爲したる場合に、恰も自國の爲めにも讓歩したると同一の結果を生ぜしめ、結局自國をば、最も大なる恩惠に浴する國以外に排斥することを不可能ならしむる消極的の效力がある。

#### ■最惠國條款の種類

現時行はれてゐる最惠國條

丙國と更に有利なる稅率を協定して乙國は丙國よりも不利なる立場に陥ることがある。

されば最初此の最惠國條款が考案された當時は、之に依つて決して他の第三國とそれ以上有利なる協約を結ばないことを定めたものであつた。併し之では徒らに條約國を束縛して不便な場合が多いから、やがて此の條款の觀念も改められて、今日の如く締盟國が第三國といかなる有利な協定をしてよいが、其の場合には必ず其の條件は自國にも均一に與へられることとなり共に其の利益を享けるに至つた。



款には、左の二種がある。

(一) 無條件最惠國條款 一國が第三國に許した一切の特恵は、すべて無條件で、即時に之を他の條約國にも均霑せしめ、最惠國として平等に取扱ふことを約するもので、之は現に歐洲諸國の間に普く採用されてゐる。<sup>(2)</sup>

(二) 條件附最惠國條款 一國が第三國に對して、特恵を許す場合、單に無條件で許した時には、同じく無條件で、他の條約國をして、之に均霑せしめるが、若し條件附で許した場合には、矢張り之と同一の條件附で、他の條約國をして、之に均霑せしむることを約したもので、現に南北兩米諸國に於て専ら行はれてゐる。<sup>(3)</sup>

### 第三節 關稅同盟

(2) 無條件最惠國條款 之は一八六三年英伊通商條約に於て初めて採用せられた爲め一名アングロ・イタリヤン・タローズともいふ。我國と歐洲諸國との條約も大抵之に屬する。

(3) 條件附最惠國條款 之は一八四八年英國とイベリヤ間に初めて約定せられた爲め一名アングロ・イベリヤン・タローズともいふ。我國と亞米利加諸國との條約は之に屬する。

### ■關稅同盟の意義 關稅同盟 (Customs Union) とは、經

濟關係の密接なる國家の間に、關稅に關し一定の同盟を結び、同盟國を單一の關稅區域となし、共通の關稅制度を設けて、同盟國以外の國家に對すると共に、同盟國相互の間に於ては、門戸を開いて、自由に貿易をなす制度である。されば最惠國條款を約定してゐる國家でも、此の同盟國間の特恵については、之に均霑するを得ないのはいふまでもない。<sup>(1)</sup>

### ■關稅同盟の種類 關稅同盟は其の内容から見て、

左の二種に別たれる。

(一) 完全同盟 同盟國相互間に於ける一切の關稅を廢すると同時に、他國に對し、同一の關稅を設けて全く統一せる關稅區域を組織するもの、即ち關稅制度上に

### ■研究問題

- (一) 關稅同盟の性質を考へよ。
- (二) 關稅同盟と最惠國條款と如何なる關係があるか。
- (三) 關稅同盟の利害を比較せよ。

### ■参考資料

- (1) 關稅同盟と最惠國條款 關稅同盟を組織する國にして他國との間に最惠國條款を約してゐる場合、それらの國に對し對手同盟國同様の待遇を附與せねばならぬとせば、關稅同盟は成立の餘地はない。されど完全なる同盟に對して最惠國條款が何等均霑の效力なきは一般の定説でもあり、又幾



於ては、全く一國の形をなすものである。獨逸關稅同盟、<sup>(1)</sup> 奧匈關稅同盟の如きは之に屬する。

(二) 不完全同盟 全く統一せる關稅區域を組織せず、單に同盟國間の關稅の一部を撤廢するか、又は之を輕減して、他國に對するよりも、一層低率の關稅を課するものをいふ。瑞典・諾威間の關稅妥協<sup>(3)</sup>は之に屬する。

■ 關稅同盟の利害 同盟國相互に關稅を撤廢輕減して通商するから、生産貨物は、互に自由に出入して、國民生生活を利し、又生産を盛んならしめる經濟的利益があるが、一面又相互に政治上の關係を親密ならしむることも出来る。

されど、同盟國は互に門戸を開いて、市場を提供することになるから、自然生産條件の有利なる國が勝利を

多の先例もある。

(2) 獨逸關稅同盟 關稅同盟中最も主要なもので、一八三四年、合計十八ヶ國、人口二千三百萬より成る獨逸聯邦間の關稅同盟が成立した。

(3) 瑞・諾關稅妥協 一八九〇年成立にかゝる。加工せる外國品や、砂糖、煙草、珈琲等以外のもの、陸地間の輸出入は一切無稅とし、衣服、麻布其他の特定品に限つて區別關稅を設けた。

(4) 弱國併呑の危險 第十九世

占めることとなり、相手國の産業を壓倒するの結果を招くに至るのみならず、一面政治的にも、小國は次第に大國に併呑さるゝの危險なきを保し難い。<sup>(4)</sup>

紀末以來白耳義、和蘭、瑞西等は屢々隣邦の強國佛、獨と關稅同盟を結ぶの利益と必要を感じたけれど、此の案は常に上記の危險を恐れて否決された。



## 第二篇 工業政策

### 第一章 總論

#### 第一節 工業政策の意義

■工業政策の意義 工業政策(Industrial Policy)は、商業政策等と相並んで、經濟政策の一部門を成し、國家が國民經濟の發達を助くるが爲めに、其の國に營まるゝ工業に對して、行ふところの一切の施設をいふ。然して工業は、生産經濟の要部を占め、各種の貨物を供給して、以て國富を増進するの資を作るものであるから、之が政策如何は、洵に一國經濟發達の上に、重大なる意義を

#### 研究問題

- (一) 工業政策はどういふ使命を持つてゐるか。
- (二) 工業政策を行ふ主體は誰か。
- (三) 工業政策といふ工業とは如何なる意味のものか。

#### 參考文獻

- (1) 工業の重要 工業が産業として發達するに至れば、之に原料を供給する農業、林業、

有するものである。(1)

■經濟政策の主體 工業政策は、此の如く國家が社會全般の利益の爲めに、積極的に之が助長の責に任ずるものである以上、政策の主體は勿論國家でなければならぬ。然るに、近世に於ける工業は、次第に都市に集中するの傾向著しく、随つて是等都市に於ても、努めて各種工業の發展に關する諸般の施設を行ふやうになつたのみならず、又商業會議所、同業組合の如きも、共に此の政策實行の任に當ることがあるが、是等はいふまでもなく、國家の政策を補助するの點に、其の本領が在るのである。

■工業の意義 然らば、工業(Industry)とは如何なるものであるかといふに、一般に既に存在せる財貨に加工

鑛山業の如きは自ら隆盛に赴くべく、又工業に依つて取扱商品の供給を受くる商業、交通業等の進歩を促すことも素より言を俟たず、洵に近代に於ける世界一般の經濟發達に對して工業の示せる功績は甚大のものがある。

(2) 工業の意義 工業の觀念につきては左の項を参照せよ。

一、生産は「經濟原論大意」

四六頁を。

二、工業は同書四九頁を。

(3) 業務としての工業 此の見地より見れば各人の獨立なる



して、之が性質・形狀等を變ぜしむることに依り、其の效用を増大するところの生産であると解せられる。<sup>(3)</sup> されば、工業は加工生産を主眼とするの點に於て、原始生産業たる農業・林業・漁業等と異り、又原料自體の變化を目的とするの點に於て、財貨の流通を本旨とする商業及び交通業とも、趣きを異にする。

**四 産業としての工業** 一般に工業は、二つの立場から見る事が出来る。即ち一は、之を以て業務とする個々の人々の側からの研究で、主として其の經營方法を究めようとする方面である。<sup>(4)</sup> 他の一は、之を社會經濟上に於ける一體系と見たる場合の研究で、主に工業の構成、一般社會經濟生活との關係、及び之より起る種の經濟的並に社會的の問題等を明かにせんとする

營業として行はれ、又は他の業務例へば農業、商業と併せ營むことも少くない。併し工業政策は斯かる業務上の經營方法を研究するものではない。

**(4) 産業としての工業** 工業を業務として、なく産業として見れば、即ち農業や、鑛山業や、商業の如きものと相並びて一産業系統を形造るもので、然かもそれが一産業系統として有する社會經濟上の意義と任務とは年と共に重要に向ひ、今や商工業時代といはれるが如く、商業と工業とは相並びて一般經濟界の大勢を指導し

方面である。<sup>(4)</sup> 然して、吾等が今工業政策に於て、講究せんとする工業は、勿論後者の意味に於けるのそれであればならぬ。

### 第二節 工業經營の變遷

**一 工業經營の發達** 工業政策の考究に入るに先だち、豫め今日の工業が如何なる道程を経て進歩し來つたかを知るは、政策の本旨を理解する上に、頗る必要なことである。此の意味から、一般工業發達の跡を尋ぬるに、大體に於て、(一)家内仕事、(二)手工業、(三)家内工業、(四)工場制工業の順序を追ふてゐることが分る。<sup>(1)</sup>

**二 家事仕事 家内仕事 (House Work)** とは、工業經營制度中、最初に現はれた頗る幼稚なる状態で、自給經濟時

其の命脈を支配する程の勢力をもつてゐる。

#### 研究問題

- (一) 國民經濟發達の階段と工業經營の變遷とを比較せよ。
- (二) 各工業形態の特色を抽出してみよ。
- (三) 各時代を通じて技術者と經營者との關係を比較せよ。

#### 参考資料

- (1) 工業經營の發達 極めて大體からいふと、(一)家内仕事は



代に行はれたる制度である。當時は大家族制度の下に、生産と消費とが、全然一家内で行はれ、其の生産品の家族の外に出づることは、極めて稀であつたが故に、家族に屬する人々は、すべて自己の消費や、又は自己の屬する家族の消費を目的として、加工生産に従事したものである。されば、是等はもと獨立の工業として存在したものでなく、大抵農業の片手間に、副業的に行はれたに過ぎず、随つて賃銀問題の如きは、全然起り得る餘地がなかつた。<sup>(2)</sup>

■手工業 然るに、經濟漸く發達して、都市經濟時代に進み、家族と家族との交通、頻繁となるに至るや、從來農業の片手間に行はれた工業は、漸く農業より分化して、一の獨立せる手工業 (Hand Work) となつて、家族内の

自給經濟時代に盛んであつた經營制度であり、(二)手工業は都市經濟時代に、(三)家内工業は國民經濟時代の初期に、(四)工場制工業は其の後期に盛んとなつたものである。

(2)家内仕事 すべての加工が單に家族内の消費の爲めに行はれたものであるから、縦し自己以外の者のために加工をしてみたところで、それには賃銀問題は伴はなかつた。

(3)手工業 自己の家庭以外の市場が新たに生れて生産と消費とは分離するやうになつた。

過剰生産が行はれ、生産は單に一家族の消費の爲めではなくて、外部との交換を目的とするやうになつた。<sup>(3)</sup> 尙ほ之を大別すれば、次ぎの二つの形態となる。<sup>(4)(5)</sup>

(一)賃仕事 (Lohn Work) 手工業中の初期に行はれた形態で、工業者は、顧客の需要に應じ、顧客の提供せる材料を用ひ、單に之に加工するだけのことであつた。されば、生産の方針は全く顧客に屬し、工業者は、唯だ加工に對する賃銀を受くるに過ぎなかつた。

(二)代金仕事 (Price Work) 賃仕事よりも、一般進歩した工業の状態で、工業者は自ら原料を仕入れ、之に加工して、それを直接消費者に提供するものである。されば、此の制度に於ける工業者は、最早單なる技術者の域を脱して、事業經營者たるの性質を帯びるに至つた。

(4)手工業の發生 手工業は人口の集中するところには常に必ず發生する。即ち或る工業に關して特に熟練なる者を生じ次第に自家用のみならず、他人の爲めにも加工をするやうになるものである。

(5)手工業の發達 (一)賃仕事も最初は加工道具を背負つて仕事のありさうな家を巡歴したものであるが、次いで一定の住所に定住して註文のあるを待つやうになつた。然るに資金も幾分豊かになると(二)代金仕事を始め、原料代金を立替へて加工し、製品を註文者に



**四 家内工業** 經濟更に發達して、國民經濟時代に入るに及び、手工業は漸く衰へ、**家内工業** (House Industry) の隆盛を見るに至つた。家内工業は、從來の手工業者の上に、問屋と稱する資本家が出來、多數の手工業者を支配して、其の仕事に従事せしめ、斯くして出來た生産品をば、取纏めて、之を市場に出すところの生産並に販賣の方法である。此の如くして、生産の方針は、全く資本家の手に握らるゝに至つた。<sup>(6)</sup>

元來、工業には其の技術方面と、企業としての經營の方面との別があるが、技術の方面は、時世の進むと共に、次第に多種多様となつて、分化の傾向を進めて行くに對し、一方之が經營に於ても、資本の必要や、競争上の利益の爲めに、漸次集中統合せられる傾向がある。そこ

賣渡して其の代金を得る註文手工となつた。

<sup>(6)</sup> 家内工業の種類 當時企業者と手工業者との關係に依り三つの種類があつた。

一、手工業者は全く自己の原料、器具を以て之に加工し、其の生産品を企業者に引渡す場合。

二、手工業者は企業者より提供せられたる原料に自己の器具を以て加工し、其の勞働に對して賃銀を受ける場合。

三、手工業者は原料、器具共に企業者より提供を受けて加工に従ひ、其の勞働に對

で右相反せる二つの傾向は、茲に家内工業といふ一つの工業組織を作り、生産に要する技術は、之を分散的に、多數の家庭内で行はしめ、同時に企業としての經營は、統一的に一企業家が總括して、管理して行くことになつた。

**五 工場制工業** 進んで國民經濟時代の後期に入るや、機械の發達と相俟つて、生産技術は益、進歩し、企業家は大資本を擁して、工場設備を整へ、分業組織に依つて大量生産を爲すに至つた上に、市場も亦擴張せられて、廣く世界に販路が開かるゝに及び、家内工業は次第に衰へて、**工場制工業** (Factory System) が之に代るやうになつた。<sup>(7)</sup> 即ち此の制度に在ては、企業家は自由契約に依り雇入れたる多數の労働者を、企業家自身の經營にか

しては賃銀を受取り、器具に對しては借賃を支拂ふ場合。

<sup>(7)</sup> 工場制工業の發達 之が爲めには國民經濟全體の高度の進歩を必要とする。即ち(一)大市場の存在を要し、(二)技術の高度の進歩を要し、(三)資本豊富にして利子低廉なるを要し、(四)商業的才能及び多數の労働者と使用人とを統帥する才能を要し、(五)人口増加し労働者階級あることを要する。

<sup>(8)</sup> 勞賃の問題 時代が工場工業に推移して大規模の機械



かる工場内に集中して、労働に従事するに至つた。茲に於て、資本家對労働者階級の明かなる差別を生じ、労働者は、全く労働だけを賣つて賃金を得、以て生活を維持するやうな状態とはなつた。<sup>(8)</sup>

●我が國の工業經營 我が國に於ても、古來大體上述の如き變遷を経、今や工場制工業の隆盛を見るに至り、大規模の工場は、各地に群生し、勞資間の階級差別をも生じたが、元來此の如きは、大抵歐米を模倣して經營せる種類の工業に止まり、我が國固有の工業に至つては、未だ殆ど家内工業、若くは手工業の域を脱せざるものが少くない。彼の瓦和紙絹布、小巾綿布、傘、下駄、其他の生活必需品に在ては、依然として舊態を維持してゐるの現状である。

に依つて大量生産をするに至れば、從來の如く小資本を以てしては、獨立企業は營み得ず、随つて資本の必要愈々著しきを加へ、遂に大資本を調達する爲めの株式會社組織も非常なる發達を遂げるやうになつて、労働者の地位と資本家の地位とは格段の相違を生じ、遂に今日の如き階級的差別を生じた。

<sup>(9)</sup>我が大規模經營 機械製造業、造船業、洋紙、セメント、紡績、金巾類、毛織物、麥酒等の工業には大規模の經營が行はれてゐる。

### 第三節 工業政策の變遷

■工業政策の變遷 工業政策は、曩に述べたるが如く、國家が國民經濟の發達を助けんが爲めに、工業の進歩に對して行ふ施設であるから、此の政策の眼目とするところは、單なる工業技術の發達の上に在るのではなくて、全く國內工業を發達せしむることに依つて、國民の福祉を増進せんが爲めである。されば、孰れの國家も、常に此の點に心を致し、如何にせば眞に工業の振興策を立て得べきかについて、諸般の施設を試みた。然して今日まで、諸國の採り來つた斯かる政策を見るに、大體に於て、(一)同業組合制度、(二)保護干涉制度、(三)産業自由制度の三時代に別けることが出来る。

#### 研究問題

- (一) 工業政策はどういふ順序に變遷をしたか、各制度の要點を述べよ。
- (二) 各制度の長所と、短所とを比較せよ。
- (三) 如何なる制度が最も理想的であるかを考へよ。

#### 參考資料

(1) ギルドの起源 英、佛では既に第十一世紀に、獨逸では第十二世紀に於て發生したが、最も盛んであつたのは第十四世紀頃で歐洲の大部分に於て行はれた。



■同業組合制度 同業組合制度 (Guild System) は、手工業の發達に伴ふて其の端を發し、中世に於ける工業組織の特徴となつたもので、要するに工業の獨占と、自治とを其の本質とする。<sup>(2)</sup> 即ち此の組合は、其の地方の主權者より與へられたる特權に基いて、事實上生産に對する獨占權を有し、組合員以外の者は、斷じて其の種職業に従事することを許さず、以て組合員の地位、技術の上進を圖り、同業者間の競争を排し、濫りに製品の數量を増加せざらしむるが爲めに、細大となき干涉を行ふた。<sup>(4)</sup> 然るに此の制度は、餘りに同業者の増加を妨げたが爲めに、漸く物資需給の不調和を來たし、消費者は消費の自由を制限せられたと共に、工業者に於ても亦生産の自由を制限せられたことは、著しいものがあつた。

(2) ギルドと同業組合 ギルドは今日の同業組合の如き性質を持つてゐるが、尙ほ一面産業の行政を掌り公共團體の如き形態をも備へてゐた。

(3) 我が國の組合 我が國に於て手工業に對する特權を有したは鎌倉時代の「坐」の制度、徳川時代の「株仲間」の制度があつた。

(4) 徒弟制度 組合員となるには先づ徒弟となり、規定の期間を経て助手に進み、更に相當の期間を過ぎて始めて親方 (Master) となる定めてあつた。

■保護干涉制度 進んで重商主義<sup>(5)</sup>の時代に入るや、主權萬能の勢を以て、經濟上の統一を圖り、産業の發展を企て、其の眼目とする保護干涉の政策は、すべての産業に對して行はるゝに至つたが、國內工業に關しても、極力之が奨勵策を講じ、工業發展の爲めには、高率の關稅を設けて、精製品の輸入を防遏すると共に、原料品・食料品の關稅を減免して、輸入を誘導し、國內に於て之に加工して、精製品を出すことを奨勵し、或は低廉なる資金を供給せんが爲めに、銀行貸付利率等に關する法律を制定し、又は奨勵金を下附し、租稅を減免する等あらゆる手段を講ずることを怠らなかつた。<sup>(6)</sup> 然るに、此の如き干涉政策は、漸く産業の發展と共に、各種の弊害を伴ひ、遂に産業自由の制度へと推移した。

(5) 重商主義 重商主義についての研究は第一篇の其の條下(三四頁)を参照せよ。

(6) 重商主義の工業政策 同業組合制度の存立を認めなければ、嚴重に之を監督し特權を抑へ、組合に屬せざる者にも營業の特權を與へ、又新式の工業を起す者は政府の特許を得るを要すとし、政府は其の奨勵策として或は資本を給し、模範工場を建て技術の末に至るまで後見的に干涉を加へて之を誘導した。一面又公益保護のため品質の指定、検査及び價格の制限までも行ふた。



**四 産業自由制度** 産業革命につれて、一般に自由思想の普及となり、産業自由の原則が盛んに唱へらるゝに至つて、工業に於ても、一方には原則として、工業開始の自由を認め、男女・年齢・宗教・国籍の如何を問はず、自由に工業を営むことを許し、他方には、工業經營の自由を認め、經營の場處・労働者の雇入・解雇・労働條件の決定・製品の價格・販賣方法の決定に至るまで、出來得る限りの干渉を排することに努めた。但し是等の自由と雖も、決して絶對的・無制限のものではなくして、社會公益の爲め、又は第三者の利益保護の爲めには、或る程度の制限を附し、以て消極的に工業の自由より生ずる弊害を除去するところの政策を執るに至つたことは、いふまでもない。

(7) 自由主義 此の詳しき研究は第一篇の其の條下(四〇頁)を参照せよ。

(8) 相對的自主制度 自由制度といつても萬事絶對的に之を許すことは現實的に行はれるものではない。されば現時の自由制度を一名相對的・自由制度といふ。

(9) 自由制度の要點 現今開明國の自由政策は大體に於て積極的に工業を誘導獎勵すると共に、又消極的に工業上の弊害を抑制するを本旨とする。

第四節 工業政策上の施設

**一 工業政策上の施設** 工業政策中、最も重要なる部分を占むるものは、いふまでもなく、一國工業の保護獎勵の方策である。然らば斯かる保護獎勵は、本來如何なる方面に行はるべきものかといふに、それは其の國の主たる工業の種類、並に其の國工業發達の程度如何に依つて異なるべく、必ずしも一樣に之を律することは出來ない。即ち、既に高度の發展を遂げたる先進國に於ては、最早積極的に之が獎勵策を執るの要なく、唯だ消極的に、外國工業の極端なる競争に對する防止策を講ずると共に、一面其の進歩に伴ふて起るべき、各般弊害の抑壓に努むれば足りる。されど、工業の未だ幼稚

研究問題

- (一) 工業政策の精神を述べよ。
- (二) 工業所有權に關する我が國の制度を問ふ。
- (三) 同業組合に關する我が國現時の制度如何。
- (四) 我が國は工業検査について如何なる方策を執つてゐるか。
- (五) 我が國工業教育の狀況を述べよ。

參考資料

- (1) 工業所有權の研究 是等の問題は商業學校に於ては、悉く商事要項科で研究すること



なる後進國に在ては、常に積極的の態度を以て、直接間接に、諸般の保護策を講ずるの必要がある。

現今、最も一般的なる保護獎勵の方策としては、(一)工業所有權、(二)同業組合、(三)工業検査、(四)工業教育等を數へることが出来る。

**工業所有權** 工業所有權とは、廣義の發明權であつて、工業に關し、新規なる私人の知能に基く製作品、及び製作方法を保護し、其の利益を専用せしめ、之に依つて、工業の發達を獎勵せんとするの目的を有するもので、法律上財産權の一部に屬する。蓋し發明は之を成就せんが爲めには、一般に多大の苦心と、巨額の經費とを要するものであるが、斯くして一旦成就したる曉に、若しも勝手に、他人の模倣するところとならば、發明者

になつてゐるから、こゝでは重複を避けて法の原據を示す。

(2) 特許法 特許法は大正十年四月、法律第九六號を以て公布された。尙ほ舊特許法(明治四十二年、法律第二三號)

は新法に依つて改正廢止せられたるも、中に效力を有する條文あるを以て今に存續されてゐる。

(3) 意匠法 意匠法は大正十年四月、法律第九八號を以て公布。同施行規則は大正十年十二月、農商務省令第三五號を以て公布。

(4) 商標法 商標法は大正十年四月、法律第九九號にて公布。同施行規則は、大正十年十二月、農商務省令第三六號にて公布。

(5) 實用新案法 實用新案法は大正十年四月、法律第九七號にて公布。同施行規則は大正十年十二月、右省令第三四號にて公布。

(6) 相互的保護條約 大正元年十一月、條約第一號「工業所有權相互保護に關する日露協約」は此一例。

(7) 保護同盟 大正二年四月條

は、之が爲めに投じたる莫大の犠牲に對し、何等財産上の報酬を受くることなき不公正なる結果を見よう。此の如きは、又一般産業振興の上からも、勿論等閑に附すべからざる問題である。されば、法律は斯く新規に考案したるもの、製作、使用、販賣、擴布に對しては、獨占的の效力を附與し、以て之が保護に當つてゐる。現今我が國に於ては、之が權利を分ちて、(一)特許權、(二)意匠權、(三)商標權、(四)實用新案權の四種となす。此の如き工業所有權は、國際交通の頻繁に行はれる現今に於ては、之が保護は國際的に行ふを要するが故に、各國は夙に發明の相互的保護に關する條約を締結したが、其の後工業所有權保護同盟を結んで、他國人の發明を、自國人の發明と同様に保護することゝなつた。



○同業組合 同業組合は、一地方の同業者が、營業上の利益を維持増進し、其の親睦を圖り、互に知識を交換し、不正の行爲を監視矯正する爲めに、組織する團體である。此の如く、營業者相互に自助の精神を以て、利己心の抑制、粗製濫造の防止、及び事業の改良發達に當るのには、我が國今日の時弊に對して、特に緊切なることである。然して同業組合は、或は外部に對して利益を代表し、或は不法なる競争に陥ることを豫防し、或は荷造法を一定し、市價を整調するが如き、或は又大に粗製濫造の弊を矯め、品質の精良を圖るが如き、各種の方面に活動するを以て、實際の職能とする。<sup>(8)</sup>

○我が國に於ては、明治十七年制定の同業組合準則、二十年制定の茶業組合格則、及び三十三年制定の重要物

約第二號、「菲律悉及華盛頓に於て改正せられたる工業所有權保護に關する巴里同盟條約」

<sup>(8)</sup>我が國の同業組合數 大正十三年度に於ける我が國重要物産同業組合數は合計一千四百七十三に達した。

<sup>(9)</sup>我が國同業組合の法令

(一)同業組合準則は明治十七年十一月、農商務省達第三七號、  
(二)茶業組合格則は明治二十年十二月、同省令第四號、(三)重要物産同業組合法は明治三十三年三月、法律第三五號、(四)重要輸出品工業組合法は大正

# 欠



# 欠

の空想的理想社會を描き、然して之が實現を願望したのであつた。

■科學的社會主義　マルクスの立論の根據は、有名な唯物史觀と、餘剩價值論とである。氏はすべて社會の組織は、もと人間の思ひのまゝに改造し得べきものではなく、全く經濟狀態即ち其の社會に於ける富の生産、分配の發達程度に應じて定まるもので、延いて斯かる社會の經濟狀態が變化すれば、自然に社會の組織も變動を來すべく、是等は皆歴史的の所産に外ならぬ。されば、現在の資本主義制度も、勿論歴史的の一階梯であり、尙ほ此の組織の下に於て、富の生産は、非常なる發展を遂げ得たのである。然るに、元來社會の制度は、それが社會の生産力の發展の爲めに有利なる限りは、維

を樂觀し過ぎたこと、社會進化の理法を等閑視した結果であるといはれてゐる。

(5) マルクス　一八一八年獨逸ライン河畔に生る。貧困の中に一八六七年大著「資本論」第一卷を發行したが、一八八三年續卷の發行を見ずして數奇の生涯を閉ぢた。

(6) 唯物史觀　氏は理想社會をば空想的に自己の腦裡に描くに止らず、科學的に過去の社會狀態を研究し其の經濟現象が如何なる原因に依つて變化し來つたかを考究した結果、



持せられるが、若し是等の發展を妨碍するに至れば、當然崩壊を免れない性質のものである。此の意味から、現時の制度を見るときは、最早社會の生産力も、或る程度以上に達し、既に其の發展を束縛するの妨碍物となるに至れる今日に於て、資本主義制度は、必然に崩壊して、新たに社會主義的の制度が、之に代るべき運命に在るものと説いた。<sup>(7)</sup>以上が唯物史觀の骨子である。

氏は更に、財貨の價值は、元來其の生産に要する労働に依つて生じ、労働の分量は、其の労働時間に基いて決せらるべきものであるから、労働の價值は、労働者の生活維持に要する物資の生産に相當する労働時間に依つて定まるべきである。されば、資本家が労働者に支拂ふべき賃金は、必ずや彼等の生活費相當のものでな

社會主義實現の條件を現在の社會に見出した。之が唯物史觀といはれてゐる「歴史の研究についての新しい見方」である。

(7) 舊制度の崩壊 氏は資本主義制度は既に發展の頂上に達したから、恰も蟬が殻を脱ぐが如く必然的に社會主義的新組織が生れ出づる。然して此の社會主義化の勢を助け、之を速かならしむるものが即ち社會運動だと考へた。

(8) 賃金の性質 商品の價值は此の生産に要する労働の分量に依つて定まるが、之は商品

ければならぬのに、實際に於て資本家は、常に斯かる賃金に相當するよりも、更に以上の労働力を獲得しようとする。<sup>(8)</sup>即ち労働者が、一日働いて産出する労働價值は、彼等の一日の生活費よりも遙かに多く、此の差額は、資本家に依つて搾取せられるが常であつて、之を餘剰價值といふ。<sup>(9)</sup>斯くて、資本家は益、事業を擴張し、賃金を成るべく少くし、以て多くの餘剰價值を獲得せんと努むるが爲めに、資本家は益、富み榮ゆるに反し、労働者は益、困窮に陥るに至る。されば、宜敷く之が根本的改革を實行し、生産手段の私有を廢して、社會の共有となし、以て何人も労働の結果を奪ふ者なからしめ、労働者は常に其の労働の結果の全部を受け得るが如き組織とし、延いて富者なく貧者なき、合理的の制度を作らねば

のみならず人間の労働力其のものにも當算めることが出来る。即ち労働者の労働力もまた商品として資本家に買はれるからである。然して斯かる労働力の價值は労働力の生産に必要な労働量に依つて決定せられるが、其の労働量は畢竟労働者の一日の生活を維持するに必要な生活費に相當するものでなければならぬ。されば資本家は労働者から此の労働力を買取る爲めに彼の一日分の生活費を提供する。此の價值が貨幣の上に現はれたのが即ち労働者の賃金である。



ならぬと説いた。之が餘剩價值説の概要である。エンゲルスの主張も、マルクスと大同小異であるが、兎に角斯くして、社會主義は愈々科學的の基礎の上に、確立せられるに至つた。

四 マルクス以後の社會主義思想 此の如く、社會主義の思想は、大體マルクスに至つて、組織立てられたが、其の後も益々發展を續け、然かも各國の相異なる事情に基きて、又各種の方向を執るやうになつた。即ち、先づ佛國にはサンヂカリズム (Syndicalism) 起り、英國にはギルド社會主義 (Guild Socialism) 現はれ、米國にはI.W.W.の運動 (Industrial Workers of the World) の出現を見るに至つた。<sup>(10)</sup>

五 社會主義の批評 上述の如き、社會主義の思想は、労働問題の根本的解決の上から見て、慥に有力なる一

(9) 餘剩價值 之を具體的にいふと元來人間は一日六時間働けば大體一家の生活資料が得られるのに、實際は十時間も十二時間も使役されるから、残りの六時間分に相當する餘剩價值、即ち賃金と労働價值との差は資本家に奪取され、之の推積したものが現在資本家の富であると考へた。

(10) 其の後の諸思想 サンヂカリズム、ギルド社會主義、I.W.W.に關する説明は茲に試むるだけの餘裕がない。本書の目的は單に社會主義思想の概要を傳へればそれで足りる。

方針を示したものはいひ得られるが、さればとて直ちに採つて、之を實際運動の目標たらしむるには、又餘りに大きな缺陷を藏せる所以を觀過してはならぬ。<sup>(11)</sup>

一 人類は生れながらにして、賢愚強弱の別あり、又労働の種類も千差萬別であるのに、之を絶對平等の關係に置き、分配の公平を望むが如きは、却て不公正の甚しきものである。

二 社會進歩の原動力たる自由競争を全廢しては、遂に文物の進展は望み難かるべく、延いて人類幸福の増進は、到底期待し得られない。

三 新社會の新秩序は、又絶大なる權力を以て、個人を自由を束縛し、中心勢力の専制に依つて、必ずや社會に大なる不平等を招來すべく、決して彼等の渴望するが

(11) 社會主義の眺め方 吾等は社會主義を眺める時に常に左の三問について熟慮するがよい。然らばいづれも直ちに之を肯定し難く、自ら中正の見地が得られ易い。何によらず高處から問題を大觀することが大切である。

一、社會缺陷の病根は果して私有財産制度、資本主義のみに在るか。

二、社會主義者の渴望する新社會は果してそれ程幸福であるか。

三、社會組織の改造は果して一朝一夕にして成し遂げ得らる、ものか。



如き、幸福なるものとは成り得ない。

社会主義は、以上の如き多くの缺陷を有するが、尙ほ又現制度の破壊、新社会の建設の如き大事业が、決して容易に實現され得ようとは思はれぬ。すべて物には順序があり、楷梯がある。吾等は、努めて穩健中正の見持し、堅實なる歩みの下に、靜かに社会の缺陷を除去しつゝ、漸次理想に近づくより外はない。<sup>(12)</sup>

### 第三節 温情主義

■温情主義の主張 温情主義は、我が國に於て、労働問題解決上の一方針として、唱へられたものである。即ち企業家と労働者との間に、往時の主従關係を存せしめ、企業者はよく労働者を愛撫し、労働者は又忠實以

(12) 露國の失敗 露國は一七八年以來事實生産手段を國有とし經濟的平等の社会を作つたが、此の結果は各種産業の頽廢、必需品の缺乏、物價の騰貴を來し一般經濟界の紊亂其の極に達し、未曾有の慘狀を惹起した。之こそ社会主義の缺陷を最も雄辯に物語れるものではないか。

#### 研究問題

- (一) 温情主義とは如何なる主張か。
- (二) 温情主義は何故今日に於て採用されないか。

て業に勵み、斯くて權利義務の觀念以外に、和氣、譎々たる温き情誼を通して、兩者の間の圓滑を圖らうとするのである。<sup>(1)</sup>

■温情主義の批評 されど、此の主張は、現時の社会を、封建的階級の社会に引戻さんとするもので、次ぎの如き、實行不可能なる缺點がある。<sup>(2)</sup>

(一) 今日の如き、大規模なる工場組織に於て、少數の資本家と、多數の労働者との間に、親密なる關係を維持するが如きは、本來頗る至難なることである。

(二) 今日の労働問題は、元來労働者が、資本家と自由契約に基づく對等關係に立つことに依つて、發生したものであるから、之に服従を強制するが如きは、到底不可能といはねばならぬ。

#### 参考資料

(1) 温情主義の美風 我が國には古來斯かる美風があるのに、之を棄て、西洋の權利義務の觀念を輸入して爭議を繁くするが如きは國情を知らぬ者の愚論なりとの主張があつた。

(2) 反對論 反對論者は、自由思想の深化せる今日古の主従關係を再現するが如きは迷妄なり、お情けて待遇改善をしてもらうのではなく、労働者の權利として之が改善を要求するのである。然るに資本家は温情の美名の下に労働者を懷柔し以て自己の利得の増大を計るものであると主張する。



(三) 労働者が資本家に對して、各種の運動を起すのは、勿論資本家の恩恵を要求するのではなくて、當然の權利としての主張であるから、縦し資本家から恩恵を受けたところで、到底それを以て満足する筈はない。要するに、此の主張はもと過渡期の産物に屬し、現代に於て、之を以て労働問題の有力なる解決策と稱するを得ざるは論を俟たないところである。(3)

#### 第四節 社會改良主義

■ 社會改良主義の由來 以上列舉せし諸説は、學理上からも、又實際上からも、共に今日の労働問題の解決に對して、不適當なりとせば、最早私有財産制度並に自由競争制度を認め、此の基礎的要件の上に立つて、社會

(3) 小工場の適用 是を以てお情け主義と解せず、共に權利義務以外、對等の人格者として、温き人情を以て事に當るべしとの心持から、小工場内に於て行はれてゐるところが、今尚ほ無いはいはいれないが、素より一般的の主義としては、有效なものではない。

#### 研究問題

- (一) 社會改良主義の内容如何。
- (二) 社會主義と、社會改良主義とを比較して異同を述べよ。
- (三) 社會改良主義が諸國で採用

の發達を圖ると共に、それに伴ふ弊害を矯正するの方策を執る外はない。即ち、労働問題の解決方針は、現代の社會を根本的に變更せんとするのではなくて、單に之を改良せんとするに止まることになる。

然して、此の種の問題は、既に第十九世紀の前半期に於て、英佛諸國の間に散見したが、一八七三年獨逸に於ける諸大學教授が、社會政策學會を組織するに至つて、始めて一個の整然たる學説となり、政策となつた。(2)

#### ■ 社會改良主義の思想 社會改良主義 (Social Reform)

は、今日の社會の病源を以て、自由主義の罪に在りとする點に於て、社會主義と一致するけれども、其の療法の上には、社會主義が、之を根本的に破壊覆滅して、全然新たな社會を建設しようとするのに反し、飽くまで

されてゐるのは何故か。

(四) 労働問題解決の手段を述べよ。

#### 参考資料

- (1) 超原 當時獨逸では自由、社會の兩主義が對立して人々適從する所に苦しむの有様であつたから、諸教授達は激を飛ばして一八七二年十月アイゼナツハに會合して盛んに當面の社會問題を討究し、所見を告白して翌年十月更に「社會政策學會」を組織し、以て大に之が普及に努めた。然るに世人之に「講壇社會主義」なる綽名を附し、全く机上の空論なりと嘲弄したが遂に學派の



も、今日の社会組織を、其の儘に保持し、唯だ國家の力と、法律の制限とに依つて、自由競争より來る諸般の弊害を抑へ、利己心の全滅を期せずして、公共心の發達を圖り、漸次現代に適應すべき新制度の發生を促し、以て労働階級を救ひ、國民文化の進歩を圖らんとするものである。(6)

目 社会改良主義の種類 社会改良主義は、其の主張の根柢に於ては、いづれも見解を同じくするが、之が實行の手段について、未だ意見の一致を見るに至らぬ。就中其の最も主要なるものは、左の二つである。

一 個人的社会改良主義 個人の自由を尊重し、労働組合や、産業組合の如き、任意的團結を盛んにし、主として自助的の手段に依つて、現社会の改良を圖り、以て強

別名となつた。  
(2) 社会政策 社会改良主義は獨逸に於ては社会主義に對して社会政策と稱せらるゝを常とする。

(3) 社会的疾患の療法 社会主義は此の疾患を根本的に治療して病根を除去しようとし、社会改良主義は之に應急手當を施さうとする。併し覺束ない荒療治をした爲めに、所謂角を矯めんとして牛を殺すの結果に陥つてはならぬ。それよりも有效なる應急手當を十分にする方が一層賢明な遣り方であるとも考へられる。

者の權利を制し、弱者の權利を伸長するに努め、其の及ばざる場合に於てのみ、國家の權力を以てする施設を借らんとするものである。(4)

(二) 國權的社會改良主義 公平無私なる國家の權力に依つて、社會的改良を實行せんとするものである。即ち立法、行政の手段に依つて、資本家の跋扈を抑制し、中等社會の維持や、労働階級の保護を厚くするに努め、個人の自助的運動は、單に之を補充的のものに止めんとする。然して、又國家の權力を利用する程度に依つて、更に溫和派、過激派の二つに分れる。即ち(1) 溫和派は、大體に於て、現在の私有財産制度を認め、唯だそれより生ずる弊害を、國家の權力に依つて、適當に抑壓せんとするが、(2) 過激派は、國家をして積極的に、生産や分配

(4) 個人的社会改良主義 此の主義の代表者はブレンタノ、コンラードで、個人の自由を主張するが併し極端なる個人主義者の如くすべてを自然に放任する時は弱肉強食の結果となるから、そこで法律上の平等を説いて普く人格の發展を得せしめんとした。

(5) 溫和的國權主義 シュモラーの唱導にかゝる。専ら國家の立法、行政の力に依り資本家の跳梁を制し労働者の保護を厚くせんとする。

(6) 過激的國權主義 ヲグネル、



に干渉せしめ、鐵道、海運銀行業等、多少でも獨占の弊害ある事業は、悉く國營と爲すべしと主張する。<sup>(6)</sup>

**四 社會改良主義の批評** 前に述べたるが如く、今日の社會組織に於て、實際に之より來る弊害を抑へ、以て労働問題の解決に當り得べきものは、此の主義を措いて外には無い。然るに、之が實施に當つては、宜敷く各國の國情を察して、それに順應する方策を講ずることが大切であるが、大體からいへば、個人の自助的運動と、國家の干渉とが相俟つて、始めて完全に其の目的を達し得べきものである。

然して、我が國に於ても、一方に於て、教育を普及せしめて、人民の自覺心を起すと共に、自助的運動の訓練を爲さしめ、又之に交ふるに、國家の權力に依つて、社會階

マイアアの主張にかゝる。此の主張を實行すれば資本主義の弊害を防ぐことは出来るが、之と共に私有財産制度は著しく破壊せられ、經濟上社會主義と相去る遠からざる結果に陥るの虞れがある。

(7) 批評 社會主義者は之を以て資本家階級の自衛策であるとして反對し、僅かの冥加代に依つて搾取の永續を圖らうとするもので無産階級の意識を鈍らしむる呪ふべき政策だと批評した。されど之に依つて資本主義社會の害悪を相當に矯正し、兩種階級間の反感

級間の軋轢を防ぎ、以て一般國民の利害を調和することが、最も適切なる解決策であらう。<sup>(7)</sup>

**四 労働問題解決の施設** 然らば、此の意味に於て、實際に如何なる施設を行ふべきかといふに、いふまでもなく、労働問題の直接の當事者たる労働者と、資本家とが互に自ら此の解決に當るのが當然であるが、併し斯かる問題は、又延いて國家社會の上に、重大なる影響を及ぼすものであるから、國家としても、進んで然るべき手段に出づるの要がある。されば、之が解決に對する施設としては、一般に次ぎの諸手段を執らねばならぬ。<sup>(8)</sup>

(一) 労働者としての施設 労働者は、自助の精神に基きて、労働組合を組織し、團結の力に依つて、自己の經濟的利益の主張に努むると共に、又消費組合を作つて、生

を和らげ、階級闘争を豫防するの效果は慥かにある。

(8) 施設の研究 社會改良主義の内容、及び之を以て労働問題解決の唯一方策とすべき理由は右に述べた通りであるが、然らば之を我が國の實際に適用して果して如何なる施設、手段を執るがよいか、此の研究は本書に於ける工業政策後半部の主要なる問題である。

(9) 施設の分類 更に之を(一)自力的施設、(二)他方的施設に分つ時は、上記労働者としての施設、並に資本家としての施設



活の安易を圖るを要するが就中最も重きを爲すべきは勿論前者である。

(二) 資本家としての施設 資本家は先づ労働者の人格を尊重し、努めて分配の公平を圖ることが必要である。即ち相當の賃金を與へ、労働の時間を短縮し、且つ保健・風紀に對する設備を整へ、賞與並に恩給制度を設ける等、専ら労働条件の改善を計ると共に、又一面には、娛樂・教育・住宅の設備の如き、福利事業にも力を注ぐべきである。

(三) 國家としての施設 國家は、常に労働組合を保護して、其の勢力を助長し、或は労働者保護法を制定して、労働条件の改善を命じ、或は爭議解決の手段を講じて、調停に當り、又は社會保險制度を設けて救済に努むる

設は自力的方法に屬し、國家としての施設は他力的方法に屬する。

(10) 消費組合 労働者の主婦は一般に家政上の知識乏しく、又婦人労働に従事する者も多く兎角家計についての注意が足りない上に、物價騰貴の壓迫を蒙ることも甚だしいから自助的に消費組合を設け、以て安價に必需品を獲る手段に出づることは有效である。されど未だ一般に振はない。

(11) 以下是等施設を詳述するが、紙數の關係上最も重要なる左

等、各種の施設を行はねばならぬ。

以下章を改めて、是等諸施設中の、主要なるものについて、研究を進めよう。

### 第三章 労働組合

#### 第一節 労働組合の概念

■労働組合の由來 労働組合 (Trade Union) は、労働者が團結の力に依り、資本家に對抗して、労働条件の維持並に改善を圖るところの永續的の團體である。換言すれば、労働者が、單獨孤立の地位に在つて、資本家に對抗するの不利を除かんが爲めに、團體的勢力に依つて、其の利益を保全せんとする方策である。

記解決策のみに止める。

- 一、労働組合
- 二、労働者福利増進施設
- 三、爭議調停制度
- 四、労働者保護法

#### 研究問題

- (一) 労働組合は如何なる必要があつて出來たか。
- (二) 各種の組合につき其の利害を較べてみよ。
- (三) 我が國労働組合發展の歴史を述べよ。



然して此の組合は、第十八世紀の末、英國に於て、既に之が發生を見たが、其の勢力が漸く盛んとなるに及んで、政府は保安に害ありとして、之を禁止した。されど此の禁止法は、全く其の目的を達する能はず、然かも組合は、愈々發達の氣勢を續け、遂に一八七一年、労働組合法の成立に依つて、之を公認さるゝに及び、茲に全く完成を告げた。尙ほ此の運動は、獨逸に入り、更に米・佛に及び、其の法律上の地位には、多少の差異はあるが、いづれも長足の發展を遂ぐるに至つた。<sup>(1)</sup>

■労働組合の必要 労働者は、何故に斯かる團結を爲す必要があるかといふに、現代の經濟組織の下に於ては、原則として、彼等は常に資本家と對等の關係に於て、自由契約を結び得べき筈なるに拘らず、之は全く形

【参考資料】  
 (1) 各國の組合情勢 (一)英國は一八〇〇年結社禁止法の公布後一時は劇烈なる手段を執つたが漸次着實に地歩を固め、一八七一年組合法の制定と共に勞資間も圓滑となり他に比類なき發達を遂げて遂に模範的のものとなつた。一九二二年末の組合員四百三十六萬餘人。(二)佛國は一八八四年法律の保護を受くるに至つたが爾來社會主義的思想家の支配を脱する能はず常に直接行動を推奨したので、之が反動として「黃色組合」が發生して相對立した。一九二二年末労働總

式上の事柄で、其の實際に於ては、甚しく不平等の關係に在り、爲めに労働者は、常に不利の地位に立たねばならぬ状態に在る。即ち労働者は、本來財産上に生活の基礎を有せざる弱者なる上に、其の數は餘りに多く、随つて就職上の競争愈々激烈を加ふる一方に於て、彼等一般に労働市場に關する知識に乏しく、之が需給状態の實情に暗い。斯くて、是等の諸事情は相俟つて、労働者單獨に於ては、企業者との取引に於て、當然極めて不利益なる結果に陥るを免れず、如何に苛酷なる條件と雖も、甘んじて之に服せねばならぬこととなる。茲に於て、彼等は退いて一致團結を整へ、數の力を背景として、堂々企業家に對抗し、以て對等の契約締結に努むるの外はない。<sup>(2)</sup>

同盟會員七十五萬餘人。(三)獨逸は一八六七年結社が認められて以來三派の組合が同時に成立したが其の不統一は爾後の發達に大なる障害を爲してゐる。一九二二年労働組合總同盟の加入者七百九十萬餘人。

(2) 國家の公認 今日こそ労働組合は世界的に認められてゐるが茲に至るまでには随分苦しい時代を経て來た。即ち最初は世人も國家も彼等の團結を罪惡と見之を許すは犯罪行為を承認するに等しとまで考へて各國共極力之を壓迫した。されど時代は最早労働者の團



三 労働組合の種類 労働組合の組織は、國によつて一様ではないが、之に加入する労働者の範圍、又は其の資格に依つて分つときは、左の三種となる。

(一) 職業別組合 或る同一種類の職業に従事する労働者中、熟練者のみが集つて組織するもので、未熟練者は一切之を除外し、其の團結に依つて、大きな力を作らうとするのである。然して、此の種組合は、英國に於て最も堅實なる發達を遂げ、労働者の自助的運動上模範的のものである。

(二) 産業別組合 同一産業に従事する労働者は、其の職業の種類、並に之が熟練の程度如何を問はず、加入せしむる組合で、主として獨佛諸國に於て、多く行はれるが、其の組織に於て、前者には遠く及ばない。

結を認めねばならぬ、餘りに無理解に壓迫を續けると却て反動の恐しさを思ふに至り漸次正當なる權利として公認するに至つた。

(3) 治安警察法第十七條 大正十五年法律第五八號を以て削除せらる。これ以前の六法全書につき此の條文が何故に労働組合の設立に致命的の影響を及ぼしたかを研究せられよ。

(4) 我が組合運動の大勢 日清戰役後擡頭した労働運動も明治三十三年治安警察法の發布に依つて一時衰運に傾いた。

(三) 労働者組合 産業や職業の異同を問はず、又熟練不熟練の程度を論ぜず、苟も労働者たる以上は、悉く組合員となることの出来るもので、労働組合の發達上、最も新しく發生し、且つ其の數も極めて少數である。

四 我が國労働組合の狀勢 我が國に於て、労働團體の初聲を擧げたのは、明治二十七八年戰役後のことであるが、次第に形を備へ、實勢力を養ふに至るや、政府は是等團結の運用を不法とし、之に取締を加ふることになつた。即ち此の目的の爲めに制定されたる治安警察法第十七條<sup>(3)</sup>に依つて、労働組合は、甚しき打撃を蒙つたが、其の後世界的の労働運動隆盛の波動と、我が國労働不安の増加とを受けて、又著しく擡頭し來り、大正八年に至つて、労働團體も一躍其の數を加ふるのみなら

されど思想的の流れは一層彼等を刺戟し大正元年鈴木文治氏に依つて友愛會が創立せられたが、其の後當局の取締も比較的寛大となり八、九の兩年に於て多數の組合が一時に續出するに至つた。然るに漸次穩健なる漸進的の労働組合主義と、過激なる急進的の直接行動主義との二分野に分れ事毎に反目を續けたので幾度か全國的總聯合を組織せんと企てたけれども遂に成らず、労働總同盟側と反總同盟側とは今に抗爭を繰り返へしてゐる。斯くて統一の前途も亦多端なりといはねばならぬ。



ず、又次第に組合の聯合運動にまで進展した。爾來組合内部の反目相次ぎ、兎もすれば一部の動搖を免れなかつたが、要するに近時に於ける是等組合の勃興は、洵に目覺ましいものがあつた。

されど、我が國に於ては、未だ労働組合法の制定なく、右の諸組合の如き、皆法律上の公認を得たものではないが、近年時代の推移に鑑み、遂に政府も從來の態度を改めて、先づ大正十五年、愈、多年労働者の熱望の焦點であつた右治警第十七條の撤廢を實行した。尙ほ政府は、進んで銳意労働組合法の制定に當つてゐるから、之が公布を見るも、近き將來のことなるべく、其の曉に於ては、我が國労働界に、必ずや一新生面を開くことであらうと思ふ。

(5) 我が労働團體數(社會局調査)

(年次) (團體數) (團員數)  
大正一一年 三九 一七、二八  
同 一二年 四三 一五、五八  
同 一三年 四九 三六、二八  
右組合員は全労働者數の二十分の一に満たず。

●聯合、單獨組合數  
(大正十四年十月現在)

一、聯合體 一七  
二、單獨組合 三三

(6) 労働組合法の成行 多年の懸案であつた労働組合法案は大正十五年第五十一議會に政府から提出せられたが、其の内容が不徹底なりとて労働者側からの反對厳しく遂に通過を見るに至らなかつた。

## 第二節 労働組合の手段

### 第一款 常務的手段

■労働組合の手段 労働組合が、其の團結の目的を達せんが爲めに執るところの手段、方策は種々あるが、之を大別するとき、常務的手段と、争闘的手段との二つになる。常務的手段とは、大體平和的の協調に依つて、組合の目的を達せんとする方面であるに對し、争闘的手段とは、其の主張が資本家の容るゝところとならざる場合、最後の手段として、團結の力に依つて、主張の貫徹に當らうとする方面である。

されば、常務的手段にして、完全に行はるゝときは、労働組合は、資本家に對して、何等反抗すべき必要なく、延

研究の題

- (一) すべての労働組合の手段を分類してみよ。
- (二) 團體協約の自衛上必要なる理由を述べよ。
- (三) 共済制度が補助的手段として重要なりとは如何なる譯か。
- (四) 職業紹介の必要如何。

参考資料

(1) 労働組合の二方面 労働組合は最初から平和的、戰闘的手段の兩方面を具へてゐるが、



いて戦闘的手段は、其の實現を見ることはないであらう。されど實際に於て、兩者の關係は、決して常に斯く順調に進むものではなく、資本家が労働組合の設定せる労働条件を承認せず、組合員に對して、不利益なる條件を課する場合は、少くないから、斯かる際に當つて、同盟罷工、其の他の争闘的手段に訴へて、解決を圖るのは、洵に已むを得ないことである。<sup>(1)</sup> 以下是等諸手段について、の概要を説明しよう。

■ 團體協約 團體協約 (Collective Contract)<sup>(2)</sup> とは、労働者が資本家と、労働契約を結ぶに當り、各個人別々に之を爲さず、豫め労働組合と、資本家との團體交渉に依つて、標準的なる雇傭条件を協定し、常に此の協約に準據して、雇傭契約を結ばんとするものである。

次第に戦闘的の分子が多くなつて來た。即ち初めは共済的の職分を多分に有してゐたものに對し、近來は労働条件の改善を要求し容れざる場合に最後の手段に出づるのみならず、進んで資本主義や賃銀制度其のものに對する根本的の主張を掲げ、堂々と抗争的態度に出づるやうになつた。

(2) Collective Contract の譯語之について我が國の學者は種々の譯語を使用してゐる。即ち(一)労働協約、(二)集合協約、(三)賃銀協約、(四)労働標準協約、(五)労働条件協約等があるが、

現今の如き、多數の労働者が共働する大工業組織に於て、労働者各個人が、資本家と結ぶ雇傭契約の條件は、單に労働者一個の問題ではなくして、其の利害は、常に労働者全部の上に波及せねば已まない。即ち労働者の中、若し甚だ低き賃金を以て、單獨契約を結んだ者ありとせば、此の契約は、聽て他の一般労働者の上にも、適用を受けるの危険があるのみならず、前述の如く、労働者は元來資本家に對して、甚しく弱者の地位に立つが故に、之は自衛上頗る有效なる方策とせられる。<sup>(3)</sup> 然して、團體協約に依つて、協定せらるゝ事項は、賃金に關するものを以て、最も主要なる方面とするも、尙ほ進んで賃金決定の主義、賃金計算の方法、時間外の労働に對する割増賃金率、及び一般労働時間、工場の衛生、災

本書に於ては、團體協約なる名稱を使用する。

(3) 協約の履行 若し組合員中此の準則に依らず任意に資本家と労働協約を結ぶ者あれば、組合の制裁として之を除名するが、又之に反して若し市場の景況其の他の理由に依り此の準則に従ひて労働に従事すること不可能となることあらば、組合は之に失業給與金を與へて労働に従事することを禁じ、斯くして此の協約の履行に努むることが少くない。斯かる協約条件の設定、並に其の維持は英國労働組合の最



害豫防の設備等についても、最低の条件を定むることがある。<sup>(4)</sup>

團體協約には多くの種類があるが、其の行はるゝ範圍の點より觀察すれば、(一)工場協約、(二)地方的協約、(三)全國的協約の三つに別たれる。工場協約とは、一工場に從事する労働者の全體と、其の經營者との間に協定するものであるが、此の種の協約が多く行はるゝときは、地方的並に全國的協約は、爲めに著しく妨害を受ける虞れがある。されば團體協約をして、眞に最も有效ならしめんと欲せば、成るべく其の適用の範圍を廣くするの方策を執らねばならぬ。<sup>(5)</sup>

■ 共済制度 共済制度とは、組合員が種々の不幸に遭遇せる場合に、一定の給與を爲して、之を救済する共

も力を注ぐところである。

(4) 協定事項 上記の外(一)休暇、(二)雇傭契約解除に關する通知期間、(三)住居に關する手當等について協定することがある。

(5) 團體協約の法律上の效果 團體協約は元來契約ではないので原則として法律上何等の效果はない。されば之に法律上の效果を附與せんとせば特別なる法律規定を必要とする。現今佛國、瑞西等は之に法上の拘束力を與へてゐる。

(6) 我が國に於ける實情 我が

濟互助の制度であつて、一種の相互保險の如き手段である。然して之が給與には、(一)組合員の疾病・負傷・老衰等に對するものと、(二)組合員が失業に陥りたる場合のものとの二種があるが、いづれも平生組合員から、若干の金額を拂込ましめ、是等事項の發生に際して、規定の金額を給與するの制度である。<sup>(6)</sup>

然るに、斯かる制度は、一般に普通の保險會社に於ても、亦實施するところであるし、且つ近年各國が、強制的労働者保險制度を布くに至つて、著しく此の必要を減少せんとする傾きがある。<sup>(8)</sup> されど、此の制度は、労働組合本來の目的に對する補助的手段として、飽くまでも重要な意義を有する。即ち此の制度の有るが爲めに、労働者が疾病・失業等に陥つた場合、徒らに衣食の

國に於ける大組織の組合は大抵「最低賃金制度の確立」を綱領の一としてゐるが、未だ其の實は擧つてゐない。

(7) 失業救済の尊重 労働組合は病傷、養老に對する扶助よりも、失業救済に對してより大なる力を注いでゐる。之はたゞ罪なくして苦境に陥れる失業者に同情した譯ではなくして、失業者間の競争に依りて一般労働條件が惡化せしめらるゝ危険を憂へてゐる。

(8) 労働者保險制度 第六章の其の條下(二八五頁)を参照せよ。



資を得んとして就業を急ぎ、延いて著しく不利益なる条件を以て、契約を結ぶのを豫防することが出来る。換言すれば、失業救済に依つて、既に労働の過剰を來せる市場に於て、業を求むるの不利益を豫防し、又老廢給與に依つて、能力の不十分なる老年者が、低廉なる賃金を以て、就業するが爲めに、一般的に賃金の引下げを來たす損失を避けんとするのである。斯くて共済制度は、労働組合の大眼目たる標準条件の維持に、缺くべからざる一手段であつて、こゝに獨得の價値を有する。

**四 職業紹介** 労働組合が、一般に労働条件の勵行を期せんとせば、必ずや労働の需要供給の調節を圖り、以て供給の過剰に依つて生ずる賃金の低下、及び其の他の弊害を除かねばならぬ。然して之が爲めには、組合

(9) 共済制度の效果 此の制度が單純なる共済制度としての效果は十分でない。何となれば組合は共済資金も、同盟罷業基金も之を各別に管理せず、同盟罷業の際平時に積立てたる共済資金を軍事費に支出するは一般に行はれることである。

(10) 非組合員の排斥 上記の外組合の勢力を擴張し組合員を増加するの手段として非組合員の排斥が行はれる。即ち非組合員と同一の工場に於て労働に従事するを拒絶し、又進んで非組合員を使用する工場

は常に各地に於ける労働市場の状況を調査し、場所に依り、又は職業に依りて、労働の供給に過不足なからしめ、以て之が適合を計るのみならず、又是等の場合に際して、失業及び轉居の爲めに要する費用は、組合に於て之を給與するを常とする。

第二款 争闘的手段

**一 同盟罷業** 同盟罷業 (Strike) とは、其の名稱の示すが如く、多數の労働者が共謀して、就業の停止を爲し、生産行爲の中断に依つて、資本家を苦しめ、以て自己の要求を貫徹せんとする手段である。然して、之は大體第十九世紀以後の所産であつて、其の始めは、一般に無秩序的、暴動的であつたが、次第に計画的、秩序的に進み、隨

に對してボイコットを行ふことがある。此の手段も労働の需要供給を圖り、供給の過剰を避けて賃銀の下落を防止するには又已むを得ぬ方策である。

研究問題

- (一) 同盟罷業は如何なる原因に依つて起るものが多いか。
- (二) 同盟罷業の種類を挙げ各の價値を述べよ。
- (三) 労働組合が罷業に着手するまでの順序をいへ。
- (四) 同盟罷業を批評せよ。



つて又之が效果も著しく増大するに至つた。(1)

(一)原因 同盟罷業は、其の目的の上から見れば、(一)政治的のものと、(二)経済的のものとの別がある。即ち前者は、政治上の理想に到達する爲めの、革命的手段として行はるゝもので、後者は、主として労働条件の改善を目的とし、賃金に關する各種の問題、労働時間の問題等に基くものが多いが、又労働者の人格の承認及び尊重の如き、労働上の権利に關する場合も少くない。(2)

(二)種類 同盟罷業は、其の行はるゝ範圍に依りて種類あるが、之に参加する労働者の範圍に基いて大別すれば、(一)或る同一種類の職業に従事する労働者に依りて行はるゝ、職業別罷業、(二)同一種類の産業に従事する者に依りて行はるゝ、産業別罷業、(三)一國經濟の全組織

(五)我が國の同盟罷業の傾向を調査せよ。

(六)怠業の價值を述べよ。

(七)不買同盟の方法を問ふ。

参考資料

(1)我が國の罷業數 大體明治三十年以後のことであるが、

大戦後労働者の自覺の進歩と共に漸次組織化し件數も激増した。

●罷業數累年比較

(年次)	(件數)	(参加人員)
大正三年	五	七、九四
同六年	三六	七、三〇九
同九年	二六	六、七〇一
同十二年	一七〇	六、二九九

の上に、重要な地位を占むる大企業家に對して行ふ

總同盟罷業となる。就中職業的罷業並に産業的罷業は、いづれも單に、労働者が其の労働条件改善の爲めにするものであるが、總同盟罷業に於ては、一種特別の政治的意義を有し、大抵現存の經濟組織に於て、其の死命を制するに足る最も重要な事業に従事する労働者が、其の事業の運轉を休止せしむるに必要な程度に於て、罷業を行ふもので、素より現制度の承認せらるゝ限り、不法の罷業といはねばならぬ。(3)

此の外、又同情的罷業と稱すべきものがある。即ち此種のもものは、労働者が自己の資本家に對して、直接何等の不滿を有するではないけれども、他の同種、又は異種の労働者間に、罷業の起れる場合、之に對して聲援を

(2)我が國罷業原因 大部分賃銀に關するもので、好況時代には値上要求多く、不況時代には引下反對の要求が多い。

●罷業原因別累年比較

(要求事項)(大正三年)(大正七年)

賃金増(件數)	二五	一〇〇
額要求(人員)	四、〇五	七、九八
賃金減(件數)	一、七三	六、四四
反對(人員)	一、七三	六、四四
待遇改(人員)	六二	二、八五
善要求(人員)	六二	二、八五
監督者(人員)	三三	一、四七
排斥(人員)	三三	一、四七
其他(人員)	一、七三	二、三六
合計(件數)	七、九四	二、五三
合計(人員)	七、九四	二、五三



與ふるが爲めに、同情的に罷業するもので、其の範圍は、可成り汎きに亘ることがある。

(三) 労働組合との關係 同盟罷業は、必ずしも労働組合のみが行ふものではないが、併し罷業が堂々たる要求貫徹の爲めに、よく組織的に行はれ、然かも頗る有効に、其の目的を達せんが爲めには、労働者の間に、平素より堅實にして、よく整頓し、且つ協同的精神の横溢せる組合の成立し居ることが必要である。何となれば、彼の烏合の衆を以てしては、其の數如何に多くとも、秩序ある組織的運動の下に、成功を博するが如きは、至難の業であるのみならず、又動もすれば、暴動化し易き弱點を有するからである。

(四) 罷業決行の手續 組合の要求が容れられず、あら

(3) 我が國罷業結果 妥協、要求不貫徹最も多く、首尾よく貫徹したものは甚だ少い。

●罷業結果別累年比較

(結果)		(大正三年)		(大正四年)	
貫徹	人員	一、五二八	二、九三三	一、五二八	二、九三三
妥協	人員	四、八三三	一〇、七四四	一、五〇〇	一、八〇七
不貫徹	人員	一、五〇〇	一、八〇七	一、五〇〇	一、八〇七
自然消滅	人員	一	一	一	一
合計	人員	七、九四四	一四、四七五	四、五〇九	六、五四九

(4) 同情罷業の實例 最も有名なるは英國労働組合の三角同盟で、一九一四年大英炭坑夫組合、全國鐵道従業員聯合會、

ゆる平和的解決が不調に歸した時は、先づ罷業を行ふべきや否やにつき、組合の然るべき機關に於て、決議を爲し、其の結果斷行に決したる時は、其の旨を資本家に通知する。然して、此の豫告期間内に於ても、出來得る限りは平和的解決に努むるけれども、之も遂に失敗に終るや、始めて罷業を行ふに至る。斯くて、愈罷業の實行に當りては、組合員に對して、罷業手當を給與すると共に、其の工場に罷業監視人を派して、罷業破りを監視せしむるが普通である。

(五) 批評 革命的手段としての總同盟罷業は、措いて問はず、専ら經濟上の目的遂行の爲めに行はるゝ普通の罷業について考ふるに、是等は常に資本家に損害を與ふるを、必要條件とする限り、それ自身に於て、既に一

運輸業者聯合會の三大労働組合が協約を結び、相互に同情罷業を行ふべき申合せをなし又之を實行したが、實際上の結果からいへば殆ど總同盟罷業と異なる所なく著しく國民怨嗟の標となつた。

(5) 總同盟罷業の罪惡 之は運輸交通、紡績、食糧工業、炭坑等の従業者が同時に罷業を決定して事實上一國の經濟界に致命的の大打撃を與へるもので、全くサンチカリズムの思想より出發せる革命の手段として用ゐられる。即ち罷業といはんよりも寧ろ現制度



つの禍害たるはいふまでもない。されど斯かる舉に出づるは、素より問題解決の手段として、他に適當の方法なく、最早最後の方策に訴ふるの外なき場合のことに屬し、且つ其の目的が、積極的な建設方面に存する以上、それが暴行脅迫等に依つて、社會の安寧秩序を紊し、積極的に社會の公益を害せざる限り、現在の制度の下に於ては、實に已むを得ざるところの行爲と認むるの外はない。

されど、以上の結論は、唯だ罷業が不法の行爲にあらずといふに止まり、それ自身に於て、既に一つの禍害たる性質を有する以上、決して人生の幸福とはいはれなから、出來得る限り、之が發生を防ぎ、又は其の弊害を少からしむることに努め、以て労働契約に關する諸般

に對する革命の挑戦であつて、今日の經濟組織が行はれてる以上罪惡として排斥すべきものである。

(6) 同盟罷業と戦争 同盟罷業が良いか悪いかの問題には戦争のそれを例證するのが近道である。即ち人類の殺傷はそれ自身に於て罪惡には相違ないが、より大なる正しき目的の爲めには忍ばねばならぬ。同盟罷業も之と同じく生産の停止は決してよいことではないが、止むに止まれぬ事情からそれが正當に行はるゝ以上は又正當といはねばならぬ。

の問題が、常に圓滿に解決さるゝに至らんことは、天下の齊しく望むところであらねばならぬ。

■ 怠業 (Sabotage) とは、労働を殊更に緩慢に行ひ、或は進んで工場・機械等に故障を生ぜしむるが如き行爲に依つて、故意に資本家に損害を與ふるところの方法である。(7) 然して(一)前者に於ては、故意に仕事の速度を緩かにしたり、又は仕事の質を悪くしたりするが如き消極的のもので、其の性質は、餘程單純であるが、(二)後者に至つては、進んで工場・機械・貨物等を損傷せしめ、一時其の運轉を不可能ならしむるが如き、積極的の方面で、大抵現代の經濟組織を破壊せんとするやうな、過激なる人々に依つて、同盟罷業よりも、一層激烈なる非常手段として行はるゝところの、甚だ危険なる分子を

然して之を正當と認むる根本の理由は、要するに労働の自由契約が原則として認められる今日に於て、労働を自由に選擇するの権利があると共に、又労働を自由に罷める権利がある筈だといふ此の一點に在る。

(7) 罷業の字義 サボタージュなる言葉の起原は「木の靴」(Sabot)を履いて仕事をするやうに、ぐずぐず働くといふ意味からである。

(8) 罷業の助長 我が國では從來治警第十七條に依つて同盟罷業を壓迫したが、労働者は



含むのが常である。<sup>(8)</sup>

怠業は、其の消極的のものにあつては、動もすれば労働者相互の間に於て、他人の怠業の程度を疑ふに至り、延いて相互の團結心を弱くすることがあつて、組合内部に於ても、一般に歓迎せられないが、更に其の積極的のものに於ては、元來餘りに賤劣極まる破壊的手段であつて、眞面目なる態度を以て、労働運動に従事する者の、執るを潔しとしないところである。

■不買同盟 不買同盟(Boycott)とは、労働者が協同して、自己の要求に應ぜざる資本家、若くは其の關係者の製品を一切購買消費せず、以て彼等を屈服せしめんとする手段をいふ。<sup>(9)</sup> 然して又時には、單に組合員に於て斯かる舉に出づるのみならず、他の組合をも勧誘して、

之を逆用して之に代へるに怠業を以てする巧妙な風習を助長するに至つた。元來同盟罷業は組合の基金乏しき爲めに永續性が少いが、怠業は日々賃銀を得つゝあるが故に此の解決はどこまでも永引くを免れず、全産業に及ぼす打撃は決して輕少ではない。

(9)ボイコットの起源 一八八

〇年愛蘭の一農場管理者たるボイコット氏が小作人に對して苛酷なる所置を執りし爲め、小作人達は之を世人に訴へてボイコット氏と一切の交際取引を爲さざることを勧告し、

共に之が關係を絶たしめ、更に進んでは、該資本家の不法を廣く宣傳して、一般世人にも、成るべく之を買はしめざるやうに努め、以て益、其の資本家の經濟的打撃を大にせんとすることもある。

#### 第四章 労働者福利増進施設

■資本家としての施設 前章に於て述べたる労働組合の研究は、もと労働問題の解決に關する施設の中で、先づ労働者自身が、自助の精神に立ちて爲すべき施設についての考察であつたが、本章に於ては、進んで資本家として、此の問題の解決に對し、如何なる施設を要すべきやの研究を試みる。

之が爲めボイコット氏は其の地を去るの已むを得ざるに至つたのに始まるといふ。

##### 研究問題

- (一) 労働者福利増進施設とは如何なる意味の施設か。
- (二) 此の施設には如何なる種類があるか。
- (三) 我が國に於ける此の種施設の實際を調べよ。
- (四) 此の種施設を爲す上の根本態度如何。



然して、資本家として努力すべき事項は、素より多々あり、一般労働条件に關する諸點に就いても、論ずべきことが少くないが、茲では其の範圍を縮小して、普通に「労働者の福利増進施設」と呼ばれてゐるもの、みに就いて述べようと思ふ。

■労働者福利増進施設 労働者福利増進の施設とは、種々に解釋せられるが、要するに、資本家が其の労働者の經濟的狀態を改善し、又は生活上、衛生上、教育上、慰安上各種の便宜を與へて、労働者夫れ／＼の満足を得せしむるが爲めに、法律又は契約に定めたる以上の範圍に於て行ふところの、永續的なるすべての保護施設をいふ。<sup>(1)</sup>

然して、近時此の施設が盛んに行はるゝは、一方之が

参考資料

- (1) 資本家の諸施設 進歩せる資本家は上記の施設の外又左記各種の施設をも實行する。
- 一、使用主と使用人とは大抵其の利益が一致するといふ理解の下に賃金の合理的制度を採用する。
- 二、労働者を衷心から満足せしむる爲めに企業の利益を労働者に分配する制度を採用する。
- 三、労資間の協調を圖り責任を分擔せしむる爲めに工場委員制度を採用する。
- (2) 公共的増進施設 幸福増進の施設は多くは資本家の經營

爲めに、労働者の生活が愉快な状態にあればある程、仕事の能率が上るといふことが研究されたこと、一方教育が進み、人格平等の思想が普及するにつれて、資本家も、従来の專制的の態度を續け得ざることを自覺し來つたのみならず、又労働關係を善良且つ高尙なるものにさせようとする人道的の發露が、之を助けた爲めであつて、要するに、勞資兩面に於ける共存共榮の必要が高調された結果である。

■此の施設の實際 之が施設は、労働者の心身兩面に亘つた頗る廣汎なるものであるが、就中一般に最も重要なものを左に列挙しよう。<sup>(2)</sup>

(一) 共済組合 労働者の相互救済を目的とした組合を設置し、組合員の疾病・負傷死亡・入營・出産等夫れ／＼

に係るものであるが、又國家や公共團體も此の種施設を行ふことがある。即ち(一)公設住宅、(二)公設市場、(三)公設金融機關、(四)公設托兒所、(五)公設浴場、(六)無料施療、(七)公設食堂等種々あるが、茲では資本家の施設のみを記述する。

(3) 住宅問題 福島紡績の社宅には浴場、理髮所、日用品供給所、運動場、裁縫教授所、幼稚園、學童預所等を設け低廉な家賃で提供してゐる。又一流紡績會社の寄宿舎は採光通風、防寒、其の他衛生保健に缺くべからざる諸般の設備



の事情に應じて、互助の實を擧げることとは、一般に早くから行はれてゐる。然るに、我が國に於ける此の種組合は、もと労働者自身に依つて、自動的に設立維持されるものではなく、大抵資本家の補助と監督とを受けるが常である。<sup>(1)</sup>

(二)住宅の提供 住宅は、労働者の生活の本據なるのみならず、又唯一の慰安の場所であつて、之が良否は能率の上にも、影響するところが少くない。されば近時我が國の工場では、社宅を建設し、低廉なる家賃を以て、之を提供することが漸く行はれ、又附屬の寄宿舎に於ては、設備上各般の注意を拂ひ、餘程進歩的のものを見るに至つたが、全般からいふと、未だ不完全なものが少くない。

を完備せるものあり、殊に鐘紡の家庭的寄宿舎等は出色のものである。されど製絲工場等に至れば合宿的て屋根裏を以て居室に充て、通風、採光の不完全は勿論實に見るに堪へないものが尠くない。

- (4) 鐘淵紡績従業員待遇法 當社の施設は我が國に於ける模範的のもの、一つである。左に概略を摘記する。
- 一、教育 鐘淵女學校、同職工學校、補習學校、新聞の發行、圖書の配布、幼稚園、
- 二、修養娛樂

(三)日用品の供給 資本家から補助金を出して、日用品の原價提供、又は廉賣を試み、労働者の生活を助けようとする施設は、近時可成りに多く行はれてゐる。然して之が方法は、千差萬別であるが、労働者の爲めに、相當の利便を與へてゐることは確かである。

(四)保健の設備 工場生活は、一般に保健上有害なる條件が少くないから、經營者に於て、工場の衛生設備、並に給養に留意し、労働者の疾病を出来るだけ少からしめ、又進んで醫務室、病院等を設け、醫療の方法を講ずることが行はれる。

(五)教育修養の施設 教育に關する施設は、唯だ幼年工に對してのみならず、或は補習教育や、青年訓練を施し、或は圖書館の設置、各種講演會の開催、又は女工の爲

- 休業日、娛樂運動慰安會、
- 休憩、休息所、
- 三、保健衛生 呼吸器患者取扱法、體格検査、傳染病豫防法、救急設備、浴場、更衣室、食堂、
- 四、居住設備 寄宿舎、社宅、家賃補助金、
- 五、日用品供給 日用品の原價販賣、
- 六、貯蓄及び送金 會社保管貯金、國元送金、
- 七、扶助救濟 死傷病者扶助、共濟組合に係る扶助、年金制度、
- 八、福利施設機關 幸福増進係、救濟委員、意



めには、裁縫、手藝の教授等、各種の機關を設けることは、工場生活に、一種の生氣と、潤ひとを生じ、勞資双方の爲めに、極めて望ましいことである。

(六) 慰安娛樂の施設 終日無趣味なる工場生活に於て、慰安の必要なるはいふまでもない。時に運動會、遊覽遠足を催し、又は娛樂場の設置、活寫觀劇を爲さしめ、或は各種運動競技の獎勵等に依つて、彼等の心身を慰めることは、頗る有效なる施設である。

四此の施設の批評 資本家が、上述の如き幸福増進の設備を設けることは、一般に人道上に於ける、最も公正なる事業として、是認せらるゝところであるが、労働者の中には、斯かる恩惠主義を嫌らずとなし、且つ該施設の方法に於て、當を得ざるのみならず、又此の施設あ

志疏通委員、獎勵委員、福利施設巡回検査、従業員と會社首腦者との會見、

(5) 労働者の教育 我が國工場労働者の教育程度は一般に著しく低い。随つて資本家が幸福増進施設として時間短縮、賃銀植上等を實施しても、其の時間と金錢との餘裕を徒に酒食逸樂に費消して之を自己の休養、修養に充てんとはせず、却て能率の低下を見るが如き矛盾の傾向がある。今後の労働政策に於ては彼等自身の教養に對して十分なる努力を拂はねばならぬ。

るが爲めに、一般賃金の上に、甚だ思はしからざる影響を與ふるとして、之に反對する者がある。

されど、一般的に社會的の見地より見る時は、此の施設は、結局労働者にも資本家にも、共に良好なる結果を齎すべく、之を以て、直に資本家の恩惠を施す手段と速断せず、一面能率増進の爲めに、一面企業家の義務として之を行ふものと解し、益、施設の改善進歩を圖るべきである。

### 第五章 爭議調停制度

■ 國家としての施設 労働問題解決の爲めには、其の直接の當事者たる労働者及び資本家が、互に上述の

(6) 反對理由 (一) 此の設備を供する方法がよくないこと。(二) 此の施設に要する出費はそれだけ賃銀の上で加減する傾向のあること。(三) 斯かる些少の改善施設に依つて労働關係發展の方針を阻害せらるゝこと等の理由の下に、労働者中には反對する者があり、又之が爲めに幾分効果を減ぜらるゝ虞れもある。

#### 研究問題

(一) 労働問題の解決に對して國家は如何なる施設を要する



如き各種の施設を行ふのみならず、又國家も進んで之が解決に當るべき諸種の手段を執らねばならぬ所以は、曩に第二章(一四三頁)に於て述べたる通りである。即ち、社會一般の安寧幸福の爲めに、各種の施設を爲すべき任務を負へる國家が、或は法令の力に依り、或は實地政策の働きに依つて、常に弱者たる労働者を保護し、其の健康並に正當なる利益に對し、公權力に基きて之を保持するに足る施設に努むるは、勿論當然のこと、いはねばならぬ。

然して、此の意味に於ける方策も種々あるが、茲では就中最も重要なる(一)爭議調停制度、並に(二)労働者保護制度としての工場法、及び労働保險の各項について説述しようと思ふ。<sup>(1)</sup>

- (一) 爭議調停制度の目的を述べよ。
- (二) 二つの仲裁法の利害を考へよ。
- (三) 我が國の調停制度の概要を述べよ。

**参考資料**

- (1) 労働問題解決施設一覽
- 一、自助的の施設
  - (1) 労働者側……労働組合。
  - (2) 資本案側……労働者福利増進の施設。
- 二、他力的の施設(國家の側)
  - (1) 爭議調停制度
  - (2) 労働者保護制度

**■ 爭議調停制度**

爭議調停制度とは、資本家と労働者との間に發生する爭議に對し、或は和解・調停の方法に依り、或は仲裁の方法に依つて、平和的に解決するの目的を以て、設けられたものである。然して、和解とは、當事者間の協議に依つて、調停とは、第三者の斡旋に依り、當事者双方を互譲せしめて、夫れ／＼問題を解決するものであるが、仲裁とは、當事者以外に第三者を加へ、又は第三者のみに依つて之が解決を爲すものをいふ。

**■ 此の制度の必要** 労働爭議は、其の種類の如何を問はず、之が發生を未然に防ぎ、又一旦發生すれば、成るべく速かに、圓滿なる解決を圖らねばならぬ。<sup>(2)</sup>殊に同盟罷業に於ては、其の期間中、全く産業の活動を中止せしめ、國家の生産力は、それだけ減少を來たすが爲めに、

- (1) 工場法。
- (2) 労働保險。
- (3) 施設の總目 勞資二つの階級が對立する以上、兩者の關係は動もすれば爭議を生じ易きが故に、是等紛争の調停機關を設け爭議の破裂に先立ちて此の機關に訴へしめて事を未然に防ぐか、或は不幸にして既に發生すれば此の機關をして其の解決を遂げしむるのである。
- (3) 公設の調停機關 之が爲めに諸國が公設機關として調停局又は工業裁判所を設けた所



之が長期に亘る時は、資本家も、労働者も、共に致命的の打撃を蒙るのみならず、直接間接に、國民全體の受くる損害も、甚大なるものがあるから、由來各國共之が調停に就いては、深き研究を重ね、成るべく完全なる制度を設けて、之が解決に當らうと努力し來つた。<sup>(3)</sup>

然して、當事者以外に、第三者を交へての仲裁を試むるは、元來勞資双方の交渉談判に於ては、兎角一時の感情に驅られて、其の進行が阻害せられ易きものであるから、斯かる場合、第三者が調停、仲裁の勞を執り、局面展開を圖るは、其の成功の上に、常に著しい効果を來たすからである。

**四 争議仲裁法** 争議仲裁法とは、特に設けられたる仲裁機關に依り、勞資双方の中間に立ちて、事件を處理

以は、勞資間に定めらるべき労働條件は事多数民衆の利害に關するが故に之を公事のものとして政府の任務に屬すべきものとの趣旨に由る。

(4) 仲裁法の價值 此の制度に於ては(一)當事者双方の信任を得べき適當なる人物を選任することの困難、(二)裁定の原則についての困難、例へば賃金決定に關し未だ確定せる學說なきが如き難點がある。されど完全なる手段の見出されぬ今日に於ては、此の制度を以て和解の及び難き所を補ひ幾分ても勞資争闘の弊害を除去

し、以て公平なる解決を圖るところの法をいふ。<sup>(4)</sup> 然して、此の法の規定する態度を大別して、任意仲裁法と強制仲裁法との二つとする。前者は、兩當事者が進んで仲裁機關に問題の解決を託するものであるが、後者は、國家が兩當事者を直接、間接に強制し、争議を第三者に附託せしめて、其の解決を求めしむるものである。然らば、兩法のいづれを以て可しとするかは、各國の事情に依つて、一律にいふことは出來ないが、理想的の見地よりすれば、素より任意仲裁法を以て、優れりとすべきも、當事者たる兩組合が相對峙して、徹底的に争議の解決を爲さんとするが如き場合には、此の法を以てしては、一般に望み少く、是非共強制仲裁法に依らねばならぬことが多い。<sup>(5)</sup>

輕減するを得策とする。

(5) 兩仲裁法の利害 兩法共各國に依つて採用せられてゐるが、強制法は否應なしに争議を壓迫して始末をするので最も力がある。されど實際に徴するに此の法は常に争議當事者の不滿を買ひ、それが解決しても又相次いで之を裏切るやうな罷業の機運が動く結果になり易いものである。されば一國で仲裁法を設けようとする場合には労働者は常に任意制を希望し、どこまでも自由の立場から争議の解決を爲ようとする。



四 我が國の調停制度 我が國には、由來此の種調停の制度なく、唯だ爭議の都度、資本家より成れる協調會や、警察官憲又は地方有志等に依る調停の行はるゝ位のこと、未だ整然たる組織はなかつた。然るに、時勢の進歩は之が放任を許さず、遂に大正十三年、小作爭議調停法が公布され、次いで同十五年、一般工業労働者に適用すべき、労働爭議調停法の公布實施を見るに至つた。左に後者の概要を記述しよう。<sup>(6)</sup>

(一) 適用の範圍 運輸事業、通信事業、水道、電氣、瓦斯等の供給事業等の如き、公益事業に關する爭議に對しては、行政官廳は、強制的調停の方法に依つて、之が解決を圖るを得、此の他一般産業の爭議については、任意調停の方法に依る。<sup>(7)</sup>

(6) 爭議調停法 大正一五年四月九日法律第五七號にて公布、同年七月一日より施行せらる。

(7) 適用の範圍 同法第一條。

左に掲ぐる事業に於て労働爭議發生したるときは行政官廳は當事者の請求に依り調停委員會を開設することを得、當事者の請求なき場合と雖行政官廳に於て必要ありと認めたるるとき亦同じ。

(以下第一項より第六項まで各種公益事業を列擧す。) 前項に掲ぐる以外の事業に於て労働爭議發生したるときは行政官廳は當事者双方の請求

(二) 調停委員會 以上の事業に於ける爭議調停に當つては、先づ調停委員會を開く。委員會は九名の委員より成り、中六名は爭議兩當事者をして、各半數宛選出せしめ、残り三名は、是等當事者の選定したる委員をして、更に爭議に直接利害關係を有せざる者から選定せしめ、行政官廳より之を囑託する。

(三) 調停の手續 右委員會は、直ちに爭議解決に必要な調査審理を開始して、其の調停を爲し、十五日以内に、之が手續を結了して、其の顛末を行政官廳に報告し、行政官廳は之が要旨を公表する。<sup>(8)</sup>

(四) 禁止と罰則 爭議が委員會の手に移れば、之が結了に至るまで、兩當事者及び其の屬する團體の役員、事務員以外の者は、(一) 使用者をして、爭議に關し作業所を

に依り調停委員會を開設することを得。

(8) 調停の手續 委員會の議事は過半數を以て決し、可否同數なる時は議長の決する所に依る。然して調停に必要な範圍に於て當事者其他關係人に對し出席説明を求め又は書類の提出を要求するを得るのみならず、又委員をして作業所其他爭議の場所に立入り、作業若くは設備を視察し又は關係者に質問せしむることを得。但し委員は故なくして知得したる秘密を漏洩するを許さぬ。尙ほ爭議解決に至



閉鎖し、作業を中止し、雇傭関係を破毀し、又は勞務繼續の申込を拒絶せしめ、或は(二)勞働者の集團をして、勞働争議に關し、勞務を中止し、作業の進行を阻害し、雇傭關係を破毀し、又は雇傭繼續の申込を拒絶せしむるが爲めに、争議に關係ある使用者、又は勞働者を誘惑若くは煽動することを禁止する。

然して(一)此の禁に反きたる者、及び(二)當事者に於て委員會の要求に對して、虚偽の説明を爲したる者、(三)調停委員の作業所等に立入、又は視察を爲すことを拒み、或は之を妨げたる者等に對しては、夫れ、禁錮又は罰金の處分を課せられる。<sup>(9)</sup>

但し是等の罰則は、公共的事業に關する争議に限つたことで、利益的一般事業に關する争議に適用されな

らざりし時は委員會は其の報告に委員會の決議せる争議調停案及び之に關する少數意見を表示することを要する規定である。(同法第一一、一三、一四、一五、一六條参照)

(9) 煽動者の所罰 此の規定に反したる者は三月以下の禁錮又は二百圓以下の罰金に處せらる。  
(10) 其の他の所罰 (二)(三)及び委員が知り得た秘密を漏洩したる者は、いづれも二百圓以下の罰金に處せらる。

いのは、任意調停の性質上勿論のことである。

### 第六章 労働者保護制度

#### 第一節 工場法

■労働者保護制度 既に幾度も述べたるが如く、現代に於ける労働者は、常に弱者たるの地位に立ち、資本家との間に結ばるゝ雇傭契約の如きも、大抵不利の條件を忍ばねばならぬ境遇に在る。されば、之を唯だ當事者の自由契約に放任する限り、彼等の境涯は、兎角劣悪で、絶えず悲惨なる状態に苦しむべきが故に、國家は徒に袖手傍觀せず、進んで此の上に、然るべき保護政策を執るの要がある。

- (一) 工場法制定の精神を述べよ。
- (二) 我が工場法の缺點を挙げよ。
- (三) 工場法規につき各項の規定を研究して之を具體的に列挙してみよ。
- (四) 國際労働會議と我が工場法との關係を述べよ。

#### 参考文獻

- (1) 工場法規一覽
- 一、工場法……明治四四年三月、法律第四六號。
- 二、工場法施行令……大正五



今日一般に、保護制度として重要なものは、工場法と労働保険との二つである。

■工場法の意義 工場法は、賃銀労働者の雇傭に關する弊害を除去せんが爲めに、之が雇傭契約に關して、労働者の健康を保持し、利益を保護すべき各種の制限を設くる法規である。勿論此の如き保護施設は、あらゆる種類の労働者に對して必要であるが、就中斯かる社會的弊害の最も早く現はれたのは、工場工業であつたから、之に適用すべき工場法が、古くより其の發達を見た譯である。

■我が工場法の大要 我が國の工場法は、明治四十四年に公布せられ、大正五年九月一日を以て、之が實施を見るに至つたが、概して未だ不完全なる點もあり、且

- 年八月、勅令第一九三號。
- 三、工場法施行規則……大正五年八月、省令第一九號。
- 四、工業労働者最低年齢法……大正一二年三月、法律第三四號。
- 五、工業労働者最低年齢法施行規則……大正一五年六月、内務省令第一四號。

(2)工場法の不備 内容に於て未だ不徹底で世界の進歩に遠ざかること甚しきものがある。殊に折角規定したものでも之が實施期を猶豫せる箇條多く、學者や労働者側から随分手厳しい攻撃を受けてゐるが、之が理由は上記の通りである。

つ未施行の部分も、可成りに多い。(1) 之は全く一時に企業家の負擔を増すことを恐れたもので、漸を追ふて改正を見るに至るであらう。(2) 左に之が大要を示す。

(一)適用の範圍 常時十人以上の職工を使用するもの、及び事業の性質が危険なるか、又は衛生上有害なる處れある工場に適用せられる。(3)

(二)兒童の労働禁止 幼少なる兒童を、工場労働に使用するは、元來非人道的なるのみならず、又國民保健上からも不都合であるから、十四歳以下の者の使用を禁止、唯だ十二歳以上で、義務教育を終了せし者には、特に就業を許す定めである。(4)

(三)少年の労働制限 十六歳未満の少年を、無制限に工場労働に使用することも、同じ意味に於て害ありと

(3)危険、有害なる工業 工場法施行令中に於て六十種の該當工業を列記してある。(第三條)

(4)禁止年齢 工業労働者最低年齢法第二條に規定す。

(5)少年の労働制限 一、一日に付十一時間以上の就業を禁止す。(除外例あり。)

二、午後十時より午前五時までの就業を禁す。(除外例あり。)

三、毎月少くも二回の休日を設定す。(除外例あり。)

(以上工場法第三、四、七條) 四、特に規定せる七種の危険なる業務に従事するを禁す。



し、之に一定の制限を附した。即ち就業時間の制限、夜業の禁止、休日の勵行、並に生命・健康に危害を及ぼすべき種類の仕事に、従事することを禁じてゐる。<sup>(6)</sup>

(四) 女子の労働制限 女子は生理上の理由から、労働に於て、男子と一様に取扱い難きを以て、前項少年労働の制限を、其のまゝ適用するのみならず、又産前産後に於ける労働の禁止、及び小兒哺乳に關する時間を與ふべき旨を規定してゐる。<sup>(7)</sup>

(五) 成年男子の労働保護 成年男子労働者は、自動能力大なるが故に、是等に對しては、法律は餘り立入つた干渉を試むを避け、なるべく契約の自由を尊重せんとし、主として労働時間の制限を行ふを以て足れりとするが、我が工場法では、未だ此の點について、明確なる規

(工場法施行規則第五條)

(6) 女子の制限 前項に列擧せる法文には皆「十六歳未満の者及び女子に對し」とある。

(7) 出産の規定 産前四週間、産後六週間就業を禁止す。滿一年までの生兒に一日二回の哺育時間を規定す。  
(工場法施行規則第九、一〇條)

(8) 労働時間の制限 未だ明確な規定はないが國際労働會議で一日八時間、一週四十八時間制が決定されたので漸次此の精神が認めらるゝであらう。

定をすするに至らぬ。<sup>(8)</sup>

(六) 作業上の保護 労働者の生命・健康並に風紀を保護する爲め、工場設備に關して、必要なる事項を命じ、又之に反する設備の使用を禁止する。

(七) 雇入・解雇の保護 雇入及び解雇に關する規定を設け、解約の際は、之が豫告期間を決定し、又賃銀の支拂を保證すべき種々の條項を定める。<sup>(9)</sup>

(八) 扶助の規定 職工負傷し、又は疾病に罹りたる時は、遣は、工業主に於て、之が費用を負擔し、死亡したる時は、遺族扶助料を給すべきが如き、各種の扶助規定を設ける。<sup>(10)</sup>

(九) 監督制度 保護法を十分に勵行せんとするには、之を監督し、又助言をなす監督機關を必要とするから、此の規定を設ける。

(9) 解雇、賃金の保護 解約の際は、少くとも十四日前に豫告をなすを要す。(施行令第二七條)

賃金支拂に干渉するは、貯金獎勵の美名の下に賃金の一部を雇主が保留して職工の足留策とするもの、又は罰則を定め賃金の大部分を引去るもの等種々の弊害を防がんが爲めてある。(施行令第二二條以下第二七條迄)

(10) 扶助規定

- 一、業務上の負傷、疾病の際には工業主の費用にて療養す。
- 二、療養中賃金の百分の六十以上の休業扶助料を給す。
- 三、治療後身體障害を存する



**四 國際的労働保護協定** 右の如き労働者保護に關する立法や監督は、之を一國のみに於て行ふよりも、廣く世界の開明國が、步調を揃へて、相協力する方が、啻に人道的なるのみならず、又其の効果を擧ぐる上に於ても、一層有力である。されば、之が爲めに國際的協約の成立を必要とし、久しく此の實現についての運動が行はれたが、歐洲大戰後世界の情勢は、著しく之が成立を促進するに至り、遂に一九一九年、第一回の國際労働會議が開催さるゝことになつた。爾來回を重ねるに隨ひ、加入國も五十八ヶ國を數へ、又労働事務局も設けられ、労働保護に關する國際協定は、茲に急速なる進展を見るに至つた。然して、今日まで會議の決議にかゝる多くの事項は、我が工場法の制定の上に、實に尠からざ

時は状態に依り賃金四十日分以上、乃至五百四十日分以上の障害扶助料を給す。  
 四、死亡の際は賃金三百六十日分以上の遺族扶助料を給し、二十圓以上の葬祭料を給す。(以上施行令第四條以下第二十條迄。)

(11) 我が國と國際労働會議 我が國は第一回の會議以來之に代表者を送り、其の決議の精神を認めて労働時間短縮、最低年齢、夜業、産婦保護等各種の問題について法令の制定又は改正を見頗る効力があつた。唯だ從來労働組合法の無いが爲めに眞の労働代表の選出に

る刺戟を與へたが、今後も亦年を逐ふて、益、確實にして有效なる成果が擧げらるゝことであらう。<sup>(11)</sup>

**第二節 労働保險**

**■ 労働保險** 労働保險とは、労働者が偶然の事故發生に依つて、労働能力を喪失又は減少せる場合に、労働者自身及び其の家族、若くは遺族の被る生活上の困難を救濟せんとする施設である。

**■ 労働保險の必要** 前述の工場法の如きは、もと労働者保護に關する消極的の制限規定であるが、こればかりでは、到底彼等の死傷・疾病等に由る不幸を除去することは出來ない。近時工場工業の勃興と、機械使用の擴大に伴ひ、労働者の受くる危険の程度も亦劇増

つき常に紛糾するを免れない。

**研究問題**

- (一) 労働保險の使命如何。
- (二) 健康保險法の條文につきて各要項を研究せよ。
- (三) 健康保險と普通の保險とはどこが違ふか。
- (四) 相互扶助の精神はどこに表はれてゐるか。

**参考資料**

- (1) 工場法との關係 工場法に於ては業務より生ずる公傷病者に對して治療費や手當金を



し、疾病、傷死の数は著しく増大した。然かも彼等は、一般に生計豊かならず、其の所得の途は、一に繋つて之が體力に在るを以て、一旦其の體力を減殺するが如きことあらんか、忽ち一家を擧げて路頭に迷ふの外なきに至る。茲に於て、是非共彼等の生活を保障し、救済すべき積極的手段として、労働保険の施設に依り、之が危険を分散する方策を執るの必要を生ずる。<sup>(1)</sup>

■經營の主義 労働保険の經營上、之が加入について、(一)任意主義と、(二)強制主義との別がある。即ち前者に在りては、労働者及び雇主の之に加入するや否やは、全く其の自由なるに反し、後者にありては、法定の條件を具有する被保険者及び雇主は、事情の如何に拘らず、悉く強制的に加入せしむるの制度である。然して、い

給するけれども、傷病の大部分を占めてゐる業務外の疾病、負傷についての救済手段のない爲めに労働者は悲惨なる情態に陥る。茲に此の保険の必要がある。

(2) 強制主義の必要 (一) 労働保険は社會的の救済施設なれば、労働者の自發的加入を待つことが出来ぬ。(二) 彼等は普通人よりも危険率が大なれば、多数を加入せしめて危険率を平順にする要がある。(三) 労働者の知識及び經濟状態では到底自發的の加入を期し難い等種種の理由がある。

づれにも一長一短はあるが、概して前者を採る時は、兎もすれば、社會的救済施設たる此の保険の目的を達し難き遺憾があるから、第十九世紀の末葉に於て、獨逸が強制保険制度を布いて以來、各國は次第に其の例に倣ふに至つた。<sup>(2)</sup>

四 我が保険法の概要 我が國に於ても、労働保険設定の儀は、早くより行はれたが、漸く大正十一年四月に至り健康保険法の公布を見、十五年七月一日を以て施行せられた。<sup>(3)</sup> 然して之が制度には、設備加入共に、任意的のもの、強制的のものとの二つを認めてゐる。今左に其の概要を説明する。<sup>(4)</sup>

- (一) 被保険者 之には左の二つの種類がある。  
(1) 強制被保険者 工場法の適用を受くる工場、又

(3) 健康保険法 大正十一年四月公布、法律第七〇號。

(4) 相互扶助の精神 此の保険は普通の生命、火災保険の如き營利本位ではなからず、雇主と労働者とが共に保険料を出すのみならず、國民全體も之に力を添へる爲めに國庫でも補助を與へ、全く相互扶助の美しい精神に基いたものである。

(5) 強制被保険者 上記の内(一)一年の報酬千二百圓を越ゆる職員、(二)臨時の使用者、(三)本來の事業に直接關係なき使用人等は被保険者とならない。



は鑛業法の適用を受くる鑛山又は其の附屬工場に使用せらるゝ者で、之は當然被保険者となる。<sup>(6)</sup>

(2) 任意被保険者 右二法の適用なき工場、鑛山、若くは土木、建築、交通、運輸等の工業的企業に使用せられるもので、其の二分の一以上が、保険加入を希望する時は、全部を包括して、被保険者となる。<sup>(6)</sup>

(二) 保険者 之にも左の二つの種類がある。

(1) 政府 健康保険組合に属せざる被保険者の保険を管掌する。<sup>(7)</sup>

(2) 健康保険組合 之が設立には、任意設立と、強制設立との別がある。前者は、常時三百人以上を使用する事業主が、被保険者二分の一以上の同意を得て設立するもの、後者は、常時五百人以上の被保険者を

(同法第一三條)

(6) 任意被保険者 上記の内前項に列記した者は同じく被保険者とならぬ。(同第一五條)

(7) 政府 政府は健康保険署を各府縣に設け事務を執らしむ。

(8) 任意設立 二分の一以上の同意を得、規約を作りて内務大臣の認可を受く。(第二九條)

(9) 強制設立 上記の如くして設立を命ぜられたる事業主は規約を作り内務大臣の認可を受くるを要する。(第三二條)

使用する事業主に對し、政府が組合設立を命じた場合である。<sup>(10)</sup>

(三) 保険給付 被保険者に於て、左記の事故が発生した場合に、夫れ／＼規定の給付を爲す。之は勿論治療ではなくして、被保険者は権利として之を受ける。

(1) 疾病・負傷の場合 無料で療養を受けしめ、又必要に應じて病院に收容するのみならず、休養中日給の六割に當る傷病手当金を給する。<sup>(11)</sup>

(2) 死亡の場合 日給の二十日分に當る(但最低二十圓)埋葬料を給する。

(3) 分娩の場合 二十圓の分娩費を給し、尙ほ規定の期間に於ける休業に對しては、日給の六割に當る出産手当金を給する。<sup>(12)</sup>

(10) 傷病手当金 業務上の事由に依らざる時は第四日目より手当を給せらる。又療養の給付、手当金の支給は毎年百八十日を限度とする。業務上の事由に依らざる傷病は一年の内合計百八十日を限度とする。(第四三條乃至第四七條)

(11) 分娩 尙ほ難産の者に對しては産院に收容し、又は助産の手當を施すこともある。然して出産手当金支給の期間は産前二十八日、産後四十二日の間とする。(第五〇、五一條)

(12) 費用の負擔 保険料は健康



四費用の負擔 保険料は、被保険者と事業主とが、各、其の二分の一宛を負擔するが、特に事故多き事業に在つては、事業主の負擔を増すことが出来る。但し被保険者の負擔すべき料金は、日給の百分の三を超ゆることを得ざる規定である。

尙ほ國庫は各組合の保険給付に要する費用の十分の一を負擔する。<sup>(12)</sup>

(五)罰則 事業主が組合の設立を命ぜられたるに、期日までに其の手續を執らざる場合、又は虚偽の報告、答辯を爲したる場合、其他各種の義務を怠りたる場合に對し、夫れ／＼罰則の規定がある。<sup>(13)</sup>

保險署の保險ならば毎日々給一圓に付被保險者二錢（炭坑は三錢）、事業主二錢（炭坑は五錢）。國庫の負擔金は毎年凡そ四百萬圓に上る見込。  
<sup>(12)</sup>罰則 第八七條乃至第九〇條を見よ。  
<sup>(13)</sup>批評 左の如き批難がある。  
一、労働者が手當金を當てにして兎角休みたがる風がある。  
二、之よりも從來の共済組合の扶助の方が有利である。  
三、醫者が治療を不親切にする。  
四、國庫負擔金は到底四百萬圓では足らぬ傾きがある。

### 第三篇 財政學

#### 第一章 總論

##### 第一節 財政の意義<sup>(1)</sup>

■國家の財政 以上二篇に亘つて、國家が産業の發達に對し、如何なる施設を爲すべきかの一斑を述べたのであるが、併し國家として爲すべきは、單に斯かる經濟の方面のみではなく、此の外更に多くの諸設備を要するのである。<sup>(2)</sup> 即ち國內の安寧を衛り、秩序を保ち、一國文化の發展を計るが爲めに、或は兵力を養ひ、法律を立て、或は交通衛生の事に任じ、教育を進める等、數多の施設をしなければならぬ。然して是等のことを行ふ

研究問題  
(一) 經濟と財政とを比較せよ。  
(二) 國家財政と地方財政とを比較して異同を考へよ。  
(三) 財政と私經濟との異なる點を述べよ。  
參考資料  
(1) 財政の意義 財政とは國家及び公共團體が其の共同生活の治安を圖り福利を進める爲めに經費を獲て之を消費するところの經濟活動をいふ。  
(2) 國家の任務 國家は國を守



には、先づそれに必要な財源を作り、次いで之を適當に使用し、又確實に管理するところの經濟が必要となつて來る。此の如く、國家の政治を行ふ上に要する經濟を稱して、國家の財政といふ。

■地方の財政 然るに、世の進歩と共に、國家の政務も次第に其の多きを加へ、且つ其の範圍の擴張するに従ひ、國家自らに於て、斯かる一切の任務を遂行し能はず、そこに府縣・市・町村の如き地方公共團體を設けて、或は之に國務の一部を委任し、或は又是等固有の事務を執行せしめて、以て國利民福を圖ることゝなつた。此の如き團體も、其の目的と任務とを果さんが爲めには、それだけの經費を調達し、又之を支出する經濟を營まねばならぬ。然して此の經濟も、大體に於て國家經濟

り之を榮えしむるために(一)陸海軍を置き警察を設け裁判所を開き、(二)個人の力に依らず國に於て行ふを有效なりとするために通信交通、衛生の事に任じ貨幣を發行し等諸多の施設を行ふ。

(3)公共團體 公共團體は、市町村等の地方團體以外各種組合商業會議所等の團體あり。同じく共同生活の目的を達する爲めに經費を獲得し消費すること國家財政と酷似する。従つて國家財政の重要原則は是等公共團體の財政にも適用せられる。

と相異るところなく、稱して之を地方の財政といふ。

■公經濟と私經濟 されば、國家公共團體も、吾等個人も、共に其の維持發展の爲めに、活動を營むのであるが、就中前者即ち國家並に公共團體の營む經濟を稱して公經濟といひ、後者即ち私人並に會社・協會等の行ふ經濟を稱して私經濟といふ。然して、公經濟に屬するものは、一般に強制的の權力に依つて、成立維持せられるものであるから、一名を強制經濟ともいひ、普通財政といふのは、即ち之を指す。

■國財政と國民經濟 此の如く、國家並に公共團體は、強制的に國民より所要の經費を徵收するのであるが、さればとて、國民の所得及び負擔力の程度を考へず、に、放漫な計劃を立つべきではない。即ち財政は、元來國

(4)各種の財政 國家財政、府縣財政、市町村財政等種々あるが、いづれの場合に於ても其の原則に變りはない。

(5)經費取得の方法 國家が必要とする經費を取得する方法には左の三つがある。

一、各人の自由意志により進んで之を提供する。  
二、國家自ら生産し又は交換に依つて他より給付せしむる。

三、非交換的(強制的)に他より提供せしむる。  
就中最も多くの部分を占むるは第三強制的方法に依るものである。